



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2017



損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

はじめに

このたび、ディスクロージャー誌「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2017」を作成しました。2016年度の成果や経営戦略、事業内容、決算内容、今後の方針などをわかりやすく説明しています。

本誌が、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命をご理解いただくうえで、皆さまのお役にたてれば幸いです。

会社概要 (2017年3月末日現在)

会 社 名：損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

設 立：1981年(昭和56年)7月

営 業 開 始：1982年(昭和57年)4月

資 本 金：172億5千万円

総 資 産：2兆5,890億円

保 有 契 約 高：22兆3,255億円(個人保険と個人年金保険の合計)

本 社 所 在 地：〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

TEL:03-6742-3111(代表)

公式ウェブサイト <http://www.himawari-life.co.jp/>

取 締 役 社 長：高橋 薫

従 業 員 数：2,795名

株 主：SOMPOホールディングス株式会社(100%)

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命 経営基本方針

1. サービス品質の追求

すべての業務プロセスにおいて品質の向上に取り組み、最高品質のサービスをご提供することにより、お客さまに最も高く評価される生命保険会社を目指します。

2. 持続的な成長による企業価値の拡大

目指す企業グループ像の実現に向け、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、持続的成長を実現し、企業価値の拡大を目指します。

3. 事業効率の追求

あらゆる分野において、グループで連携し最大の力を発揮することにより、事業効率を高め、安定した事業基盤を築きます。

4. 透明性の高いガバナンス態勢

生命保険会社の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提とします。

5. 社会的責任の遂行

環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

6. 活力ある風土の実現

組織活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れる会社を実現し、社員とともに成長します。

7. 存在感のある生命保険会社

収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

目次

| | |
|--------------------------|----|
| トップメッセージ | 1 |
| 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革 | 3 |
| トピックス | 4 |
| SOMPOホールディングスグループの概要 | |
| SOMPOホールディングスグループの概要 | 7 |
| 経営について | |
| 中期経営計画(2016-2020年度) | 11 |
| お客さま本位の業務運営方針 | 13 |
| 財務の健全性 | |
| 格付け | 17 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 17 |
| 実質資産負債差額 | 17 |
| 基礎利益 | 18 |
| 逆ざやの状況 | 18 |
| 責任準備金の積立状況 | 18 |
| MCEV | 19 |
| 主要業績の推移 | |
| 直近事業年度における事業の概況 | 21 |
| 損益の状況 | 21 |
| 主要業績の推移 | 21 |
| 収支の状況 | 23 |
| 資産・負債の状況 | 25 |
| 2016年度の一般勘定資産の運用状況 | 27 |
| 業務品質向上に向けた取組み | |
| 業務品質向上推進態勢 | 29 |
| カスタマーセンターのご案内 | 33 |
| お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して | |
| 保険金等支払管理態勢 | 34 |
| 保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて | 34 |
| 保険金等のお支払い状況 | 35 |
| 内部統制の整備 | 36 |
| 利益相反取引の管理 | 40 |
| コンプライアンス態勢 | 41 |
| 反社会的勢力への対応 | 44 |
| お客さま情報の保護 | 45 |
| 戦略的リスク経営(ERM) | |
| 戦略的リスク経営(ERM)に関する体制 | 52 |
| 戦略的リスク経営(ERM)の運営 | 53 |
| リスクカテゴリー別の管理 | 54 |
| 生命保険契約者保護機構 | |
| 生命保険契約者保護機構とは | 55 |
| CSRの取組み | |
| 企業の社会的責任(CSR) | 57 |
| グループCSR重点課題 | 57 |
| CSRの活動事例 | 58 |
| 商品・サービス体制について | |
| ご契約の流れ | 63 |
| 保険金・給付金のお支払いまでの流れ | 64 |
| お申込みに際してのお客さまへの情報提供 | 65 |
| 情報開示 | 67 |
| 販売チャネルのご案内 | 68 |
| 商品ラインアップ | 69 |
| 健康・生活応援サービス | 72 |
| 介護応援サービス | 72 |
| 教育・研修の概略 | 73 |
| データファイル | |
| コーポレート・データ | 79 |
| 業績データ | 95 |

トップメッセージ



取締役社長

高橋 薫



はじめに

平素より、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。SOMPOホールディングスグループの中でも高い成長性を有する国内生保事業を担う当社は、お客さまに今までにない新たな価値を提供することにより、日本一イノベーティブな生命保険会社となることを目指しています。

2016年度を振り返って

2016年度は、中期経営計画の始まりの年でした。当社はこの中期経営計画の期間(2016年度～2020年度)を第2の創業期と位置づけ、生命保険のその先、お客さまが健康になることを応援する「健康応援企業」への変革を進めています。

具体的には、「健康を軸にした新たなサービス」と「そのサービスが一体となった商品」を「新たな価値を提供する募集人」を通じてお届けする三位一体のビジネスモデルを構築することで、お客さま一人ひとりと生涯にわたり、より強くつながることを目指しています。

2016年9月には、お客さまに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとした健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」を立ち上げ、第一弾商品として、先進医療、臓器移植の保障に特化した、月々500円で加入できるネット専用商品「Linkx coins(リンククロス コインズ)」の発売を開始しました。

また、ご契約者のみならず、広くどなたでもご利用いただける健康増進アプリ「Linkx siru(リンククロス シル)」、「Linkx reco(リンククロス レコ)」、「Linkx aruku(リンククロス アルク)」をリリースしました。

2017年4月には、公的介護保険制度の要介護1以上と認定されたお客さまが介護一時金を受け取れる「介護一時金特約」を発売しました。介護が必要となる方が急増するなかで、当社は最多数を占める要介護1から保障できる商品を提供するとともに、SOMPOホールディングスグループの強みである介護分野のサービスを併せてご提供することで、より多くのお客さまのニーズに対応してまいります。

お客さま本位の業務運営

当社は、「お客さま視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」という経営理念を掲げています。

今般、金融庁から「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されたことをふまえ、お客さま本位の業務運営をより一層推進し、「健康応援企業」への変革を実現させる観点から、「お客さま本位の業務運営方針」を定め、具体的な取組みと併せて公表しました。引き続き、お客さまから選ばれる会社になるための取組みを加速させてまいります。

「安心・安全・健康のテーマパーク」を目指して

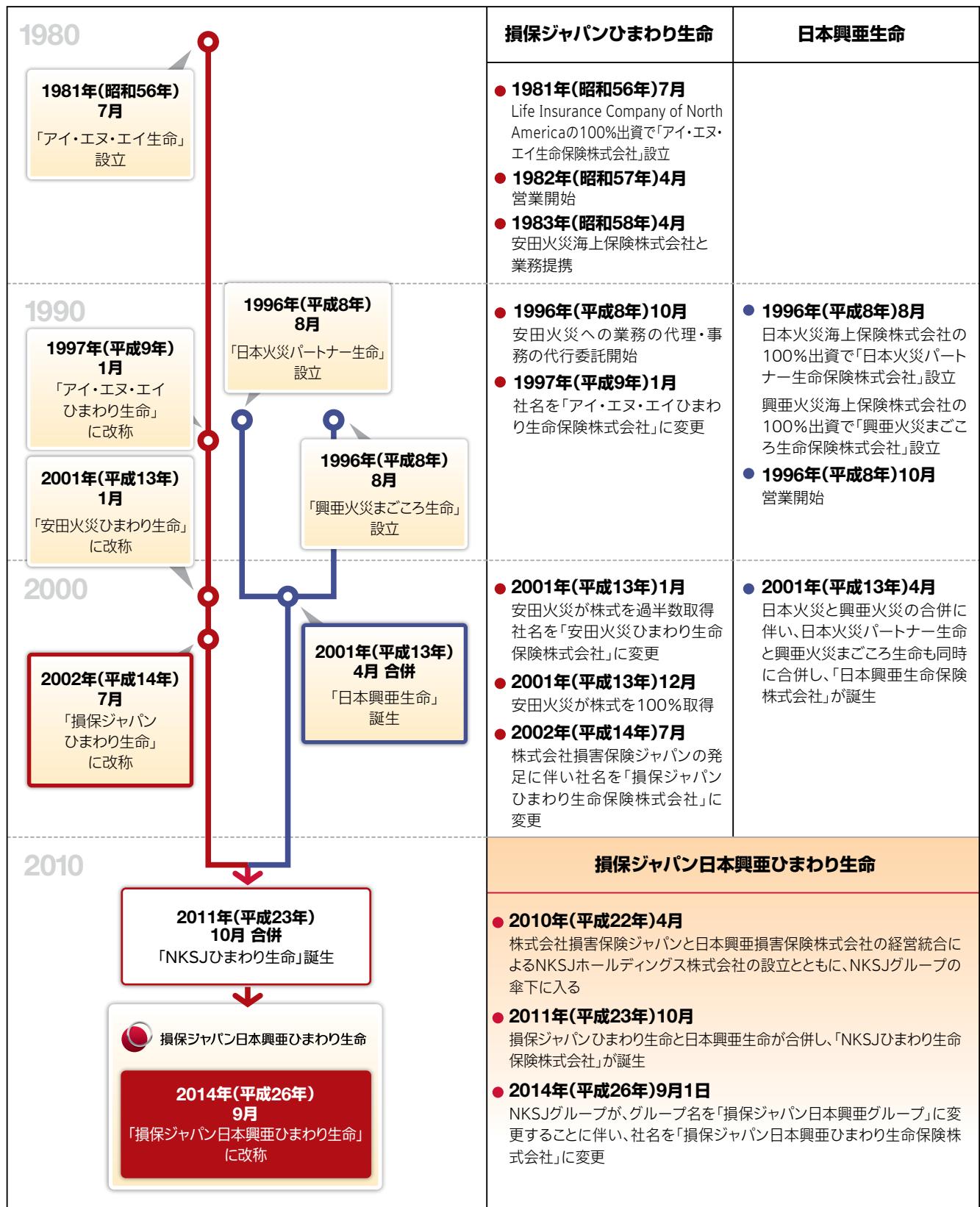
SOMPOホールディングスグループは、お客さまの人生に笑顔をもたらす「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築を目指しています。

そのためにも、グループの中核生命保険会社である当社は、中期経営計画を具体的かつ着実に実行し、今後とも既成概念に捉われず、健康を軸にした新たな商品・サービスの開発にチャレンジし、「安心・安全・健康のフロントランナー」としてひまわり生命ブランドを確立していく所存です。

皆さまには、引き続き変わらぬご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

2017年7月

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革



トピックス

健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」の立ち上げ

2016年9月、お客さまに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとして、健康を軸とした革新的な商品や、アプリを中心とした健康関連サービスを展開していく健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」を立ち上げました。同ブランドでは、ご提供する保険商品や健康関連サービスのうち、お客さま一人ひとりのニーズにマッチするものをストレスなく選んでいただき、お客さまにとって「ちょうどいいもの」であり続けることを目指して今後展開していきます。



わたしらしい「健康」を。

「Linkx(リンククロス)」ブランド商品第一弾! 『Linkx coins(リンククロス コインズ)』の発売

2016年9月20日に、月々500円の保険料で加入出来るネット専用商品『Linkx coins(リンククロス コインズ)』(正式名称:「臓器移植医療給付金付先進医療保険」)を発売しました。先進医療と臓器移植という経済的負担の大きい治療に対する保障に特化した保険です。(商品詳細はP.70)



臓器移植医療給付金付先進医療保険

要介護1以上で介護一時金を受け取ることができる「介護一時金特約」の発売

2017年4月2日に「介護一時金特約」を発売しました。公的介護保険制度の要介護1以上と認定されたお客さまは介護一時金を受け取ることができます。

公的介護保険で要介護・要支援と認定されている方は、2015年3月末時点で約606万人になりました。なかでも要介護1の方が117万人(全体の19.3%)で最多となっています。当社では介護が必要となる方が急増するなかで、最も割合を占める要介護1から保障できる商品とすることで、より幅広いお客さまのニーズに対応します。

「Linkx(リンククロス)」ブランドから スマートフォンアプリが続々登場!

2016年10月、健康情報アプリ「Linkx siru(リンククロス シル)」、2017年4月、健康状態および生活習慣改善に向けたダイエットアプリ「Linkx reco(リンククロス レコ)」、「毎日」「無理なく」「楽しく」「歩く」ことを目的とした散歩アプリ「Linkx aruku(リンククロス アルク)」をリリースしました。ご契約者さま以外も無料で利用が可能です。



私の健康を支える情報アプリ
Linkx siru (リンククロス シル)



ふたりだから続けられるダイエットアプリ
Linkx reco (リンククロス レコ)



いつもの道が楽しくなるお散歩アプリ
Linkx aruku (リンククロス アルク)



健康経営への取組み

当社が中期経営計画(P.11)で目指す「健康応援企業」への変革の実現のためには、社員とその家族の自発的な健康維持・増進が不可欠と考えます。この考えに基づき、「健康経営^{※1}」「働き方改革」への取組みを進めています。

＜取組みの例＞

| | |
|----------------|--|
| ウェアラブル端末の活用 | 心拍数の計測が可能なフィットビット社製ウェアラブル端末を社員に配布し、社員の健康増進を後押ししています。 |
| プレミアムフライデーズの導入 | 社員は自身や業務の都合に合わせ、月に1度、交代で金曜日を15時退社とする制度を導入しています。 |
| 労働時間削減 | 19時以降の在社を原則禁止しています。 |
| クアオルトの利活用 | 全社員が1泊2日のクアオルト(ドイツ語で療養地の意味)プログラムを体験します。また、通常の保健指導では改善が見られない社員を対象に、クアオルト特定保健指導プログラムを実施し、健康への意識・行動変容を促しています。 |

これらの取組みが評価され、経済産業省および日本健康会議が運営する「健康経営優良法人2017 大規模法人部門(ホワイト500)」に認定^{※2}されました。

※1 「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

※2 健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度で、2017年より始まりました。



地方自治体との連携協定

2016年11月、大阪府と府民の健康的な生活の実現に向けて事業連携協定を締結しました。今後、府内企業や府民向けの「健康」に関するセミナーの開催・協賛や、アプリを使った健康づくり情報の発信を予定しています。当社では、引き続き地方自治体と連携しながら、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することに貢献していきます。

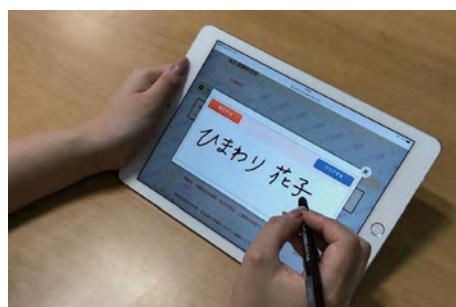
株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、iBankマーケティング株式会社との業務提携

2016年9月、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ、iBankマーケティング株式会社と業務提携し、保険・金融分野における新たな価値創造を目指します。『iBank(アイバンク)』はスマートフォンを活用して、金融を軸としたサービスと、ライフスタイル／ライフイベントに隣接した非金融系のサービスをシームレスに繋ぐことで新しい顧客体験・価値を提供することを目的に展開するマネーサービスブランドです。

ペーパーレス申込手続きの開始

2016年7月に、ICTを活用した業務改革の第一弾として、タブレット端末等で保険のお申込みができる「ペーパーレス申込手続き(ペットネーム:ひまわりモバイルNavi)」を開始しました。「ひまわりモバイルNavi」は、申込内容の確認や告知内容の入力をモバイル端末等の画面上で簡単に行うことができ、1回の電子署名でお申込み手続きを完了させることができます。特に健康状態の告知に関しては、自動査定機能により医的査定結果を即時に表示し、最短でお申込みの翌日に契約が成立します。

お客さまから大変ご好評をいただき、2017年3月現在で対象契約の約半数以上が「ひまわりモバイルNavi」によるご契約となっています。



保険相談サイト『ポンポンほけん室』オープン

2017年4月20日に保険相談サイト「ポンポンほけん室」をオープンしました。サイト内にて保険相談サービス(無料)にお申込みいただくと、当社の代理店またはライフカウンセラー^{※3}が、保険に関するご相談に親身になってお応えします。

※ライフカウンセラーとは、生命保険を軸として、金融、経済などの幅広い知識を持つ精銳の営業社員です。

SOMPOホールディングスグループの概要

SOMPOホールディングスグループの概要 7

SOMPOホールディングスグループの概要

経営について

CSRの取組み

商品・サービス体制について

コーポレート・データ

業績データ

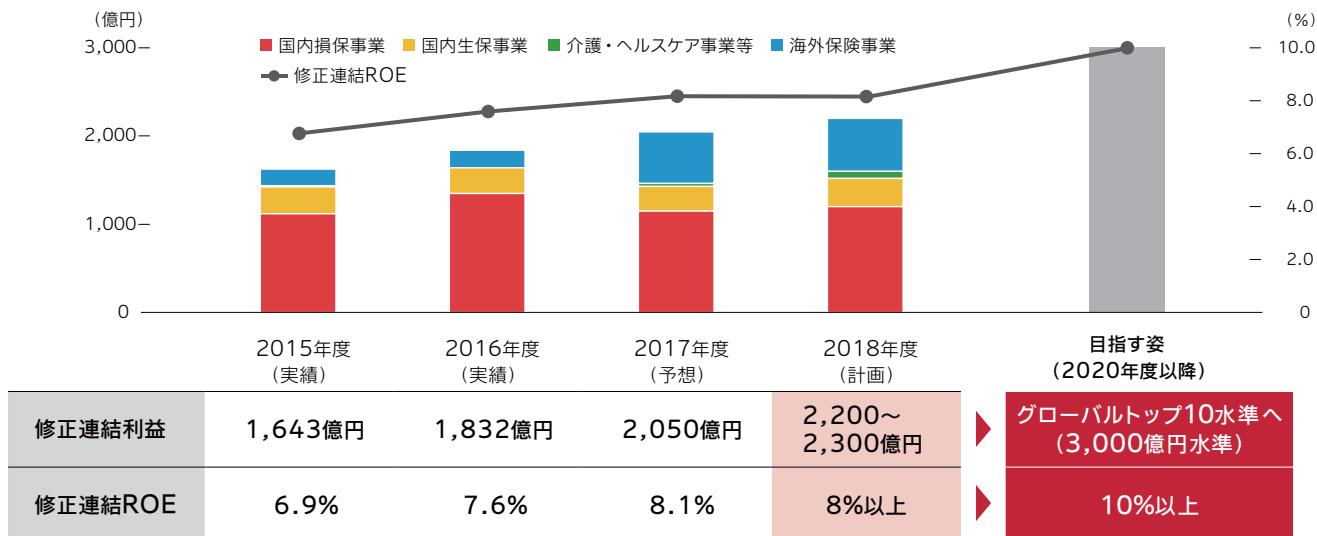
SOMPOホールディングスグループの概要

中期経営計画

グループ計画

SOMPOホールディングスは、2016年5月に中期経営計画を公表しました。

中期経営計画では、「お客様の安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供する」というグループ経営理念の具現化に向けて、各事業の魅力を徹底的に高めると同時に、デジタル技術を活用したサービスの拡充やお客様接点の強化、事業間連携などに取り組み、「安心・安全・健康のテーマパーク」の構築を進めています。将来的にはグローバルトップ10水準の規模および資本効率の実現を目指して、計画の折り返し地点となる2018年度に定量的な経営目標を設定しました。



中期経営計画の初年度である2016年度は、各事業の着実な取組みの結果、修正連結利益、修正連結ROEとともに目標を上回る成果をあげました。

また、SOMPOインターナショナル(エンデュランス)の買収、介護事業の事業基盤の確立、デジタル戦略の本格化に向けた「SOMPO Digital Lab」の設置、敏捷かつ柔軟な意思決定を行うための事業オーナー制の導入など、さまざまな取組みを具現化しています。引き続き、中期経営計画で目指す姿を早期に実現するための取組みを着実に実行していきます。



計画を実現するグループ会社

SOMPOホールディングスグループは、国内損保事業、国内生保事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業やアセットマネジメント、住宅リフォームなどの戦略事業を展開しています。

国内損保事業

価値創造イノベーション

～最もお客さまに支持される損害保険会社へ～

修正利益計画(2018年度) : **1,200億円以上**

- ビジネスプロセスとシステム基盤の刷新
- デジタルとヒトを融合したお客さま接点の構築
- 質を伴った成長



損保ジャパン日本興亜



そんぽ24



損保ジャパン日本興亜DC証券



SOMPOリスケアマネジメント

介護・ヘルスケア事業等

「世界に誇れる豊かな長寿国日本」の
実現に貢献

修正利益計画(2018年度) : **80億円以上**

- 高齢者の方の尊厳・自立と安心・安全の両立
- 介護・ヘルスケアの総合サービスの提供



SOMPOケアメッセージ



SOMPOケアネクスト

戦略 事業



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント



プライムアシスタンス

FRESH HOUSE



SOMPOワランティ

MEMO

経営について

| | |
|-----------------------------|----|
| ◆中期経営計画(2016－2020年度) | 11 |
| ◆お客さま本位の業務運営方針 | 13 |
| ◆財務の健全性 | |
| 格付け | 17 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 17 |
| 実質資産負債差額 | 17 |
| 基礎利益 | 18 |
| 逆ざやの状況 | 18 |
| 責任準備金の積立状況 | 18 |
| MCEV | 19 |
| ◆主要業績の推移 | |
| 直近事業年度における事業の概況 | 21 |
| 損益の状況 | 21 |
| 主要業績の推移 | 21 |
| 収支の状況 | 23 |
| 資産・負債の状況 | 25 |
| 2016年度の一般勘定資産の運用状況 | 27 |
| ◆業務品質向上に向けた取組み | |
| 業務品質向上推進態勢 | 29 |
| カスタマーセンターのご案内 | 33 |
| ◆お客さまから「信頼される」生命保険会社を目指して | |
| 保険金等支払管理態勢 | 34 |
| 保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて | 34 |
| 保険金等のお支払い状況 | 35 |
| 内部統制の整備 | 36 |
| 利益相反取引の管理 | 40 |
| コンプライアンス態勢 | 41 |
| 反社会的勢力への対応 | 44 |
| お客さま情報の保護 | 45 |
| ◆戦略的リスク経営(ERM) | |
| 戦略的リスク経営(ERM)に関する体制 | 52 |
| 戦略的リスク経営(ERM)の運営 | 53 |
| リスクカテゴリー別の管理 | 54 |
| ◆生命保険契約者保護機構 | |
| 生命保険契約者保護機構とは | 55 |

中期経営計画(2016-2020年度)

「安心・安全・健康のフロントランナー」として、生命保険会社のその先、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」を目指します。

中期経営計画の方針

中期経営計画で目指す姿

- ▶ 「今までにない新たな価値を提供することにより、日本一イノベーティブな生命保険会社として、IFRSベース500億円水準の利益を生む会社」を目指す。
- ▶ 「安心、安全、健康のフロントランナー」としての確固たるひまわり生命ブランドを確立し、高い業務品質を実現しながら、生命保険のその先、国民が健康になることを応援する「健康応援企業」へ変革を遂げる。

お客さまに
提供する
新たな価値

1. 業界常識の打破
2. お客さま起点
3. 身近で頼りになる存在

「目指す姿」の
実現に
向けた方針

新たな成長エンジンの確立

新成長戦略の実行

競争力を加速するための抜本改革

非連続な生産性の向上

国民が健康になることを応援する
「健康応援企業」になる

目指す姿の実現に向けて

「業界常識の打破」、「お客さま起点」、「身近で頼りになる存在」をコンセプトに、「新成長戦略の実行」と「非連続な生産性の向上」に取り組み、「健康応援企業」への変革を目指します。

新成長戦略の実行

最先端のICTを活用し、「健康を軸にした新たなサービス」と「そのサービスが一体となった商品」を「新たな価値を提供する募集人」を通じてお届けする「三位一体のビジネスモデル」を全社で進化させ続けることで、お客さまに提供する価値を向上し、お客さまの数を増やすことを目指します。

非連続な生産性の向上

商品・サービス、販売・営業体制、事務ルール等、基盤となる部分を抜本的に見直し、スピードを上げて、生産性を非連続に高めていくと同時に、「健康経営」と「働き方改革」を実行し、競争力の更なる向上を目指します。



中期経営計画の進捗

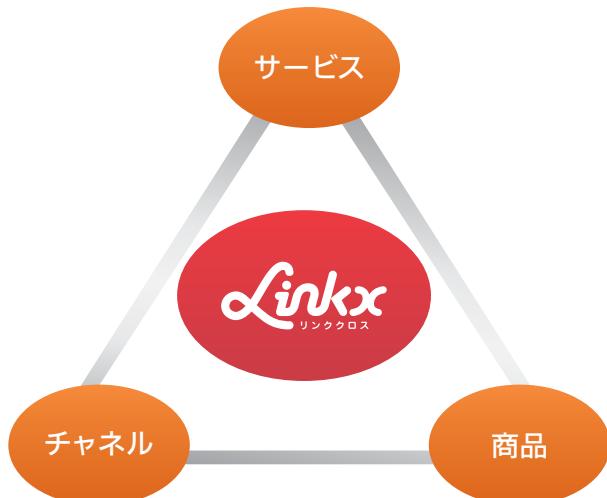
健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」の立上げ

2016年9月に、お客さまに心地よく、楽しく、健康を維持していただくことをコンセプトとした健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」を立ち上げ、三位一体のビジネスモデル構築に向けて「お客さまと直接つながる」取組みに着手し、新商品の投入、健康関連サービスを展開しました。

今後は、健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」を通じて、これまでご加入時や保険金のお支払いの際などに限られていたお客さまとの点のつながりを線にし、お客さまと常につながり、コミュニケーションをしていくビジネスモデルを構築します。

お客さまと直接つながり、お客さまをよりよく知ることで、お客さま一人ひとりに最適な健康サービスや保険商品を最適なタイミングでご案内・ご提案ができるようになります。

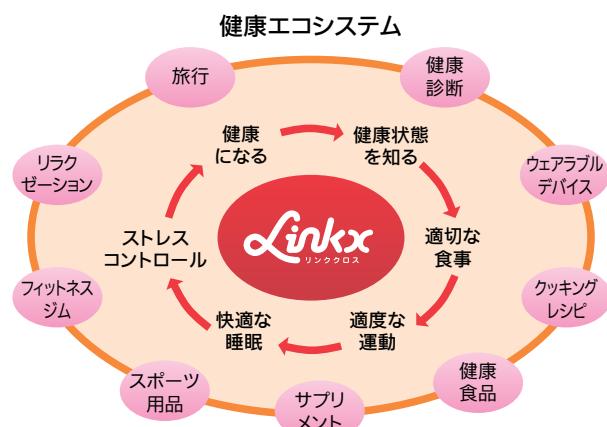
当社は、このような取組みにより、生命保険会社のその先、お客さまに一生涯寄り添う健康応援企業への変革を目指します。



今後の取組み

SOMPOホールディングスのグループ企業をはじめとして、健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」の理念に賛同・共感いただける健康関連企業との連携を積極的に行い、各企業の有するノウハウや優れたサービスを取り入れながら、お客さまの健康維持・増進のための健康エコシステム形成を目指します。

また、健康サービスと連動し、お客さまの健康増進・維持をサポートすることをコンセプトとした商品の開発・展開を目指します。



お客さま本位の業務運営方針

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社(以下、「当社」)は、「お客さまの視点ですべての価値判断を行い、保険を基盤としてさらに幅広い事業活動を通じ、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスをご提供し、社会に貢献します。」という経営理念を掲げています。

当社はこの実現に向け、「お客さま本位の業務運営方針(以下、「本方針」)」を定め、生命保険を基盤にお客さまが健康になることを応援する「健康応援企業」への変革を目指してまいります。

なお、本方針に基づく取組み状況は定期的に確認し、業務の見直しを行うとともに、その結果を公表します。また、本方針はお客さまの視点で定期的に見直しを行います。

方針1. お客さまの最善の利益の追求

当社は、コンプライアンス(法令等遵守)を事業の大前提としたうえで、お客さまの視点ですべての価値判断を行い、最高品質の安心とサービスを提供することによって、お客さまの最善の利益を追求します。

主な取組み

■コンプライアンスの徹底と専門性の維持、向上

- ・事業の大前提となるコンプライアンス(法令等遵守)を徹底するため、社員および当社商品・サービスをお客さまに提供する当社業務委託代理店および生命保険募集人(以下、「代理店、募集人」)に定期的に研修を行うとともに、高度の専門性を維持、向上させるため、本社内に社員向け「トレーニングセンター室」を設置し、全営業社員約1,100名の教育を進めています。
- ・お客さまへの最適な保険提案に加え、お客さまが健康になることを応援し続けられる募集人を「HL[※]アドバイザー」と定義し、全国態勢構築に向け、代理店、募集人の指導、教育を進めています。

※「Himawari Life(ひまわり生命)」、「Health & Linkx(リンククロス:当社が運営する健康サービスブランド)」を意味しています。

■お客さまの声の活用

- ・お客さまの声を業務改善に向けた最重要情報として位置づけ、経営の責任ならびにリーダーシップのもとで活用し、その改善事例を定期的に公表しています。

■企業風土の醸成

- ・お客さまの最善の利益を追求する企業文化の定着に向け、全社で「活力ある企業風土の実現に向けた取組み」を行っています。

■保険金等支払管理態勢、業務プロセスの改善

- ・保険金・給付金等の迅速かつ適時・適切な支払の確保を経営の重要課題と位置付け、支払管理態勢を構築し、改善に取り組んでいます。また、お客さまに迅速かつ正確にお手続きいただけるよう、保険契約の引き受けや契約の保全、管理における業務プロセスの改善にも継続して取り組んでいます。
- ・お客さまの加入時利便性向上の取組みとして、タブレット端末によるペーパーレス申込を導入するとともに、社内事務ルールや帳票等の簡素化に取り組んでいます。

■最高品質の提供に向けた取組み

- ・取締役の中から品質向上推進統括責任者を選任し、本方針に基づいた、お客さまに提供する各種品質の向上に取組んでいます。

■本方針の実効性向上の取組み

- ・本方針に基づく取組み状況は、全取締役、監査役および執行役員が参加する経営会議の場でその十分性を確認し、協議することとしています。なお、本方針は、当社の取組み状況、社会情勢や環境の変化および他金融事業者の取組み事例を参考にしながら、適宜見直しを行うこととしています。



成果指標

方針1.の定着度合いを図るため、①お客様アンケート^{※1}に基づく「お客様総合満足度」および②「お客様の数^{※2}」の進捗を成果指標として定め、進捗を確認しています。また、「主な取組み」各項目の進捗を、定期的に確認しています(例:HLアドバイザーの育成状況、ペーパーレス申込の利用状況等)。

※1:契約時および契約後の契約内容変更時や、保険金給付金等の請求時等、各種手続き時に実施しています。

※2:当社の総契約件数および当社が運営する健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」が提供する各種サービスの継続利用会員数を指します。

方針2. お客様への分かりやすい情報提供

当社は、お客様にとって重要な情報を十分にご理解いただけるよう、提供する商品、サービスの特性に応じ、重要な情報をお客様に適した方法で分かりやすく提供します。

主な取組み

■募集プロセスの標準化

- 全てのお客さまが、要望・意向に基づいた最適な提案を受け、十分に理解、納得いただいたうえで加入いただけるよう、代理店、募集人に対し、生命保険募集プロセス標準化の取組みを行っています。

■分かりやすい書類作成

- お客様により分かりやすい情報提供を行うため、パンフレットや手続書類の作成に際しては、消費者モニター等外部の意見を参考にしながら、お客様目線に基づく分かりやすさを追求する取組みを行っています。

■告知のサポート

- 加入時には、お客様に健康状態のありのままを正確に告知いただく必要があります。将来、保険金、給付金が支払いできないような不利益が生じないよう、告知時には、「告知サポート資料」を使用することによって、ありのままを正確にもれなく告知いただくとともに、「告知書」の記入等に関する不明な点は、お客様から直接照会いただけるフリーダイヤルを用意しています。

■ご高齢、障がいをお持ちのお客さまへの配慮

- ご高齢のお客さまへの提案に際しては、配偶者や親族の方の同席、複数回の面談等をお願いすることにより、申込内容について十分に理解いただいたうえで申し込みいただくこととしています。また、障がいをお持ちのお客さまには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」に基づき、その障がいの内容に応じた合理的な配慮を行っています。各種手続きに際しては、合理的な配慮のもと、主にご家族による代筆を認めるなどの対応を行っています。

■投資性商品にかかる情報提供

- 銀行等金融機関を通じて外貨建て保険や変額保険等の投資性商品を取り扱う場合は、お客様に市場リスクをご負担いただく投資信託などと同様、当社が金融機関等に支払う販売手数料をお客さまへ情報提供します。※現在当社は投資性商品(特定保険契約)を販売していません。

成果指標

方針2.の定着度合いを図るため、お客様アンケート結果(お客様への情報提供の分かりやすさに関する各種質問項目)を成果指標として定め、進捗を確認しています。また、「主な取組み」各項目の進捗を、定期的に確認しています。

方針3. お客さまにふさわしい商品、サービスの提供

- ・当社は、お客さまの状況、知識や経験、加入目的および加入内容等を勘案し、お客さまのご意向に沿った適切な商品・サービスを提供します。
- ・当社は、お客さまに万が一の際の保障に加え、健康の維持、増進という価値を提供します。契約前後においてもお客さまと「健康」を軸につながり続けることによって、お客さま一人ひとりに最適な商品・サービスを最適なタイミングで提供します。

主な取組み

■意向確認の実施

- ・お客さまの要望・意向と提案内容が一致していることを確認いただくため、契約時には「意向確認書面」を作成し、署名をいただくとともに、その書面の写しを「お客さま控」としてお渡しすることによって、契約後もお客さまご自身で確認できるようにしています。

■アフターフォローの取組み

- ・お客さまに常に最適な保障、サービスを提供するため、以下のアフターフォローの取組みを行っています。
 - ①ご契約者に年に1度、契約内容や各種お手続きを案内する「保障内容のお知らせ」をお送りしています。70歳以上のご契約者には、見やすさや分かりやすさに配慮したお知らせをお送りしています。
 - ②70歳以上のご契約者には、ご家族の連絡先を登録いただく「家族連絡先登録制度」を実施しています。
 - ③お客さまとのコンタクト不足等を原因とする保険金等の請求、支払い漏れを防止するため、ご契約者または保障対象となる方の年齢が70歳以上の方を対象に、高齢者現況確認を実施しています。

■健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」の提供

- ・当社はご契約者に加え、健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」が提供する各種サービスの継続利用会員の皆さんも「お客さま」とあると定義し、健康維持、増進に資する各種サービスを、ご契約者のみならず広く一般消費者の皆さんに提供しています。

■「健康」を軸としたお客さまへの適時適切な情報提供

- ・お客さま一人ひとりにふさわしい商品・サービスを提供するためには、当社とお客さまとのコミュニケーションを充実させる必要があります。この考え方の下、当社は健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」が提供する各種サービスを通じてお客さまと直接つながり、保険契約に関する手続き時のみならず、契約前および契約後もお客さまの健康維持、増進のお手伝いをさせていただくとともに、お客さまの意向の変化を把握することによって、お客さま一人ひとりに常に最適な情報を最適なタイミングで提供しています。

成果指標

方針3.の定着度合いを図るため、お客さまアンケート結果(ご加入時、お手続き時等におけるお客さま満足度)を成果指標として定め、進捗を確認しています。また、「主な取組み」各項目の進捗を、定期的に確認しています(例:お客さまの「Linkx(リンククロス)」サービス利用状況等)。

方針4. 利益相反取引の適切な管理

当社は、お客さまの利益を害する恐れのある取引を適切に把握する態勢を整備し、管理します。

主な取組み

■利益相反取引の管理

- ・お客さまの利益を不当に害することのないよう、SOMPOホールディングスグループ利益相反取引管理基本方針^{*}に基づき、当社グループ金融機関の取引等に起因する利益相反を適切に管理しています。

^{*}<http://www.himawari-life.co.jp/company/introduction/governance/conflict/>



- 当社との取引関係が資産運用に係る銘柄選定に影響を及ぼすことのないよう、資産運用部門とその他の部門との情報遮断を徹底しています。

成果指標

方針4.の徹底を図るため、利益相反管理の統括部署をコンプライアンス部と定め、四半期ごとにその管理状況を確認しています。

方針5. 方針の定着に向けた取組み

- 当社は、社員に対し、本方針の定着に向けた動機付けの枠組みを構築し、健康経営、ダイバーシティ推進、働き方改革に取組みます。
- 当社は、商品・サービスの提供を委託する代理店、募集人に対し、本方針の定着に向けた指導、教育を行うとともに動機づけの枠組みを構築します。

主な取組み

■社員に対する適切な動機付けの枠組み

- 社員の評価制度を「仕事目標」と「行動目標（役割、役職に求められる行動の目標）」の2つで構成しています。このうち「行動目標」については、「常にお客さまのことを考え、『お客さま評価日本一』の実現が目指す姿であることを深く理解したうえで行動し、影響を与えていたるか」を、評価の判断材料としています。
- 社員表彰制度の表彰基準に「お客さま視点に基づく業務運営」を設定するとともに、お客さまからお褒めをいただいた社員を広く周知し、モチベーションアップを図っています。
- お客さまに新たな価値を提供し、お客さまの健康を応援する企業となるため、健康経営を実践し、ダイバーシティ（多様な人材を積極的に活用しようという考え方）の推進および働き方改革に取り組んでいます。

■代理店、募集人の業務品質向上

- 代理店、募集人に対し、本方針に定めるお客さま視点に基づく商品・サービスの提供が適切に行える体制が維持・改善されるよう、部門横断で改善策を策定し、業務品質向上に向けた指導・教育を行っています。
 - 各種研修・教育制度等を通じた、適切な意向把握・重要事項説明・告知の取扱い等に向けた指導・教育。
 - お客さまに対する最適な保障・サービスの継続的な提供に向けたアフターフォローに関する指導。
 - 代理店自身の業務品質向上に関する改善サイクルの定着・強化に向けた支援・指導。

■代理店制度の構築、改善

- 代理店、募集人が、お客さまの最善の利益を追求するにあたり、適切な代理店制度（業務品質向上に向けた教育制度、当社との役割分担および評価・報酬制度等）の構築、改善に取り組んでいます。

成果指標

(社員)方針5.の定着度合いを図るため、社員の意識調査を行い、進捗を確認しています。また、「主な取組み」各項目の進捗を、定期的に確認しています(例:働き方改革の定着、進捗状況等)。

(代理店、募集人)方針5.の定着度合いを図るため、お客さまアンケート結果(代理店、募集人の対応)を成果指標として定め、進捗を確認しています。また、「主な取組み」各項目の進捗を、定期的に確認しています(例:代理店制度の構築、改善状況等)。

以上

2017年6月1日制定

財務の健全性

格付け

当社は国内外の権威ある格付機関であるスタンダード＆プアーズおよび格付投資情報センターから格付けを取得しています。
(2017年7月1日現在)

A+

スタンダード＆プアーズ
保険財務力格付け

AA-

格付投資情報センター
保険金支払能力

- 保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って支払いを行う能力に関して保険会社の財務内容を評価したフォワードルッキングな意見を表したものです。
- 保険金支払能力は、保険会社の保険債務が約定どおりに履行される確実性についての意見を表したものです。

ソルベンシー・マージン比率

2016年度末のソルベンシー・マージン比率は、1,573.0%となり、引き続き高水準を維持しています。

1,573.0%

2016年度末

- ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつです。200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

(単位:百万円)

| 項目 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|--|-----------------|-----------------|
| ソルベンシー・マージン総額 (A) | 342,590 | 335,187 |
| リスクの合計額 (B) | 38,678 | 42,616 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 1,771.4% | 1,573.0% |

実質資産負債差額

実質資産負債差額とは、時価ベースの実質的な資産から、危険準備金などの資本性の高い負債を除いた負債の合計を差し引いたものであり、行政上の監督指標のひとつとなっています。この実質資産負債差額がマイナスとなると実質的な債務超過と判断され、監督当局による業務停止命令等の対象となることがあります。

当社の2016年度末の実質資産負債差額は6,303億円となりました。

<ご参考>2015年度末実質資産負債差額 7,101億円

6,303億円

2016年度末

基礎利益

基礎利益とは、生命保険会社の基礎的な収益を表す指標のひとつであり、経常利益から有価証券の売却損益などのキャピタル損益、危険準備金繰入(戻入)などの臨時損益を控除した損益として計算されます。

当社の2016年度の基礎利益は、2015年度実績219億円に対して53億円減少し、165億円となりました。

165億円

2016年度

逆ざやの状況

2016年度の逆ざや額は、2015年度実績9億円に対して3億円増加し、12億円となりました。当社では、この逆ざや額を全体の収益でカバーし、基礎利益はプラスを確保しています。

〈逆ざや額の算出方法〉

$$\text{逆ざや額} = \left[\begin{array}{c} \text{基礎利益上の運用収支等の利回り} \\ [1.87\%] \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{平均予定利率} \\ [1.92\%] \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{一般勘定責任準備金} \\ [2兆2,232億円] \end{array} \right]$$

※1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
 ※2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。
 ※3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。
 (期初責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

責任準備金の積立状況

生命保険会社では、将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、責任準備金の積立てが義務づけられています。この責任準備金の積立方式には、「平準純保険料式」、「チルメル式」などがありますが、当社では積立水準が高い「平準純保険料式」による積立てを実施しています。また、2007年度から、第三分野保険に対しては、将来の給付金などの支払率の上昇を見込んだストレス・テストを実施し、そ

の結果により、さらに負債十分性テストを行い、各テストの結果に応じ、責任準備金の積増しを行うことが義務づけられています。

なお、2016年度末はストレス・テストにもとづく危険準備金として504百万円、負債十分性テストにもとづく保険料積立金の追加積立として182百万円を積み立てています。

MCEV(Market Consistent Embedded Value)

MCEVとは

MCEVとは、市場整合的エンベディッド・バリューの略称であり、金融市場における金融商品の価格と整合的な評価となる手法を用い、生命保険事業に係るリスクについて十分な考慮をしたうえで、現在および将来の株主への分配可能利益の現在価値を評価したものです。

MCEVは、企業の「純資産価値」と、保有契約からもたらされる将来利益の現在価値である「保有契約価値」との合計額です。

一般に生命保険契約は、新契約が成立してから会計上の利益が計上されるまでに時間がかかるため、損益計算書などの法定の会計情報を補完するものとして、欧州やカナダでは生命保険会社の価値・業績を評価する有力な指標であるエンベディッド・バリューが使用されています。

欧州では、主要保険会社のCFO(最高財務責任者)から構成されるCFOフォーラムが2004年5月にEEV原則を開示した後、EEV原則に準拠した開示が広く行われるようになり、その後、計算基準の統一性をさらに高めるという視点から市場整合的な評価手法を用いることを定めたEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles[®]※(以下「MCEV Principles」)が2008年6月に公表されました。

当社においても、当社の現状をより一層ご理解いただくため、2010年3月末よりMCEV Principlesに基づいた開示を行っています。

※Copyright ©Stichting CFO Forum Foundation 2008

2016年度末MCEV

2016年度末MCEVは下表のとおりです。

(単位:億円)

| | 2015年度末 (再評価 ^(注) 後) | 2016年度末 | 増減額 |
|---------|-----------------------------------|---------|--------|
| 年度末MCEV | 7,678 | 8,434 | + 756 |
| 純資産価値 | 4,363 | 3,739 | △ 624 |
| 保有契約価値 | 3,314 | 4,695 | +1,380 |
| 新契約価値 | 341 | 349 | + 8 |

・純資産価値は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額です。

具体的には、貸借対照表の純資産の部の額に、1.価格変動準備金、2.危険準備金、3.一般貸倒引当金、4.契約者配当準備金中の未割当額、5.満期保有目的の債券の含み損益、6.責任準備金対応債券の含み損益、7.金融派生商品の含み損益を加え、8.無形固定資産を控除したあと、これら1.～8.に関する税効果相当額を差し引いた額です。

・保有契約価値は、保有契約から将来生じる株主への分配可能利益を評価日における現在価値に換算したものであり、確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を差し引いた額です。

・新契約価値は、当年度に成立した新契約の評価日における価値を示したものであり、年度末MCEVの内数です。

・金額については億円未満を切り捨てて表示しています。

(注)2016年度末MCEVおよび2016年度新契約価値の計算に際して、リスクフリーレートの超長期ゾーンの補外方法について、従来の41年後以降の1年フォワード・レートは40年後の1年フォワード・レートと同一とする方法から終局金利を用いた方法に変更しています。また、解約率前提の見直しを行いました。

一貫性のある評価を行うため、2015年度末MCEVおよび2015年度新契約価値についても同様の方法により再評価しています。この変更により、2015年度末MCEVは677億円増加します。

(単位:億円)

| | 2015年度末 | 2015年度末 (再評価後) | 増減額 |
|---------|---------|-------------------|------|
| 年度末MCEV | 7,000 | 7,678 | +677 |
| 純資産価値 | 4,363 | 4,363 | - |
| 保有契約価値 | 2,637 | 3,314 | +677 |
| 新契約価値 | 123 | 341 | +217 |

〈MCEV推移〉



2015年度末から2016年度末への変動要因

2015年度末から2016年度末へのMCEVの変動要因は下表のとおりです。

2016年度新契約価値(A)、2015年度末保有契約価値からの割り戻し(B,C)、保険関係の前提条件の変更(E)、経済前提条件と実績の差異(H)といった増加要因があった一方、保険関係の前提条件と実績の差異(D)等の減少要因があり、さらに株主配当の実施により、結果として2016年度末のMCEVは756億円増加となりました。

(単位:億円)

| 変動要因 | MCEV |
|--|---------|
| 2015年度末MCEV | 7,000 |
| 金利補外手法等の変更 | + 1,225 |
| 解約率前提の見直し | △ 548 |
| 2015年度末MCEV(再評価後) | 7,678 |
| A.2016年度新契約価値 | + 349 |
| B.2015年度末保有契約価値の割り戻し (リスクフリーレート分) | + 193 |
| C.2015年度末保有契約価値の割り戻し (期待超過収益分) | + 340 |
| D.保険関係の前提条件と実績の差異 | △ 283 |
| E.保険関係の前提条件の変更 | + 63 |
| F.保険事業に係るその他の要因に基づく差異 (MCEVの計算モデル改善・修正等による影響) | △ 6 |
| G.保険事業活動によるMCEV増減(A～F) | + 657 |
| H.経済前提条件と実績の差異 | + 124 |
| I.その他の要因に基づく差異 (消費税率の引き上げ時期延期による差異) | + 6 |
| J.株主配当支払 | △ 32 |
| MCEV増減総計(G～J) | + 756 |
| 2016年度末MCEV | 8,434 |

その他

●保険数理に関する専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクに、MCEV算出手法、前提条件および算出結果の妥当性について検証を依頼し、意見書を受領しています。

意見書およびMCEVに関する詳細については当社の公式ウェブサイトでご参照いただけます。

●MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値とは異なるものです。前提条件と将来の実現値との乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて行う判断により決定されるため、MCEVから著しく乖離することがあります。

これらの理由により、MCEVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではありませんので、ご注意ください。

主要業績の推移

直近事業年度における事業の概況

2016年度の新契約高は前年度比108.7%の2兆4,341億円となりました。2016年度末の保有契約高は前年度末比103.2%の22兆3,255億円となりました。
(契約高は個人保険と個人年金保険の合計です。)

保険料等収入は保有契約高の増加などにより、前年度比105.8%の4,195億円となりました。
総資産は当年度中に1,509億円増加し、当年度末には2兆5,890億円となりました。

〈主要業績の状況〉

| | 2015年度(末) | 2016年度(末) | 前年度(末)比 |
|-------------|------------|------------|---------|
| 新 契 約 高 | 2兆2,403億円 | 2兆4,341億円 | 108.7% |
| 保 有 契 約 高 | 21兆6,421億円 | 22兆3,255億円 | 103.2% |
| 保 険 料 等 収 入 | 3,964億円 | 4,195億円 | 105.8% |
| 総 資 産 | 2兆4,380億円 | 2兆5,890億円 | 106.2% |

損益の状況

2016年度の経常利益は168億円となり、前年度実績225億円に比べ56億円減少しました。

当期純利益は83億円となり、前年度実績116億円に比べ32億円減少しました。

基礎利益は165億円となり、前年度実績219億円に比べ53億円減少しました。

主要業績の推移

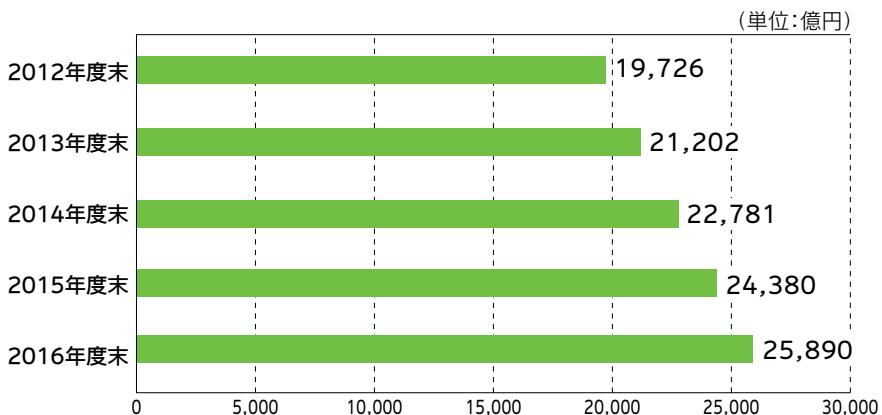
(単位:百万円)

| 項目 | 2012年度(末) | 2013年度(末) | 2014年度(末) | 2015年度(末) | 2016年度(末) |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 総資産 | 1,972,630 | 2,120,286 | 2,278,147 | 2,438,055 | 2,589,026 |
| 有価証券残高 | 1,836,684 | 1,988,668 | 2,157,819 | 2,305,223 | 2,434,670 |
| 責任準備金残高 | 1,823,979 | 1,959,172 | 2,080,338 | 2,214,871 | 2,371,198 |
| 経常収益 | 409,934 | 415,266 | 426,197 | 441,799 | 469,837 |
| 保険料等収入 | 370,725 | 372,878 | 380,741 | 396,448 | 419,507 |
| 資産運用収益 | 36,875 | 40,618 | 43,373 | 43,490 | 48,759 |
| 保険金等支払金 | 172,202 | 174,043 | 184,849 | 180,817 | 181,079 |
| うち解約返戻金 | 97,961 | 93,280 | 98,040 | 93,038 | 91,883 |
| 経常利益 | 11,423 | 17,257 | 22,594 | 22,565 | 16,880 |
| 当期純利益 | 4,421 | 8,068 | 9,727 | 11,616 | 8,319 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 1,555.3% | 1,583.2% | 1,676.3% | 1,771.4% | 1,573.0% |
| 新契約高 | 3,043,304 | 2,635,008 | 2,388,695 | 2,240,312 | 2,434,139 |
| 保有契約高 | 19,164,751 | 20,245,544 | 21,043,103 | 21,642,193 | 22,325,529 |

(注)新契約高および保有契約高は個人保険・個人年金保険の契約高の合計です。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

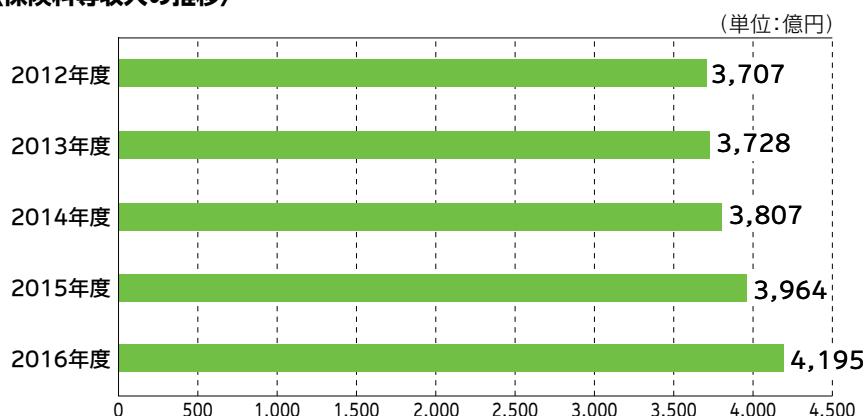


〈総資産の推移〉



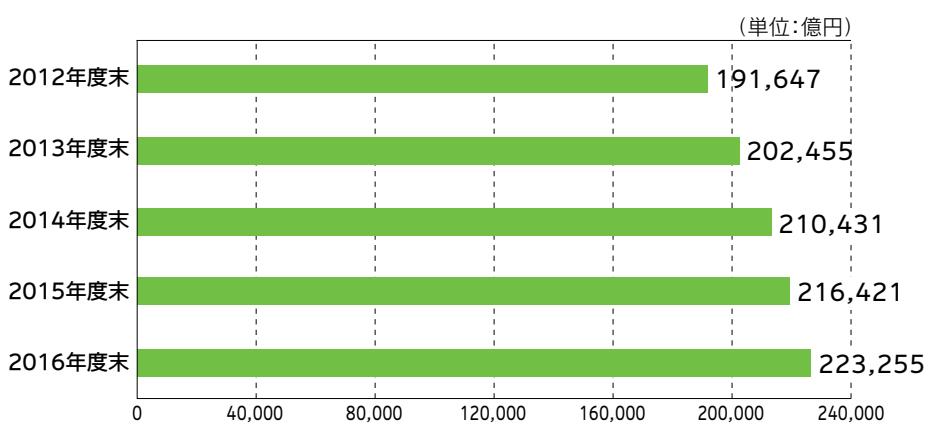
総資産は1,509億円増加し、
2兆5,890億円になりました。

〈保険料等収入の推移〉



保険料等収入は一般事業会社の売上高に相当します。2016年度は対前年度比5.8%の増加となりました。

〈保有契約高の推移(個人保険と個人年金保険の合計)〉



保有契約高は個々の被保険者さまに対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、2016年度末は前年度末比3.2%の増加となりました。

収支の状況

〈損益計算書(抜粋)〉

(単位：百万円)

| 科 目 | | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------|---|---------|---------|
| | | 金 額 | 金 額 |
| 経常収益 | ① | 441,799 | 469,837 |
| 保険料等収入 | ② | 396,448 | 419,507 |
| 保険料 | | 393,164 | 415,721 |
| 再保険収入 | | 3,283 | 3,785 |
| 資産運用収益 | ③ | 43,490 | 48,759 |
| 利息及び配当金等収入 | | 40,209 | 41,676 |
| 有価証券売却益 | | 3,231 | 5,232 |
| 特別勘定資産運用益 | | — | 1,851 |
| その他経常収益 | | 1,860 | 1,570 |
| 経常費用 | ④ | 419,233 | 452,957 |
| 保険金等支払金 | ⑤ | 180,817 | 181,079 |
| 保険金 | | 31,180 | 30,695 |
| 年金 | | 11,467 | 12,702 |
| 給付金 | | 38,698 | 39,271 |
| 解約返戻金 | | 93,038 | 91,883 |
| その他返戻金 | | 2,279 | 2,575 |
| 再保険料 | | 4,152 | 3,951 |
| 責任準備金等繰入額 | ⑥ | 137,695 | 159,942 |
| 資産運用費用 | ⑦ | 2,073 | 3,545 |
| 支払利息 | | 78 | 93 |
| 有価証券売却損 | | 572 | 2,220 |
| 金融派生商品費用 | | 545 | 1,125 |
| 特別勘定資産運用損 | | 822 | — |
| 事業費 | ⑧ | 94,773 | 104,321 |
| その他経常費用 | | 3,873 | 4,068 |
| 経常利益 | ⑨ | 22,565 | 16,880 |
| 特別利益 | | — | 0 |
| 特別損失 | ⑩ | 898 | 1,172 |
| 契約者配当準備金繰入額 | ⑪ | 4,275 | 3,935 |
| 税引前当期純利益 | | 17,391 | 11,771 |
| 法人税及び住民税 | | 5,366 | 5,686 |
| 法人税等調整額 | ⑫ | 408 | △ 2,233 |
| 法人税等合計 | | 5,775 | 3,452 |
| 当期純利益 | ⑬ | 11,616 | 8,319 |

| | |
|----------------------------------|---|
| ①経常収益 | 生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。 |
| ②保険料等収入 | ご契約者さまから払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。再保険収入(再保険契約による受取保険金等)もこちらに計上します。 |
| ③資産運用収益 | 資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。 |
| ④経常費用 | 生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。 |
| ⑤保険金等支払金 | 保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険料(再保険契約による支払保険料)もこちらに計上します。 |
| ⑥責任準備金等繰入額 | 責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。 損益計算書上は(繰入額-戻入額)の差額で表示されます。 |
| ⑦資産運用費用 | 有価証券売却損、有価証券評価損などを計上します。 |
| ⑧事業費 | 新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の「販売費及び一般管理費」に当たります。 |
| ⑨経常利益 | 生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、毎年継続的に発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。 |
| ⑩特別損失 | 特別な要因で一時的に発生した損失を計上します。 |
| ⑪契約者配当準備金繰入額 | ご契約者さまに対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。 |
| ＊当社では、ほとんどが団体保険契約にかかる配当準備金の繰入です。 | |
| ⑫法人税等調整額 | 税効果会計を適用したことによる法人税及び住民税の当期調整額を計上します。 |
| ⑬当期純利益 | 税引前当期純利益から法人税等合計を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。 |

資産・負債の状況

〈貸借対照表(抜粋)〉

(単位：百万円、%)

| 科 目 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|----------------|-------------|--|-----------|-------|
| | 金 額 | | 金 額 | 構成比 |
| (資産の部) | | | | |
| 現金及び預貯金 | 44,938 | | 58,074 | 2.2 |
| 有価証券 | ① 2,305,223 | | 2,434,670 | 94.0 |
| 国債 | 1,688,558 | | 1,699,212 | 65.6 |
| 地方債 | 56,354 | | 58,608 | 2.3 |
| 社債 | 313,126 | | 343,065 | 13.3 |
| 株式 | 6,996 | | 7,963 | 0.3 |
| 外国証券 | 240,186 | | 325,819 | 12.6 |
| 貸付金 | ② 37,406 | | 38,254 | 1.5 |
| 有形固定資産 | 1,490 | | 1,515 | 0.1 |
| 代理店貸 | 120 | | 132 | 0.0 |
| 再保険貸 | 1,222 | | 1,756 | 0.1 |
| その他資産 | 47,691 | | 46,196 | 1.8 |
| 未収金 | 31,143 | | 32,785 | 1.3 |
| 未収収益 | 6,687 | | 7,123 | 0.3 |
| 繰延税金資産 | ③ — | | 8,464 | 0.3 |
| 貸倒引当金 | △ 37 | | △ 37 | △ 0.0 |
| 資産の部合計 | 2,438,055 | | 2,589,026 | 100.0 |
| (負債の部) | | | | |
| 保険契約準備金 | 2,257,402 | | 2,417,365 | 93.4 |
| 支払備金 | ④ 37,254 | | 40,870 | 1.6 |
| 責任準備金 | ⑤ 2,214,871 | | 2,371,198 | 91.6 |
| 契約者配当準備金 | 5,275 | | 5,296 | 0.2 |
| 代理店借 | 4,607 | | 6,073 | 0.2 |
| 再保険借 | 974 | | 987 | 0.0 |
| その他負債 | 12,498 | | 17,734 | 0.7 |
| 役員賞与引当金 | 42 | | 52 | 0.0 |
| 退職給付引当金 | 2,803 | | 3,235 | 0.1 |
| 特別法上の準備金 | 4,240 | | 5,412 | 0.2 |
| 価格変動準備金 | 4,240 | | 5,412 | 0.2 |
| 繰延税金負債 | 1,796 | | — | — |
| 負債の部合計 | 2,284,365 | | 2,450,859 | 94.7 |
| (純資産の部) | | | | |
| 資本金 | 17,250 | | 17,250 | 0.7 |
| 資本剰余金 | 19,500 | | 16,300 | 0.6 |
| 利益剰余金 | 50,187 | | 58,506 | 2.3 |
| 株主資本合計 | 86,937 | | 92,056 | 3.6 |
| その他有価証券評価差額金 | ⑥ 66,751 | | 46,109 | 1.8 |
| 純資産の部合計 | 153,689 | | 138,166 | 5.3 |
| 負債及び純資産の部合計 | 2,438,055 | | 2,589,026 | 100.0 |



| | |
|---------------|---|
| ①有価証券 | 有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業などの発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業などが発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式など、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。 |
| ②貸付金 | 生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。 |
| | *当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。 |
| ③繰延税金資産 | 税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。 |
| ④支払備金 | 支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金などのうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。 |
| ⑤責任準備金 | 将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立てが義務づけられている準備金です。 責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。 |
| | *当社は平準純保険料式による積立てを行っています。 |
| ⑥その他有価証券評価差額金 | 生命保険会社では保有する有価証券をその保有目的に応じて、「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「責任準備金対応債券」、「子会社・関連会社株式」、「その他有価証券」の5つに区分し評価します。このうち、「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されずに、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。 |

* 当社の一般勘定で保有している有価証券の保有目的別の構成比は、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が51.3%、責任準備金対応債券が8.5%、その他有価証券が40.2%です。

2016年度の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2016年度のわが国経済は、堅調な世界景気を背景として製造業を中心に企業活動が活発化するなど、後半にかけて踊り場局面を脱して緩やかな持ち直しの動きが続きました。

企業部門は、アジア地域を中心とする輸出の増加を受けて生産活動が上向いたことに加え、研究開発投資や人手不足に対応した合理化投資の増加など、設備投資にも回復の兆しが見え始めました。個人消費は、夏場の天候不順が下押し要因となりましたが、雇用・所得環境の改善を背景に概ね底堅く推移しました。また、物価は、エネルギー価格の下落を主因に前年比で下落が続きましたが、原油価格の上昇や円安を受けて年明け以降は上昇に転じました。

金融市場では、前半は世界的な低成長・低インフレの長期化観測から投資家のリスク回避的な動きが続きましたが、11月の米国におけるトランプ新大統領の誕生を契機にリスク選好意欲が高まり、各資産価格は大きく変動しました。為替市場では、年央にかけて安全資産と見なされる円が買われ、8月には2013年以来となる1ドル100円割れを記録しましたが、11月以降は円安ドル高に転じ、年度末は112円台となりました。株式市場では、年度前半に16,000円を挟んでの値動きが続いている日経平均株価は、後半には欧米株式の上昇や円安進行を受けて上昇し、年度末は18,909円となりました。債券市場では、物価の低下基調を受けて8月に10年国債利回りが△0.3%付近まで低下しました。しかし、日本銀行が長期金利の過度な低下による景気への悪影響も踏まえて金融政策の枠組みを見直し、10年国債利回りを0%近辺に誘導することを柱とした「長短金利操作付き量的・質的緩和」の導入を決定すると金利は上昇に転じ、年度末の10年国債利回りは小幅のプラスとなりました。

当社の運用方針

生命保険会社においては、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てる保険契約準備金が負債の大部分を占めています。このため、当社では負債の特性を勘案し、ALM(資産と負債の総合管理)を重視した資産運用を行っています。

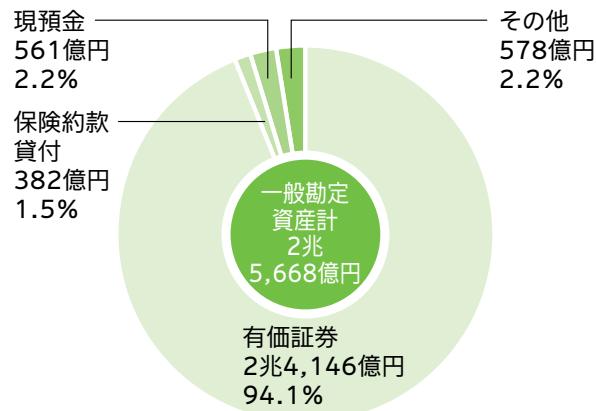
上記運用方針に基づき、当社の一般勘定資産は、高格付けの円貨建債券を中心とした資産運用ポートフォリオを構築することにより、長期的に安定した収益の確保を図っています。また、一部を外貨建債券に投資することにより、利回りの向上や資産の分散を図っています。

運用実績の概況

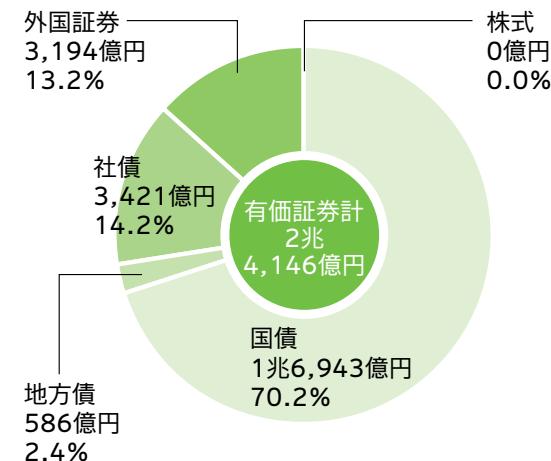
資産配分

2016年度末の一般勘定資産は、前年度末に比べ1,494億円増加し2兆5,668億円となりました。2016年度末における主な資産構成は、有価証券2兆4,146億円(一般勘定占率94.1%)、現預金・コールローン561億円(同2.2%)となっていきます。

〈一般勘定資産の構成 2016年度末〉



〈有価証券の構成 2016年度末〉

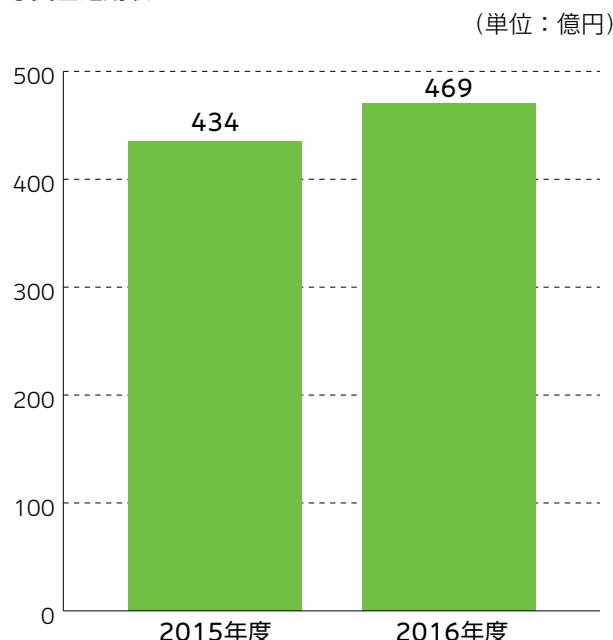


資産運用収支

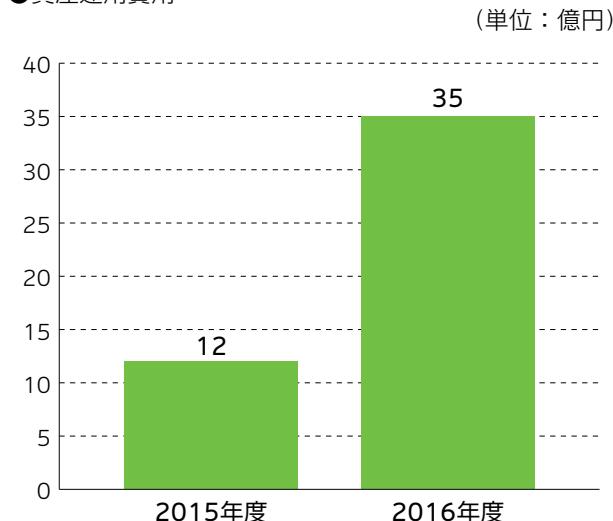
資産運用収益は、利息及び配当金等収入の増加や有価証券売却益等により469億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損等を計上したことにより35億円となりました。これらの結果、資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用収支は、433億円となりました。

〈資産運用収益・資産運用費用の状況〉

●資産運用収益



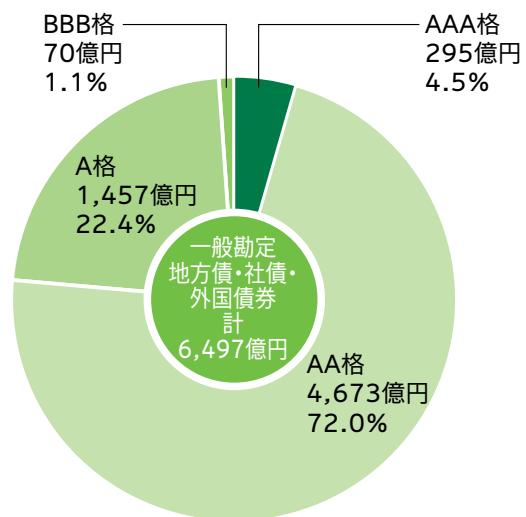
●資産運用費用



財務の健全性

当社が2016年度末に保有する地方債・社債・外国債券の残高の98.9%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格1.1%となっています。

〈一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2016年度末〉



格付は当社社内格付の規定に基づき分類しています。社内格付の規定はムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の外部格付に基づいています。なお、上記グラフには国債、政府保証債は含めていません。

証券化商品等への投資および サブプライム関連投資の状況

証券化商品等への投資については、住宅金融支援機構の発行したRMBS(貸付債権担保住宅金融支援機構債券)およびクレジットリンクノート(クレジットデフォルトスワップを組み込んだ仕組債)のみであり、米国のサブプライムローンを裏付資産とした証券化商品は保有していません。

業務品質向上に向けた取組み

業務品質向上推進態勢

当社は、徹底したお客さま視点ですべての価値判断を行い、お客さまの安心・安全・健康に資する最高品質のサービスを提供し、社会に貢献することを掲げる「グループ経営理念」を共有しています。

この理念の実践をより徹底したものとするため、お客さまからの苦情、ご相談、お問い合わせやさまざまのご意見・ご要望を真摯に受けとめ、ご加入時から保険金・給付金のご請求時まですべての業務プロセスにおける品質の向上に活かしています。

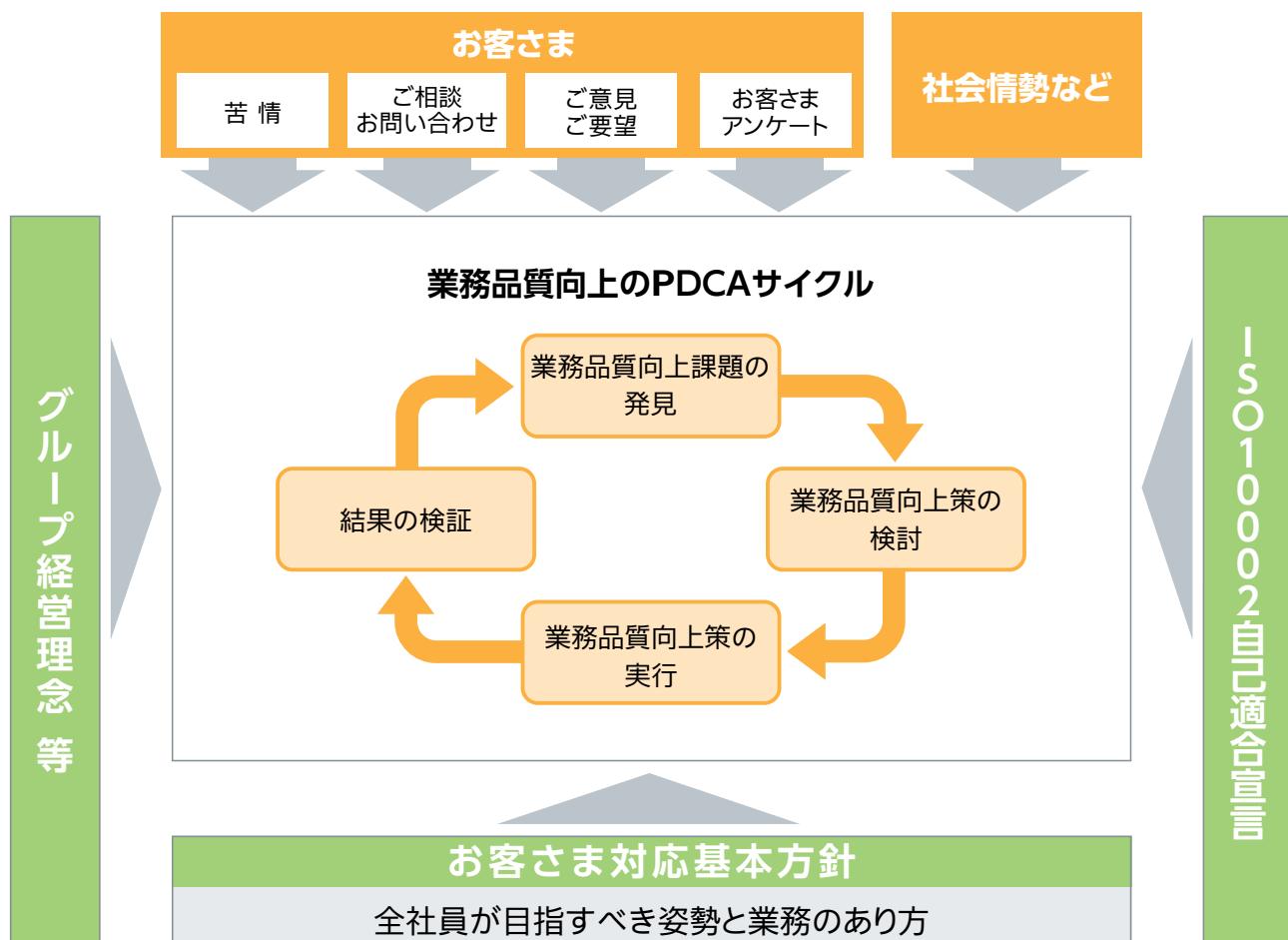
お客さまの声や社会情勢など、多様な視点から業務品質向上課題を発見し、業務品質向上策の検討、着実な実行とその結果の検証を行っており、業務品質向上のPDCAサイクルを実践しています。

また、お客さま対応やお客さまの声への対応に関して目指すべき姿勢と業務のあり方を「お客さま対応基本方針」に定めており、お客さま視点での業務遂行の重要性を全社員が理解し、行動する態勢を構築しています。

これらのお客さまの声に対応する仕組みを構築し、2012年4月2日には、苦情対応マネジメントの国際規格である「ISO10002」への適合を宣言しました。

今後も、これまで以上に「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、全社員一丸となって、お客さま満足度の向上を実現してまいります。

業務品質向上推進態勢図



当社におけるお客さまの声への対応態勢および対応状況などについては以下のとおりです。

お客さまの声対応態勢

当社は、「お客さまから選ばれる生命保険会社」を実現するため、お客さまの声を積極的に受けとめ、「お客さま視点に基づく業務品質の向上」に向けたお客さまの声への対応態勢を構築し、継続的な取組みを推進しています。

＜お客さま対応基本方針の制定＞

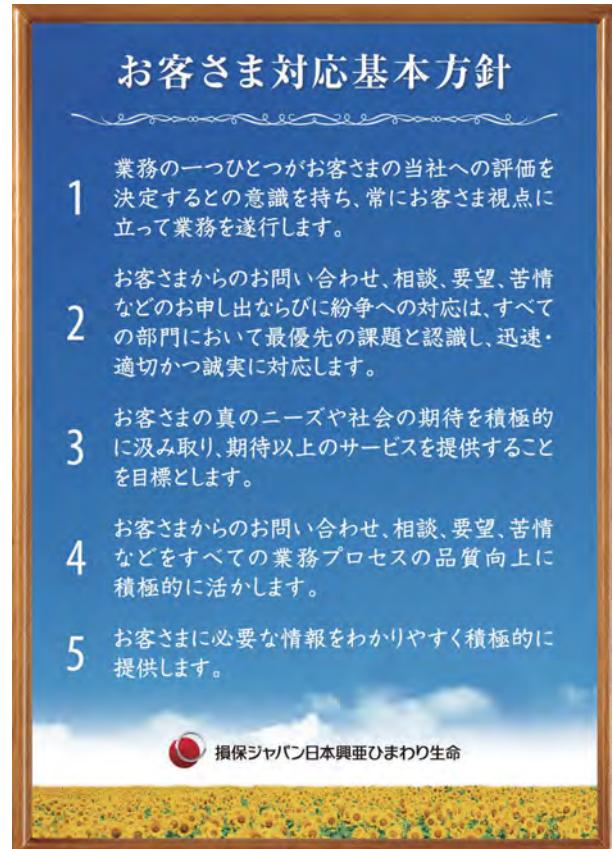
- ・2011年10月に、全社員が目指すべき姿勢と業務のあり方を「お客さま対応基本方針」に定め、その方針を具体化するため、お客さま対応の枠組みやお客さまの声対応の基本項目を定めた規程などを整備しました。
- ・お客さまの声を幅広く受けとめるため、「お客さま」は当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」「生活者」とのことと定義しています。
- ・また、ご高齢や障がいのあるお客さまなどへの基本姿勢を定め、事務・サービスの向上を図っています。

＜苦情対応マネジメントシステムISO10002^{*}への自己適合宣言＞

- ・2012年4月2日付で、苦情対応マネジメントの国際規格であるISO10002(JISQ10002)への適合を宣言しました。本宣言を契機にお客さまの声対応態勢を強化し、苦情のみならず、お客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望などを含む「お客さまの声」に真摯に耳を傾けるとともに、いただいた声を事業活動全般に活かし、さらなるお客さま満足度の向上を実現していくことを目指しています。

※ISO10002とは…

苦情対応の基本原則やその基本原則を達成するために必要な苦情対応の枠組み、苦情対応プロセス手順の国際規格です。2004年7月に「国際標準化機構(ISO)」により制定され、2005年6月にはそれに合致した日本規格JISQ10002が「日本工業標準調査会」(JISC)により制定されています。



<お客様の声対応態勢>

1.お客様への適切な対応と情報管理

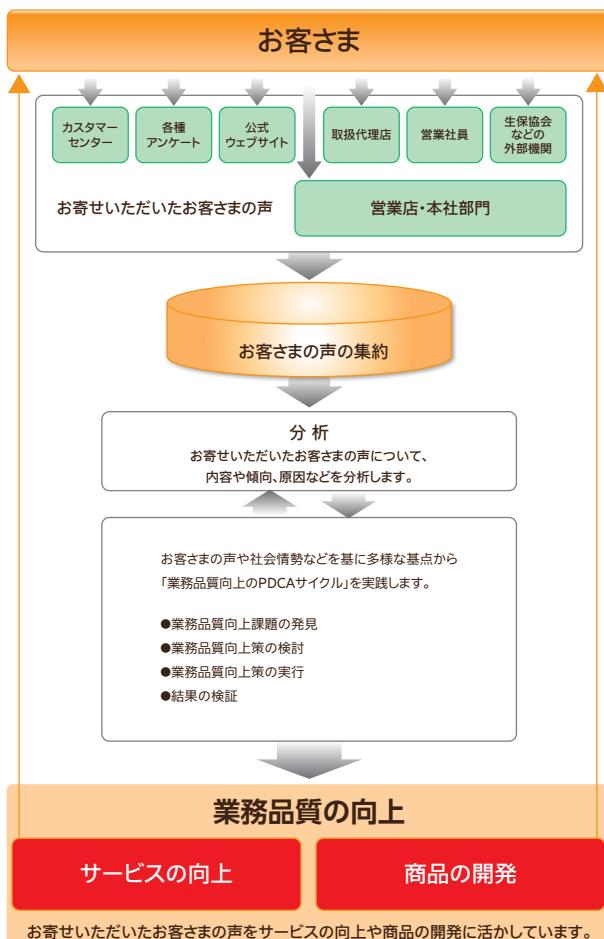
カスタマーセンター、各営業店、取扱代理店、公式ウェブサイト、外部機関、各種アンケートなどに寄せられたお客様の声は、お客様の声データベースなどへ集約しています。

2.お客様の声を活かした経営

お問い合わせ、ご相談、ご要望、苦情を含めたお客様の声は、いただいたお申出内容や傾向、原因などを分析し、商品開発、販売、保険金支払いなどさまざまな場面における課題として認識したあと、関連各部署と情報を共有し、業務改善につなげています。

3.お客様への情報開示

お客様の声の受付状況や概要を定期的に当社公式ウェブサイト上の「お客様の声」にて開示し、お客様の信頼に応えるとともに、経営の透明性を高めています。また、2016年度には「お客様の声」に対する取組みをまとめた「お客様の声ブックレット(お客様の声を活かす取組み)」を発行するなど、情報開示に努めています。



<当社に対するご意見・ご要望受付窓口の設置>

- 当社に対しご意見・ご要望をお持ちのお客さまのご相談窓口として専用フリーダイヤルを開設しています。また、当社公式ウェブサイト上の「お客様の声」のご意見・ご要望フォームから、お客様のご都合にあわせ、いつでもご意見・ご要望をいただける態勢を整えています。

●フリーダイヤル

当社に対するご意見・ご要望をお持ちのお客さまの窓口

0120-273-211

受付時間：月～金 9:00～18:00

(土、日、祝日および12/31～1/3を除く)

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●公式ウェブサイト

<http://www.himawari-life.co.jp/>

受付時間：24時間 365日

<外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)>

- ADRとは、身の回りで起こるトラブルを裁判でなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟な解決を図る手続きです。一般社団法人生命保険協会は、保険業法に基づく指定紛争解決機関として金融庁から指定を受けており、当社は一般社団法人生命保険協会と金融ADR制度を利用するための契約を締結し、この制度への的確な対応態勢を整備しています。

また、一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXでは受け付けておりません。)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・ご照会・苦情をお受けし、お客様の疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行っています。生命保険相談所は全国に連絡所を設置しており、無料でご利用いただけます。

一般社団法人生命保険協会

生命保険相談所[生命保険相談室:東京]

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間: 9:00～17:00

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

※詳しくは生命保険協会のホームページ
(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。



お客さまの声(苦情)の受付状況

2016年度にお客さまから寄せられた「お客さまの声(苦情)」の受付状況は下表のとおりです。

| 申出分類 | 主な内容 | 件数 | 全体に占める割合 |
|----------|--|-------|----------|
| ご加入手続き | ・保険証券の氏名・住所の表記誤りに関するもの ・契約時の重要事項や商品内容の説明不足に関するもの | 2,379 | 25.0% |
| 保険料関係 | ・保険料の口座振替・送金の手続きや案内に関するもの ・クレジットカード払いの取扱いに関するもの | 1,496 | 15.7% |
| 契約後手続き | ・契約の名義や住所の変更における表記誤りに関するもの ・契約の解約手続きにおける遅延や説明不足に関するもの | 2,225 | 23.4% |
| 支払手続き | ・保険金・給付金のお支払金額に関するもの ・保険金・給付金支払い時の確認業務に関するもの | 1,808 | 19.0% |
| その他・サービス | ・お客さまの個人情報の取扱いに関するもの ・募集人・担当者のアフターサービス不足に関するもの | 1,597 | 16.8% |
| 2016年度合計 | | 9,505 | 100.0% |

お客さまの声を反映した商品・サービスなどの改善・開発の取組み

当社では、さまざまな形で「お客さま視点」に基づく業務改善の仕組みを構築しています。いただいた「お客さまの声」を活かして、お客さまのニーズに合った商品・サービスをご提供するとともに、お客さまの利便性向上につながるようサービスの充実や各種帳票の改訂も隨時行うなど、業務改善に取り組んでいます。

実施した改善取組みの事例は次のとおりです。

| カテゴリー | お客さまの声 | 改善内容 |
|-------------|---|--|
| 見やすく、わかりやすく | 保険金・給付金請求手続き時の必要書類がわかりにくく、記入もしにくい。 | 「保険金・給付金お手続きガイド」を改訂し、必要書類を給付種類ごとに記載するなどお客さまが判断に迷われないよう配慮しました。 あわせて、文字サイズや色の使い方などのデザインも工夫し、見やすさを向上しました。 また、記入が必要な項目をわかりやすく表記するとともに、お客さまが迷われそうな項目には補足説明を加えました。 |
| | 口座振替依頼書の記入箇所がわかりにくく、間違えてしまった。訂正方法もわかりにくい。 | お客さまが指定口座を正しく記入できるよう、記入箇所へ矢印で誘導したり、記入欄を大きくするなどの改善をしました。 また、記入を誤ったときの訂正見本を載せ、どのように訂正すれば良いかひと目で分かるようにしました。 |
| お客さまを尊重する | 5年以上前に契約し、契約した内容の詳細を忘れてしまった。 | ご契約内容の確認や、保険金・給付金をもれなくお受け取りいただくために、年に1回「保障内容のお知らせ」をお届けしています。 2016年度の「保障内容のお知らせ」から取扱代理店名と電話番号を表示することで、お客さまに代理店名を認知いただき、代理店に連絡をとりやすきました。 |
| 便利に | 自分の治療歴により、一部の病気に対して「給付金が支払われない」という制限がつくなら、申込手続きをしているその場で教えてほしかった。 | タブレット端末等で保険のお申込みができる、ペーパーレス申込手続きの取扱いを開始しました。 申込手続きをしているその場で、お客さまにご入力いただいた告知内容を自動査定し、お引受の可否やお引受条件をお伝えできるようにしました。 ※ご利用には、一定の条件があります。 |
| 仕組みから見直し | 保険金・給付金の請求書類はたくさん押印欄があり、わかりにくい。押印漏れで不備になり、支払いまでに時間がかかってしまった。 | 請求書類を改訂し、ご請求金額が500万円以下の個人のお客さまのご請求は、各書類への押印を不要としました。 ※ご利用には、一定の条件があります。 |

カスタマーセンターのご案内

カスタマーセンターでは、ご契約いただいているお客様からの各種お手続きやお問い合わせ、資料のご請求などを承っています。また、公式ウェブサイトの「ご契約者さま」ページで、各種お手続きのご案内や、書類のご請求ができるサービスなども行っています。ぜひ、ご利用ください。

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、専門知識を身に付けたオペレーターがお客様からのお問い合わせに親切・丁寧に誠意をもって対応させていただいているいます。

ご契約者さま向けウェブページ

お客様のお役に立つ情報を、次の各ウェブページで、わかりやすくご案内しています。ぜひ、ご活用ください。

■「よくあるご質問」ページ

お問い合わせの多いご質問と回答を掲載しています。

<http://faq.himawari-life.dga.jp/>



■「お手続きのご案内」ページ

お手続きの流れや必要書類のご案内などを確認することができます。

■インターネットサービス

会員登録をしていただくと、いつでもご契約内容を確認することができます。また、各種お手続きも受け付けいたします。

カスタマーセンター(通話料無料)

• オペレーターによるお問い合わせ窓口

お手続き、お問い合わせ全般



0120-563-506

※契約者ご本人さまから
お電話ください。

保険金・給付金請求のお手続き、お問い合わせ



0120-528-170

※契約者・受取人(請求権者)
ご本人さまからお電話ください。

受付時間:月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日、祝日および12/31～1/3を除く)

• 自動音声によるお手続き書類の送付受付

※携帯電話からもご利用いただけます。

住所変更、保険料振替口座の変更、保険証券の再発行、解約、
生命保険料控除証明書の再発行



0120-088-312

受付時間:24時間 365日

※生命保険料控除証明書の再発行は、10月中旬から翌年3月まで承ります。

• 公式ウェブサイトからのお手続き書類の送付受付

住所変更、保険証券の再発行、生命保険料控除証明書の再発行、給付金請求書類の郵送請求など

受付時間:24時間 365日

<http://www.himawari-life.co.jp/>

■お手続きフォーム

以下の手続きは事前登録なく、インターネットで完了します。

●住所・電話番号の変更

●生命保険料控除証明書の再発行

また、以下についてはお手続き書類のご請求ができます。

●給付金のご請求 ●受取人さまの変更

●ご契約者さまの改姓

●保険証券の再発行

●保険料振替口座の変更

24時間自動音声による対応

住所変更・保険料振替口座の変更・保険証券の再発行・解約などのお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

カスタマーセンターでお受けしている各種お手続き

カスタマーセンターでは以下の手続き、お問い合わせを承ります。

●保険金・給付金のご請求

●住所変更

●名義変更、受取人変更、改姓

●保険証券の再発行

●保険料振替口座の変更

●保険料払込み方法の変更

●クレジットカードの変更

●生命保険料控除証明書の再発行

●ご契約内容の変更、解約

●契約者貸付のお手続き

●ご契約内容のお問い合わせ

●その他お手続き

お客さまから 「信頼される」生命保険会社を目指して



保険金等支払管理態勢

保険金・給付金(以下「保険金等」といいます。)のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。

保険金等を迅速かつ適時・適切にお支払いするとともに、「保険契約ご加入時」「保険契約期間中」「保険金等ご請求受付時」「保険金等お支払い後」などさまざまな場面におい

て、お客さまへ適切かつ丁寧なご案内、ご説明を実施しています。

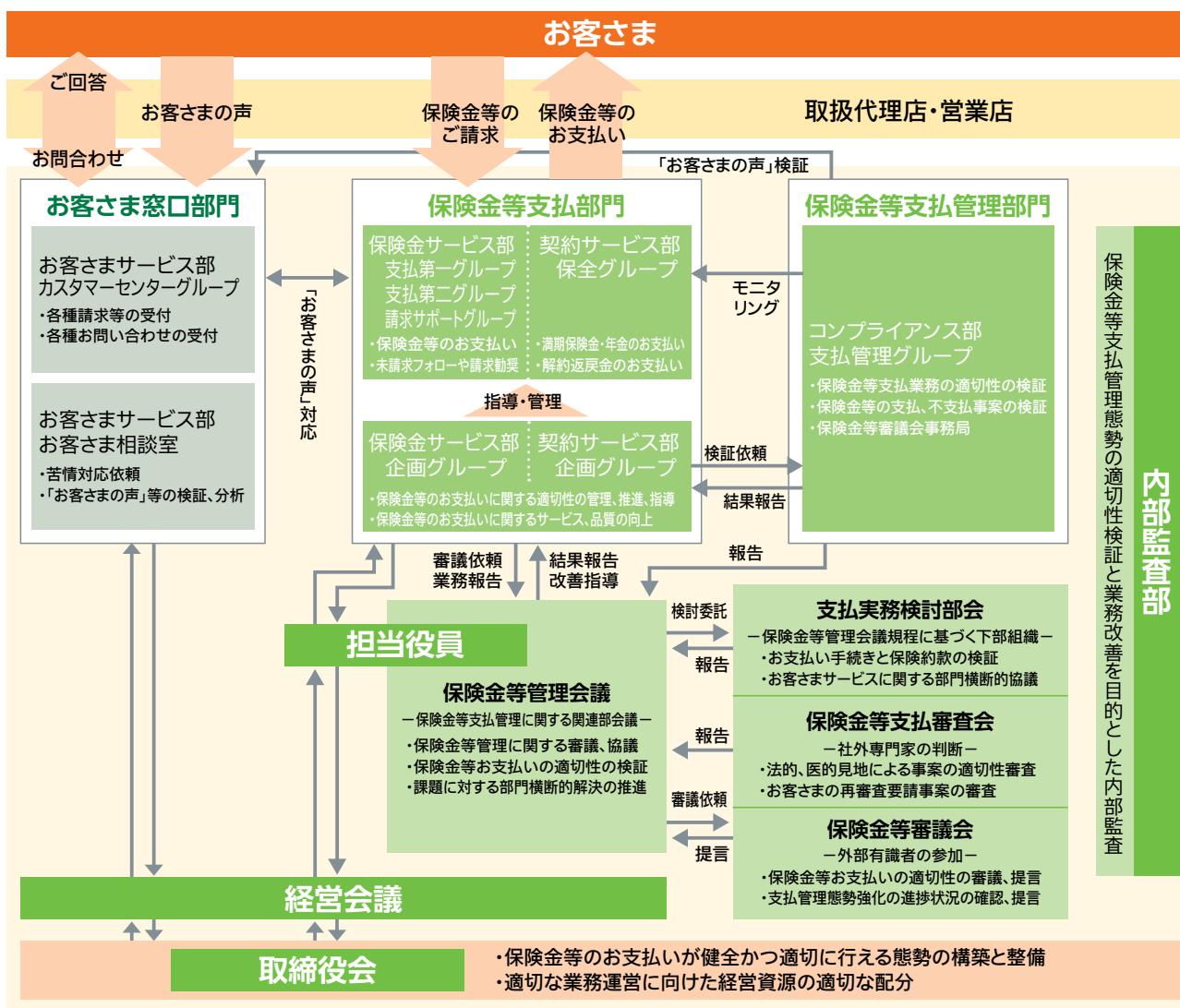
また、これらを実現するため、保険金等支払管理態勢の整備・構築ならびに保険金等支払業務の適切性の確保に全社をあげて取り組んでいます。

保険金等支払管理態勢のさらなる充実に向けて

保険金等支払業務の適切性確保の観点から、社内および社外からの管理監督や検証・牽制する体制の整備など、これまで取り組んできた業務改善策を継続的に推進していきます。

さらに、お客さまのご期待を上回るサービスの提供に向けて、お客さまの声をもれなく把握するとともに、支払業務工程を継続的に見直し、分析と検証を繰り返すことで、保険金等支払管理態勢のさらなる充実を図っていきます。

〈保険金等支払管理態勢図〉



保険金等のお支払い状況

2016年度に保険金等をお支払いした件数は352,173件(うち保険金27,926件、給付金324,247件)です。一方、お支払い対象とならなかった件数は10,396件(うち保険金190件、給付金10,206件)でした。

保険金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、ご契約の保険約款に基づき、医学的・法律的判断などをふまえて適切性を確保していきます。

〈保険金等をお支払いした件数・金額(2016年度)〉

(単位:件、百万円)

| | 保険金 | 給付金 | 合計 |
|-----|--------|---------|---------|
| 件 数 | 27,926 | 324,247 | 352,173 |
| 金 額 | 30,695 | 39,271 | 69,966 |

〈保険金等のお支払い対象とならなかった件数(2016年度)〉

(単位:件)

| お支払いできない理由 | 保険金 | 給付金 | 合計 |
|-------------|-----|--------|--------|
| 詐欺による取消し | 0 | 0 | 0 |
| 不法取得目的による無効 | 0 | 0 | 0 |
| 告知義務違反による解除 | 14 | 772 | 786 |
| 重大事由による解除 | 0 | 7 | 7 |
| 免責事由に該当 | 52 | 35 | 87 |
| 支払事由に非該当 | 124 | 9,231 | 9,355 |
| その他 | 0 | 161 | 161 |
| 合計 | 190 | 10,206 | 10,396 |

■「お支払いできない理由」の説明

○詐欺による取消し

お申込み時に、契約者または被保険者等による詐欺行為があつた場合

○不法取得目的による無効

保険金等を不法に取得する目的で保険に加入した場合

○告知義務違反による解除

お申込み時に、契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告知しなかつた場合

または告知した内容が事実と相違していた場合

○重大事由による解除

保険金等をだまし取る目的で故意に事故を起こした場合など

○免責事由に該当

ご請求内容が、約款に定めるお支払いできないケースに該当する場合

○支払事由に非該当

ご請求内容が、約款に定めるお支払いできるケースに該当しない場合



内部統制の整備

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、次の基本方針を取り締役会において決議し、内部統制システムを構築しています。

内部統制基本方針

当社は、業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上に資するため、関連諸法令およびSOMPOホールディングス株式会社(以下「HD」といいます。)の定めるSOMPOホールディングスグループ(以下「グループ」といいます。)の経営理念等を踏まえ、「内部統制基本方針」を取り締役会において決議します。

なお、基本方針に基づく統制状況について適切に把握および検証し、体制の充実に努めます。

1. グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの一員として業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) グループ経営理念、グループ行動指針、目指す企業グループ像、グループ経営基本方針、グループ人事ビジョン、グループCSRビジョンを社内に示します。

(2) HDとの間で経営管理契約を締結し、同社に対して適切に承認を求め、報告を行うとともに、グループの統制の枠組みを定める各種基本方針を遵守します。

(3) グループの各種基本方針に従い、これに則った体制を整備します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備するとともに、その整備状況を管理します。また、当社の取締役等の職務の執行に係る事項をHDに報告する体制を整備します。

(4) 経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、当社取締役会およびHDへの的確な情報提供等を通じて経営論議の活性化を図り、グループの経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

(5) 「SOMPOホールディングスグループ グループ内取引管理基本方針」に従い、重要なグループ内の取引等を適切に把握および審査し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人(以下、「役職員」といいます。)の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

(1) 取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、役職員の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

(2) 「SOMPOホールディングスグループ コンプライアン

ス基本方針」に従い、コンプライアンス体制を整備します。また、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、「SOMPOホールディングスグループ コンプライアンス行動規範」とあわせて周知徹底を図り、これらに基づく教育および研修を継続して実施します。

(3) コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンスの推進体制・方法等について検討するとともに、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

(4) 不祥事件等の社内の報告、内部通報等の制度を整備するとともに、是正等の対応を的確に行います。

(5) 「SOMPOホールディングスグループ お客様の声対応基本方針」および「お客様対応基本方針」に従い、お客様の声を積極的に分析し業務品質の向上に活用するなど、実効性のあるお客様の声対応体制を構築します。

(6) 「SOMPOホールディングスグループ お客様サービス適正管理基本方針」に従い、お客様に提供する商品・サービスの品質の維持・向上に努めるなど、お客様サービスの適正を確保する体制を構築します。

(7) 「SOMPOホールディングスグループ 顧客情報管理基本方針」に従い、お客様の情報を適正に取得・利用するなど、顧客情報の管理を適切に行います。

(8) 「SOMPOホールディングスグループ セキュリティポリシー」に従い、情報資産のセキュリティを確保するために講じるべき基本的な事項を明らかにするなど、情報資産に関する適切な管理体制を確保します。

(9) 「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に従い、お客様の利益が不当に害されるおそれが類型的に認められる取引を管理するなど、顧客の利益が不当に害されるおそれのある利益相反取引の管理を適切に行います。

(10) 「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に従い、反社会的勢力からの不当要求の拒絶および関係の遮断に向けて、外部専門機関とも連携し、組織として毅然と対応するなど、反社会的勢力への対応体制を整備します。

3. 戦略的リスク経営に関する体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ERM基本方針」に従い、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ります。その実現のために、ERM「戦略的リスク経営」に関する体制を整備するとともに、リスクの把握および評価を含む適切なリスク管理を行います。

4. 職務の執行が効率的かつ的確に行われることを確保するための体制

当社は、役職員の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備、指揮命令系統の確立、ならびに経営資源の有効活用を行います。

(1) HDが定めるグループの経営計画に基づき自社の経営計画を策定するとともに、これらを社内で共有します。

(2) 重要な業務執行に関する事項について経営会議で協議し、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

(3) 取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにします。

(4) 規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

(5) 「SOMPOホールディングスグループ IT戦略基本方針」に従い、ITマネジメント態勢を整備し、システム計画を策定、遂行するなど、信頼性・利便性・効率性の高い業務運営を実現するための的確かつ正確なシステムを構築します。

(6) 「SOMPOホールディングスグループ 外部委託管理基本方針」に従い、外部委託開始から委託解除までのプロセスに応じて外部委託に関する管理を行うなど、外部委託に伴う業務の適正を確保します。

(7) 「SOMPOホールディングスグループ 資産運用基本方針」に従い、当社の運用資金の性格を勘案し安全性・流動性・収益性を踏まえるなど、リスク管理に十分に留意した資産運用を行います。

(8) 「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に従い、大規模自然災害等の危機発生における主要業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備するなど、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

5. 財務の健全性および財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 財務の健全性・保険計理の管理基本方針」に従い、財務の健全性を確保するための管理体制を整備します。

(2) 当社は、「SOMPOホールディングスグループ 貢報に係る内部統制基本方針」に従い、グループの連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制を整備します。

6. 情報開示の適切性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ ディスクロージャー基本方針」に従い、法令等に基づく開示の統括部署を設置し、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備します。

7. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 内部監査基本方針」に従い、規程の制定、計画の策定等の事項を明確にし、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備します。

9. 監査役の監査に関する体制

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、以下の体制を整備します。

9-1. 監査役の職務を補助すべき使用者に関する事項

監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の者を監査役スタッフ(監査役の職務を補助すべき使用者)として配置します。また、監査役スタッフに関する規程を定め、次のとおり監査役スタッフの執行からの独立性および監査役の監査役スタッフに対する指示の実効性を確保します。

(1) 監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めるこにより、取締役からの独立性を確保します。

(2) 監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

(3) 監査役スタッフは、監査役の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することとします。

9-2. 監査役への報告に関する体制

(1) 当社は、監査役会の同意のもと、役職員が監査役に報告すべき事項(職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を含む)および時期を定めることとし、役職員は、この定めに基づく報告、その他監査役(HD監査役を含む)の要請する報告を確実に行います。

(2) 当社は、役職員が監査役(HD監査役を含む)に報告を行ったことを理由として、役職員に対して不利益な取扱いをしないこととします。

(3) 監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。



9-3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べることができるものとします。

(2) 監査役が、取締役、執行役員、内部監査部門、会計監査人およびその他監査役の職務を適切に遂行するうえで必要な者との十分な意見交換を行う機会を確保します。また、役職員は監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の報告を行います。

(3) 重要な会議の議事録その他の重要書類等(電磁的記録を含む)の閲覧について、監査役の求めに応じて対応します。

(4) 監査役の求めに応じて、HD監査役が当社監査役と連携する機会および当社の役職員から情報収集する機会を確保します。

(5) 内部監査部門は、監査役からの求めに応じて、監査役の監査に協力します。

(6) 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の請求をした場合は、監査役の求めに応じて適切に処理します。

業務の適正を確保するための体制の運用状況(2016年度)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

- 当社は、内部統制を有効に機能させるためにグループ共通の基本方針のもと、それらの運用状況を定期的に確認しながら関連する内部統制の改善を継続的に行ってています。また、HDから指摘を受ける課題がある場合は、あわせて対応・進捗フォローを行い、経営報告を行います。

(2) コンプライアンス

- 当社は、年度のグループコンプライアンス推進方針等を踏まえ、コンプライアンス・プログラムを策定し、そのプログラムに基づき計画的にコンプライアンスの推進に取り組んでいます。
- 当社は、内部通報・内部監査等の制度を整備して、法令違反その他不適切事象の早期発見に取り組んでいます。
- 内部通報においては、社内に内部通報窓口を設けているほか、グループ全体の内部通報窓口として「コンプライアンスホットライン」を第三者機関に設けており、内部通報窓口とともに内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知し、その実効性の向上を図っています。
- 当社は、不適切事象を把握したときは、適切に対応するとともに、HDへ報告を行い、必要に応じて支援・指導を受けています。
- 当社は、コンプライアンス推進会議を定期的に開催し、コンプライアンス・プログラムへの対応状況等、コンプライアンスの推進状況について審議を行い、その取組みの妥当性の検証を行っています。

(3) 戦略的リスク経営に関する体制

- 当社は、グループ ERM 基本方針に基づき、戦略的リスク経営に関する体制を整備しています。
- 当社は、「グループ リスク選好」を踏まえて事業計画を策定するとともに、配賦された資本をリスク許容度として事業運営を行い、事業計画における利益目標の達成を目指しています。また、経営環境の変化や計画の進捗状況等を定期的に確認し、必要に応じて事業計画等の見直しを行うPDCAサイクルに基づいて戦略的リスク経営を実践しています。
- 当社は、リスクアセスメントを起点として、あらゆる源泉から生じる重大なリスクを特定し、分析、評価、コントロールするリスクコントロールのプロセスを構築し、運営しています。特に重大なリスクについては、リスクオーナー(取締役)を定め、対応策の実施、進捗状況に

対する責任を明確にし、その実効性の向上を図っています。

当社は、経営会議において、戦略的リスク経営の実践および高度化について経営論議を行っています。

(4) 取締役職務執行体制

- 当社は、経営方針、経営計画の策定等、会社の経営に重大な影響を与える事項については経営会議で十分に協議を行い、取締役会での審議の効率性・実効性の向上を図っています。
- 当社は、取締役会の監督機能強化を図るために、各取締役の年度目標について取締役会に報告し、取締役間での進捗の相互確認や意見交換を行っています。

(5) 監査役の監査体制

- 当社は、監査役監査の実効性を確保するため、取締役等の指揮命令から独立した専任スタッフを配置しています。
- 当社は、監査役への報告に関する規程を策定し、役職員から職務の執行状況等に関して定期的に報告を行っているほか、監査役から要請を受けた事項について、隨時速やかに報告を行っています。
- 当社は、監査役が経営会議その他自らが必要と認めた重要会議に出席して意見陳述を行う機会を確保しています。
- 当社は、監査役が会計監査人および内部監査部門と監査結果等の情報交換を行う機会を確保しており、監査役は実効的かつ効率的に監査を実施しています。
- 当社は、監査役と代表取締役との定期的な会合を設けており、両者は、課題認識等について意見交換を実施しています。



利益相反取引の管理

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 利益相反取引管理基本方針」に基づき、当社または当社グループ金融機関が行う利益相反のおそれのある取引について、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に従い適切に管理する態勢を構築します。

1. 管理対象取引の特定

- (1)当社グループ金融機関の行う次に掲げるような類型の取引・行為によりお客さまの利益が不当に害されるおそれが認められる場合、管理対象会社（SOMPOホールディングスおよび「別表」の当社グループ金融機関）は、当該取引・行為を管理対象取引として指定します。
 - ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の利益が相反する取引・行為
 - ・お客さまの利益と当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引・行為
 - ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関が利益を得る取引・行為
 - ・当社グループ金融機関がお客さまとの関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社グループ金融機関の他のお客さまが利益を得る取引・行為
- (2)管理対象取引は、管理対象取引の性質・構造、関連取引の状況、管理対象取引に利用する情報の保有状況、管理対象取引と関連取引を合算して得られる当社グループおよびお客さまの利益の状況その他の事由を勘案して個別に指定します。

2. 管理対象取引の管理

- (1)管理対象会社は、管理対象取引に係る関連取引の状況その他の事由を勘案して必要に応じ次に掲げる措置その他の必要な措置を講じ、お客さまの利益を確保します。
 - ア 管理対象取引と関連取引の実行部門を分離し、両取引に係る情報を遮断します。
 - イ 管理対象取引、関連取引のいずれかまたは両方について、取引の内容、条件、方法その他を変更します。
 - ウ 管理対象取引、関連取引のいずれかを中止します。
 - エ 管理対象取引に伴い発生する利益相反の内容その他の必要な情報をお客さまに開示し、その同意を取り付けます。
- (2)管理対象会社は、管理対象取引と関連取引の内容、講じた措置の実施状況その他の必要な事項を記録し、管理対象取引の実行日から5年間、これを保存します。

3. 管理体制

- 管理対象会社は、法令等に従い、次の体制を整備します。
- (1)管理対象取引を管理する部署（管理部署）および管理統括者を設置します。
 - (2)管理対象取引とその関連取引が同一の金融機関の中で実行される場合にあっては当該金融機関の管理部署が、異なる金融機関が実行する場合にあってはSOMPOホールディングスの管理部署が、上記に定める措置の要否、内容その他の必要な事項を立案します。
 - (3)上記に定める措置を講じる場合にあっては、管理統括者は、上記区分にそって講じるべき措置の内容を決定します。
 - (4)利益相反管理方針の概要を公表します。
 - (5)役職員等に対する利益相反管理に関する教育・研修を実施します。
 - (6)利益相反管理態勢を定期的に検証し、その改善を図ります。

別表

| |
|--------------------------|
| ① 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 |
| ② 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 |
| ③ セゾン自動車火災保険株式会社 |
| ④ そんぽ24損害保険株式会社 |
| ⑤ 日立キャピタル損害保険株式会社 |
| ⑥ 損保ジャパン日本興亜D C 証券株式会社 |

コンプライアンス態勢

当社は、お客さま・社会の要望に応え信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進態勢の強化に努めています。

コンプライアンス推進態勢

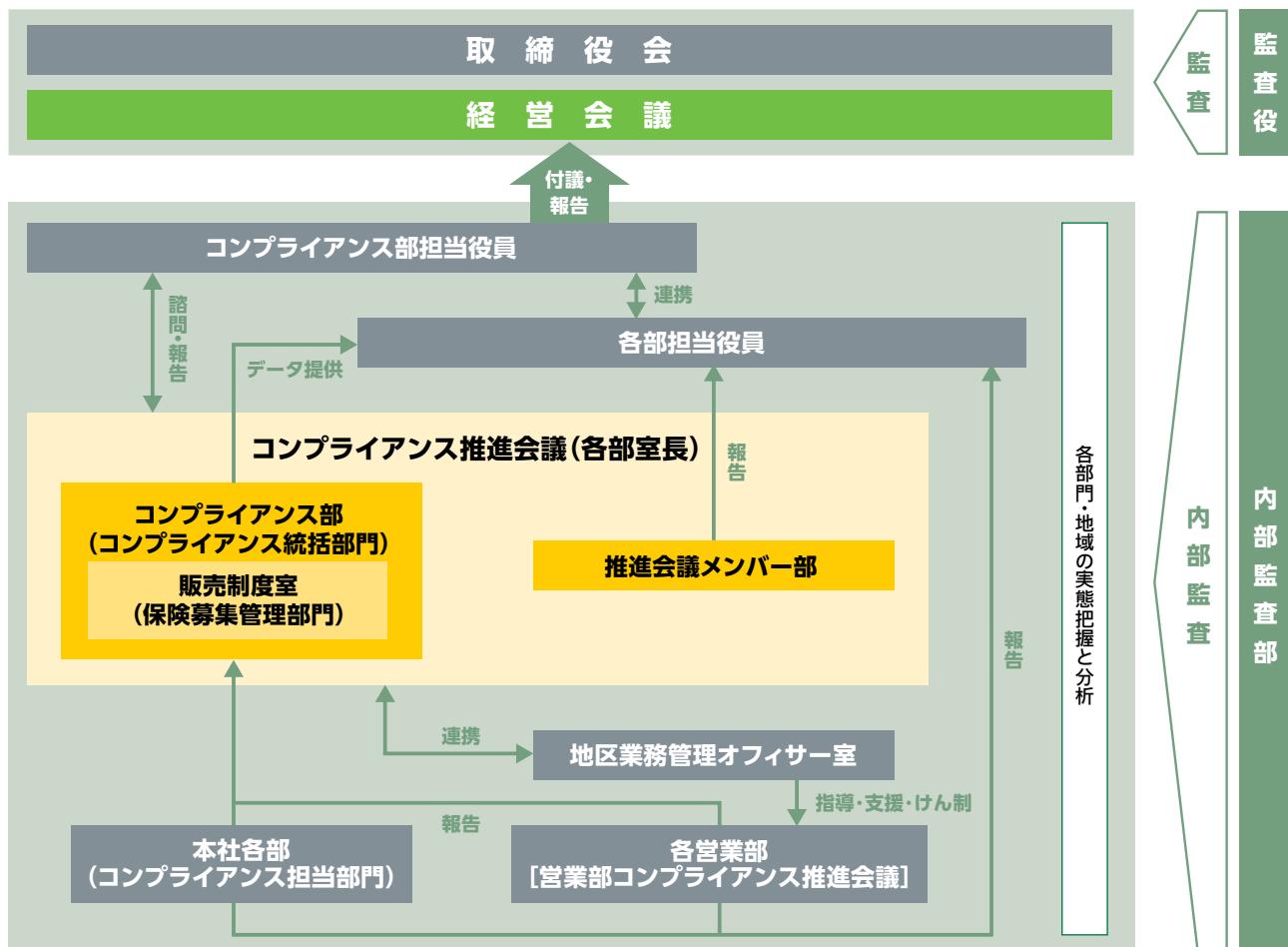
当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する基本方針を定めた「コンプライアンス基本方針」、当社および当社役職員の企業倫理に基づく行動の基本方針としての「行動規範」および適正な保険販売の管理態勢整備と確保を図るための「保険募集管理規程」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

上記方針のもと、毎年、コンプライアンス推進の具体的な実践計画としてSOMPOホールディングスグループの当該年度グループコンプライアンス推進方針を踏まえ「コンプライアンス・プログラム」を策定し、各部門の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、本社においては、主要な部室長で構成するコンプライアンス推進会議を設置して、部門横断での協議によるコンプライアンス推進状況の実態把握と分析を行うとともに、コンプライアンス統括部門であるコンプライアンス部と保険募集に関するコンプライアンス管理部門の販売制度室およびコンプライアンス担当部門である本社各部が、連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。

また、営業店における適正な募集管理の強化に向けて、地区業務管理オフィサー室を設置して、営業店への指導や法令等遵守状況をモニタリングする業務管理オフィサーを配置するとともに、営業部門がコンプライアンスに関して集中的に議論する場として、営業部ごとに営業部コンプライアンス推進会議を設置しています。

これらのコンプライアンス推進の取組みは、定期的に取締役会に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。





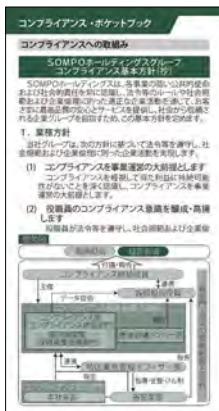
コンプライアンス推進の具体的取組み

コンプライアンスの定着・徹底のため、役員、コンプライアンス責任者である各部門長、本社各部などから時宜に応じたコンプライアンスマッセージを継続的に発信するとともに、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を公開して研修などで活用することにより行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンスに関する理解を深め、コンプライアンスの問題をすべての社員がオープンに話し合える職場風土の醸成のため毎月コンプライアンスマーティングを実施し、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図っています。さらに定期的に「コンプライアンステスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関する取扱代理店および保険募集人の意識向上を図るため「代理店コンプライアンスマニュアル」などのツールを作成、適宜改定して、研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(P.43)を制定し、その周知・徹底を図っています。



内部通報制度

法令に違反する行為やコンプライアンス上の問題が、組織を通じた相談・報告では改善できない、あるいは報告 자체ができない事情がある場合に、社員が直接、相談・通報できる窓口として、社内および社外に「内部通報窓口(ホットライン)」を設置し、運営しています。

このホットラインは、2006年度に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(2000年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

■ 保険業法、保険法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、その他各種法令等を遵守し、お客さまの立場に立った勧説に努めます。

■ 保険金の不正取得を防止する観点から、お客さまの本人確認、同意確認は確実に行い、適正な保険金額を定めるよう努めます。

未成年者を被保険者とする場合は、特に配慮して参ります。

お客さまの保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に応じた適切な勧説に努めます。

■ ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客さまの意向と実情に沿った勧説に努めます。

■ ご高齢者に対する販売等にあたっては、ご家族の同席を依頼するなど、お客さまに十分にご理解いただけるよう配慮して参ります。

■ 変額保険等の投資性商品の勧説にあたっては、商品内容やリスク内容等について十分な説明に努めます。

お客さまへの商品説明等については、販売・勧説形態に応じて、お客さま本位の方法等の創意工夫に努めます。

■ わかりやすいパンフレット等を作成し、説明方法等に工夫を凝らしお客さまにご理解いただけるよう努めます。

■ 保険商品の重要事項やお客さまが不利益となる事項等を、正しくご理解いただけるよう、わかりやすい説明に努めます。

■ お客さまに重大な不利益が生じないように、わかりやすいサポート資料等を使用して、お客さまの健康状態を正しく告知していただけるよう努めます。

■ 販売・勧説活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯や勧説場所等について十分に配慮して参ります。

お客さまにご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

■ お客さまに関する情報については、適正な管理と保護に努めます。

■ 保険金・給付金等のお支払手続きにあたり、迅速・適切・丁寧に対応するよう努めます。

■ 勧説方針に沿った適正な勧説を行うために、勧説ルールの整備や研修体制の充実等に努めます。

■ お客さまからのご相談、ご意見等、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗または下記の【お問い合わせ窓口】までご連絡ください。

[お問い合わせ窓口] お客さま相談室

[電話番号] 0120-273-211(通話料無料)

[受付時間] 月～金9:00～18:00

※土日祝日および12/31～1/3を除く

取引時確認に関するお客さまへのお願い

生命保険会社では、犯罪収益移転防止法に基づきお客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダーリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。



反社会的勢力への対応

反社会的勢力対応基本方針

近年、暴力団や総会屋さらにはえせ同和団体など、いわゆる反社会的勢力の活動は、従前に比べて巧妙化・多様化が進み、社会に悪質な影響をもたらしています。

当社およびグループ会社は從来からこの問題には敢然と立ち向かっており、反社会的勢力に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に対応し、毅然とした態度でこれらを拒絶し関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現するため「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」(P.149)を制定し公開しています。

そしてこの基本方針に基づき反社会的勢力への対応に関する社内態勢を整備し、有事対応態勢を構築しています。

保険約款への暴力団排除条項の導入

当社では、暴力団などの反社会的勢力との関係遮断の取組みの一環として、2012年4月から、個人保険の普通保険約款および特約条項について暴力団排除条項を導入しています。(団体保険については2012年10月から導入)

各保険約款では、「重大事由による解除」の条項に次の内容を規定しています。

- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、当該保険契約を将来に向かって解除できること
- 保険金等の支払事由発生後であっても、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力に該当すること、その他所定の事由に該当することが判明した場合には当該保険契約を解除できること
- 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が反社会的勢力に該当する場合その他所定の事由に該当する場合には、保険金等を支払わないこと

お客さま情報の保護

当社は、「SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」に基づき、個人情報の保護に関する法律その他の関連法令等を遵守し、お客さまの情報の適切な取扱いを実践するために、個人情報保護の方針として

「個人情報保護宣言」を定め、お客さま情報の保護のための態勢の整備や社員の教育などに取り組んでいます。「個人情報保護宣言」は、当社公式ウェブサイト上に公表しています。

個人情報保護宣言

基本的な考え方

当社は、SOMPOホールディングスグループの一員として、「SOMPOホールディングスグループ プライバシー・ポリシー」のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」その他の関係法令、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」その他のガイドライン等を遵守して、個人情報の保護に努めてまいります。

1. 当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で取り扱います。
2. 当社は、法令に定める場合を除き、本人の同意なく個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を第三者に提供することはありません。なお、個人番号および特定個人情報については、法令に定める場合を除き、第三者に提供することはありません。
3. 当社は、SOMPOホールディングスグループの経営管理およびお客さまへの商品・サービスの案内・提供等のため、グループ内で個人データ（個人番号および特定個人情報を除きます。）を共同利用することがあります。
4. 当社は、個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止等に努め、適切な安全管理措置を実施します。また、個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
5. 当社は、個人データの取扱いが適正に行われるよう従業者への教育・指導を徹底します。また、個人情報保護のための管理態勢を継続的に見直し、改善に努めてまいります。
6. 当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応します。また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。当社では、例えば、次に掲げる方法で個人情報を取得することができます。

(取得方法の例)

- ・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb等の画面へご入力いただくことなどにより取得する場合
- ・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合
- ・一般社団法人生命保険協会等の共同利用者から個人情報が提供される場合

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の①から④まで、および④.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、法令で定める場合を除き、目的外には利用しません。

また、当社は、利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

利用目的を変更する場合には、その内容を本人に通知するか、ホームページ等により公表します。



<1>生命保険業

- (1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- (2)再保険契約の締結、再保険金の請求
- (3)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- (4)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (5)代理店委託・管理、社員採用等に関する業務
- (6)各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- (7)当社が有する債権の回収
- (8)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
- (9)問い合わせ・依頼等への対応
- (10)その他保険に関連・付随する業務

<2>CSR活動

CSRレポート、講座・セミナー等の案内の発送、各種情報の提供

<3>電話応対・通話録音

- (1)お問い合わせ、ご相談内容、ご契約内容等の事実確認
- (2)ご案内、資料発送等のサービス提供を正確に行うためのご連絡先の確認
- (3)電話応対を含む業務品質向上にむけた研修やデータ分析の実施等への活用

<4>その他

その他、上記<1>から<3>までに付随する業務ならびにお客さまとの取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務

3. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。

- <1>法令に基づく場合等、個人情報保護法第23条第1項に掲げる場合
- <2>当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- <3>グループ会社・提携企業との間で共同利用を行う場合
- <4>生保協会および生命保険会社等の間で共同利用を行う場合
- <5>個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合

<再保険契約について>

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを国内外の再保険取引会社に提供することができます。

4. 個人情報の共同利用

<1>一般社団法人生命保険協会および生命保険会社等

当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては当社のホームページをご覧ください。

<保険契約等に関する情報の共同利用制度>

- ・契約内容登録制度
- ・契約内容照会制度
- ・医療保障保険契約内容登録制度
- ・支払査定時照会制度

<生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度>

- ・募集人登録情報照会制度
- ・合格情報照会制度
- ・廃業等募集人情報登録制度及び代理店廃止等情報制度
- ・変額保険販売資格者制度

〈2〉グループ会社との間の共同利用

(1) SOMPOホールディングス株式会社(以下「持株会社」といいます。)によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とSOMPOホールディングスグループ各社との間で、次のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

A.個人データの項目

〈A〉SOMPOホールディングスグループ各社の株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報

〈B〉SOMPOホールディングスグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する内容など、取引に関する情報

B.共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

(2) SOMPOホールディングスグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはSOMPOホールディングスグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とSOMPOホールディングスグループ各社間で、次のとおり、個人データを共同して利用することができます。

A.個人データの項目

SOMPOホールディングスグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他契約申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引に関する情報

B.共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

SOMPOホールディングス株式会社

(3) 当社は、生命保険代理店等およびその従業者の監督、管理、指導、教育のために、当社と持株会社およびSOMPOホールディングスグループ各社との間で、次のとおり、生命保険代理店等およびその従業者に係る個人データを共同して利用することができます。

A.個人データの項目

氏名、住所、生年月日、生命保険代理店等またはその従業者の登録申請および届出に係る事項、その他生命保険代理店等またはその従業者の管理のための情報

B.共同利用するグループ会社の範囲

共同して利用するグループ会社の範囲は当社ホームページをご参照ください。

C.個人データ管理責任者

損害ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

5. センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10等にもとづき、健康状態・病歴等のセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

(注)センシティブ情報とは、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第5条」に定める機微情報(個人情報保護法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含みます)をいいます。

〈1〉保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意にもとづき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

〈2〉相続手続きを伴う保険金支払い事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

〈3〉保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合

〈4〉法令に基づく場合

〈5〉人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合



〈6〉公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

〈7〉国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報を作成する場合は、法令で定める基準に従い適正に加工します。作成したときは、加工方法等の安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。また、匿名加工情報を自ら利用するときは、作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為はしません。

(注)匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、個人情報保護法第2条第9項に定める匿名加工情報をいいます。

7. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、〈お問い合わせ窓口〉にお願いいたします。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示等請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

8. 安全管理の取組み

当社は、業務上取り扱う個人データの漏えい・滅失またはき損の防止、その他の個人データの安全管理のために、個人情報保護の全社的な推進体制を整えるとともに、個人情報保護規程等の社内規程を定め、個人情報を取り扱う部署における個人情報の適正な取扱いを確保します。

9. 個人情報の取扱いの委託について

当社は利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いを国内外の他の事業者に委託する場合があります。委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、個人情報の安全管理が図られるよう必要かつ適切に監督いたします。当社では、例えば、次のような場合に個人データの取扱いを委託しています。

(委託する業務の例)

- ・保険証券等の発送に関する事務
- ・各種送付物の発送に関する事務
- ・情報システムの運用・保守に関する業務

10. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(一社)生命保険協会 生命保険相談室

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

11. EEA(欧州経済領域)在住者の個人情報の取り扱い

EEA(欧州経済領域)在住者の個人情報について、第三者提供先(上記3.)、委託先(上記9.)、共同利用先(上記4.)へ転送され、日本国または日本国外のサーバーに保存される場合があります。なお、これらの国は欧州委員会によるデータ保護の十分性の決定を受けておりませんが、当社は提供された個人データを十分な安全管理の下で適切に管理いたします。

顧客情報統括管理責任者

損害ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

コンプライアンス部担当役員

〈お問い合わせ窓口〉

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。

ご加入いただいた保険契約の内容や保険金・給付金のお支払に関するご質問、ご照会等は、取扱代理店または最寄りの営業店にお問い合わせください。

その他の当社の個人情報および匿名加工情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

なお、EEA(欧州経済領域)在住者の場合は、個人情報の取扱いに関する苦情の申し立てをEEA加盟国の監督機関へ行うことも可能です。

また、当社からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付や電話等での案内を希望されない場合も、次の問い合わせ先までご連絡ください。

ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等による案内は、中止することはできません。

損害ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

TEL 0120-100-127(お客様相談室)

受付時間 9:00~18:00(土・日曜、祝日および12/31~1/3を除く)

ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp/>

特定個人情報の取扱い

当社における個人番号および特定個人情報の取扱いは、以下のとおりです。

1. 個人番号および特定個人情報の適正な取得

当社は、適法かつ公正な手段によりお客様の個人番号および特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、個人番号および特定個人情報の提供を求めることがありません。

(取得方法の例)

・書面に記載いただく方法または個人番号もしくは特定個人情報が記載された書面をご提出いただく方法など

2. 個人番号および特定個人情報の取扱い、利用・第三者提供の範囲

当社では、取得した個人番号および特定個人情報を法令で限定された利用範囲内でのみ取り扱います。当社における利用・第三者提供の範囲は以下のとおりであり、その範囲外で、利用または第三者提供を行うことはありません。

〈1〉法令に定められた以下の個人番号関係事務を行う場合

- (1) 保険取引等に関する支払調書等の作成事務
- (2) 報酬・料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- (3) 不動産等取引に関する支払調書の作成事務
- (4) その他法令に定められた個人番号関係事務

〈2〉法令に基づき、以下の場合に利用を行うことがあります。

- (1) 激甚災害時等に保険金等の支払を行う場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合



3. 安全管理措置に関する事項

当社は、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、特定個人情報の安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

4. 個人番号および特定個人情報取扱いの委託

当社は、個人番号関係事務の一部を他の事業者に委託することがあります。個人番号および特定個人情報の取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5. 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等の請求

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、「7. お問い合わせ窓口」にお願いいたします。

6. 認定個人情報保護団体

当社は認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

(一社)生命保険協会 生命保険相談室

TEL 03-3286-2648

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階

受付時間：9:00～17:00(土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>

7. お問い合わせ窓口

当社は、個人番号および特定個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速に対応します。

当社の個人番号および特定個人情報の取扱いに関するご質問、ご照会、苦情等は、次の連絡先にお問い合わせください。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル

☎ 0120-100-127(お客様相談室)

受付時間 9:00～18:00(土・日曜、祝日および12/31～1/3を除く)

ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp/>

サイバーセキュリティに関する取組み

近年のインターネットの利用拡大やサイバー攻撃の高度化(手口の巧妙化)によって、サイバーテロの脅威が高まっています。当社では、サイバーセキュリティ対策を重要な経営課題と認識して、次のような取組みを通じてサイバーセキュリティ強化に取り組んでいます。

1.システム対策

外部からの不正アクセスによる情報漏えい等を防止するため、不正侵入防御システムやウィルス対策ソフト等を導入しています。また、お客様の情報にアクセスできる者を必要最小限の範囲に限定し、漏えい等防止に努めています。

2.緊急時のための態勢整備

緊急時の対応態勢を整備し、社内にサイバーインシデント対応の専門班を設置するとともに、サイバー攻撃を受けた場合の報告ルートや対応手順を明確にしています。

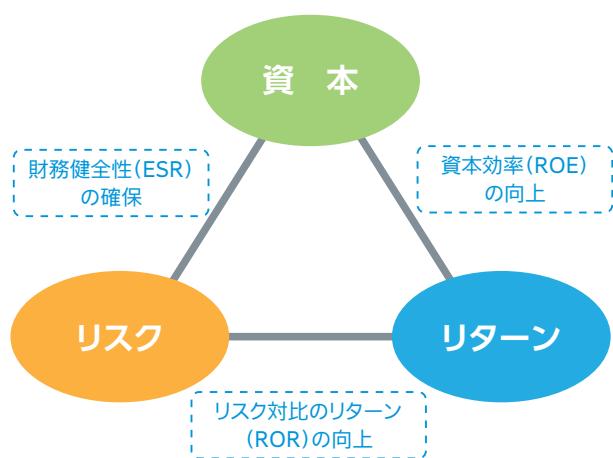
3.社員への教育・訓練

情報セキュリティに関する意識向上と適切な管理を促進するため、従業者に対し、マニュアルや訓練による教育を定期的に実施しています。

戦略的リスク経営(ERM)

SOMPOホールディングスグループの「戦略的リスク経営(ERM:Enterprise Risk Management)」は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、グループの企業価値の最大化を図ることを目的としています。

当社は、グループの中核生命保険会社として、グループの利益目標の達成に貢献すべく、戦略的リスク経営を推進しています。



戦略的リスク経営(ERM)に関する体制

SOMPOホールディングスは、グループベースの戦略的リスク経営に関する「グループ ERM基本方針」を定めるとともに、経営戦略をERMの観点から体系化・明確化するため、リスクテイクの指針となる「グループ リスク選好」を定めています。

当社は、「グループ ERM基本方針」に基づき、戦略的リスク経営の枠組みや体制などを整備するとともに、必要な組織体制、業務遂行に関する重要な事項について、「リスク管理規程」等で定めています。

取締役会は、「リスク管理規程」を制定するほか、「グループ リスク選好」と整合的な事業計画およびリスクテイク計画

を策定します。

社長は、経営会議の協議を経て、リスク許容度に関する対応方針を決定します。また、経営会議では、経営陣が当社のリスク状況を把握したうえで、リスク管理に関する重要な事項を審議し、適切な意思決定を行います。

リスク管理部は、リスク管理態勢を整備・推進する役割を担います。さらに、各リスク管理担当部門は、経営に重大な影響を及ぼし得る保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーションル・リスクおよび流動性リスクについて、定性・定量の両面から評価し、適切にコントロールしています。



戦略的リスク経営(ERM)の運営

戦略的リスク経営のPDCAサイクル

SOMPOホールディングスは、資本を有効活用するため、グループ全体を4つの事業単位(国内損害保険事業、国内生命保険事業、介護・ヘルスケア事業、海外保険事業)に区分し、各事業の成長性や収益性などをふまえて資本配賦を行っています。

当社は、「グループ リスク選好」に基づき事業計画を策定し(Plan)、配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行い(Do)、定期的に計画の進捗状況を確認のうえ(Check)、必要に応じて事業計画の見直しなどを行う(Action)、PDCAサイクルで戦略的リスク経営を運営することで、利益目標の達成を目指しています。

戦略的リスク経営の運営では、グループ全体最適の観点から、資本・リスク・リターンのバランスを適切にコントロールしており、商品開発、資産運用計画などの個別の施策においても、経営の意思決定に活用しています。

リスクコントロールシステム

SOMPOホールディングスは、リスクアセスメントを起点として、グループを取り巻くリスクを網羅的に把握し対応することができるよう、強固なリスクコントロールシステムを構築しています。当社はグループの枠組みに沿って、運営しています。

①トップリスク管理

「重大な影響を及ぼす可能性のあるリスク」をトップリスクと定義し、リスクオーナー(取締役)を定め、対応策の実施、進捗状況の管理に対する責任を明確にしています。

トップリスクの選定にあたっては、リスクアセスメントによるボトムアップでの洗い出しに加えて、経営陣による環境認識をふまえたトップダウンの観点も考慮して決定しています。

②自己資本管理

SOMPOホールディングスは、グループ戦略上必要とする財務健全性に係るリスク許容度として、保有期間1年間で被る可能性がある損失額をVaR(Value at Risk)というリスク尺度で計測し、AA格相当の財務健全性を維持できるよう管理しています。

当社は、リスクと資本の状況を定期的にモニタリングし、リスク許容度に抵触するおそれが生じた場合に、リスク削減または資本増強などの対応策を策定・実施する態勢を整備しています。

③ストレステスト

経営に重大な影響を及ぼし得る事象を的確に把握・管理するために、シナリオ・ストレステスト、リバース・ストレステストおよび感応度分析を実施し、資本およびリスクへの影響度を分析して、必要に応じ対応策を実施する態勢を整備しています。

| | |
|--------------|---|
| シナリオ・ストレステスト | 金融市場の混乱や大規模災害の発生など、経営に重大な影響を及ぼすストレステストシナリオが顕在化した際の影響を評価し、資本の十分性やリスク軽減策の有効性検証などに活用すること目的として実施しています。なお、環境変化などに適切に対応するため、ストレスシナリオの妥当性を定期的に検証しています。 |
| リバース・ストレステスト | リスク許容度などに抵触する具体的な事象を把握し、あらかじめアクションに備えることを目的として実施しています。 |
| 感応度分析 | 主なリスク要因の変動が資本とリスクに与える影響を把握しています。 |

④リミット管理

特定事象の発現により多額の損失が生じることを回避するため、与信リスク、出再リスクに対しては、SOMPOホールディングスが定めるリミットの範囲内で、リスク許容度を踏まえたリミットを設定し、超過しないよう管理しています。

⑤エマージングリスク管理

「環境変化などにより新たに発現または変化し、将来、グループに大きな影響を及ぼす可能性のあるリスク」をエマージングリスクと定義し、リスクアセスメントや外部機関のレポートなどを通じて選定したうえで、適切に管理しています。

エマージングリスクは、損失軽減の観点だけでなく、新たな保険商品・サービスなどのビジネス機会の観点からも重要な要素であり、グループ横断でモニタリング、調査研究を進めています。

再保険に係る方針

当社は、リスク分散または収益安定の観点から、再保険を活用しています。

再保険取引においては、格付けをもとに信用力を重視して出再先を選定するとともに、特定の再保険会社に過度に取引きが集中しないように、格付けに応じたリミットを設定して管理しています。



リスクカテゴリー別の管理

保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率などが保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

当社では、保険商品の開発または改定などを行う場合、商品企画部から独立した組織であるリスク管理部が保険事故発生率などに照らした保険料水準の適切性や会社業績・財務状況に及ぼし得る影響などを検証しています。また、保険事故発生率などの実績の把握・分析を行い、必要に応じて保険料率や販売方針の見直しなどの措置を講じる態勢を整備しています。

資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産・負債（オフ・バランスを含みます。）の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当社は、資産運用リスクモデルにより、資産運用利回りが保有契約の予定利率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理しています。市場の変化に対し適時に対応できるよう、週次で資産情報を把握し、資産運用リスク量を計測しています。

オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員もしくは保険募集人の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。

当社は、オペレーション・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、労務リスクおよび風評リスクに分類し、それぞれリスク管理担当部門を定めてリスク発現の防止および損失の最小化に努めています。

オペレーション・リスクの発現は、経営の健全性を損なう可能性があるだけでなく、お客様の信頼を損なうものであることを全役職員が認識し、責任ある管理をしています。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、および巨大災害での多額の保険金支払いにより資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクや、市場の混乱などで取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社は、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返戻金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。

大規模災害等への対応

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 業務継続体制構築基本方針」に沿って、経営基盤の安定と健全性を確保し、大規模自然災害などの危機発生時においても主要業務の継続を実現し、社会・経済活動の維持に資することを目的として「業務継続体制構築基本規程」を定めています。

この規程に従い、災害などの危機発生から終息に至る有事に適切に対応し、継続すべき重要業務および危機対応を計画などに定め、これを継続的に見直すことにより、業務継続および早期復旧を実現する業務継続体制を構築しています。

生命保険契約者保護機構

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難なることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)。
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせ

て、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$

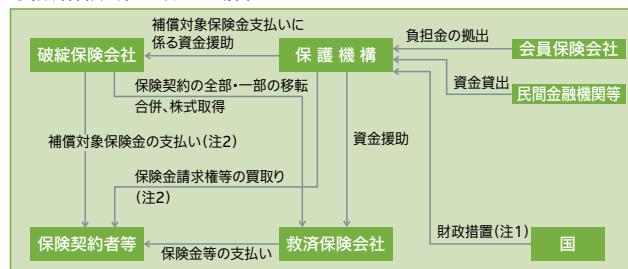
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、3%です。(2017年4月現在)

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合



(注1)上記の「財政措置」は、2022年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけでは資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)

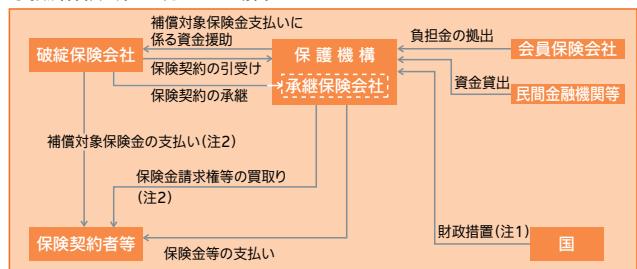
◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- ・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

〈月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時〉

○救済保険会社が現れない場合



CSRの取組み

| | |
|---------------------|----|
| 企業の社会的責任(CSR) | 57 |
| グループCSR重点課題 | 57 |
| CSRの活動事例 | 58 |

CSRの取組み

企業の社会的責任(CSR)

当社は経営基本方針のひとつに「社会的責任の遂行」を掲げています。環境・健康・医療等の社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、グループで連携して企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

グループ全社員が共有すべき姿勢を示した「グループCSRビジョン」に基づき、全社をあげてCSRに関するさまざまな課題に取り組んでいきます。

グループCSRビジョン

SOMPOホールディングスグループは、未来に向けた対話を通じてステークホルダーと積極的にかかわりあいながら、高い倫理観のもと国際的な行動規範を尊重し、気候変動や生物多様性などの環境問題、人権やダイバーシティ、地域社会への配慮などを自らの事業プロセスに積極的に組み込むとともに、社会に対して透明性の高い情報を積極的かつ公正に開示していきます。

また、常に一步先を見据えて、社会の安心・安全・健康に資する商品・サービスの提供をすることで、ソリューションプロバイダーとしてレジリエント^{*}で持続可能な社会の実現に貢献していきます。

※ レジリエント…弾力性のある柔軟な回復力を備えた、強靭な

グループCSR重点課題

経営理念である「安心・安全・健康」に資する最高品質のサービスを提供し、社会に貢献するため、重点課題として5つを特定しました。また、重点課題に取り組むにあたって、当グループの強みを活かすアプローチ方法として3つを策定しました。

5つの重点課題

1 防災・減災への取組み

防災・減災に資する商品・サービスなどの提供やさまざまな組織との協働プロジェクトを開発し、人々が安心・安全に暮らせる社会の実現に貢献している。

2 健康・福祉への貢献

質の高い介護・ヘルスケアサービスなどの提供や健康・福祉の増進に資するプロジェクトを開発し、あらゆる人々がよりよく生活できる社会の実現に貢献している。

3 地球環境問題への対応

気候変動への適応と緩和、生物多様性の保全などにバリューチェーンで対処し、新しいソリューションを提供することで、持続可能な社会の実現に貢献している。

4 よりよいコミュニティ・社会づくり

社会貢献活動や地域の文化振興に資する活動などを通じ、ステークホルダーからもっとも信頼される企業グループとして、よりよいコミュニティ・社会の実現に貢献している。

5 ダイバーシティの推進・啓発

基本的人権を尊重し、多様な個性を認め、ダイバーシティを推進することで、社員を含めたステークホルダーが活躍できる社会の実現に貢献している。

目
指
す
姿

3つの重点アプローチ

① 金融機能やデジタル技術などを活かした革新的な商品・サービスの提供

② 人材育成を意識したNPO／NGOなどをはじめとするさまざまなステークホルダーとの連携

③ 繙続的に支援し、培ってきた文化・芸術を通じた取組み



CSRの活動事例

みんなのひまわりプロジェクト

種にさわる。土をいじる。水をあげる。たったこれだけでも、ひまわりを育てることは、子どもたちに新しい体験と笑顔をあたえてくれます。そして、その笑顔を見守る大人たちにも、笑顔の輪を広げていきたい。当社は、笑顔の象徴としてひまわりの花をテーマに、2012年から「みんなのひまわりプロジェクト」を展開し、全国の小学校にひまわりの種を配付し、ひまわりを育てる授業を実施しています。



「親守詩」の普及支援

親守詩(おやもりうた)とは、「親への感謝の気持ち」と「子どもへの親心」を親子が共同で一つのうた(短歌など)にしたもの。親守詩の活動は、子から親へ「感謝の気持ち」や「愛情」をことばで表すことを通して子どもと親が自らを振り返り、「親子の絆」を深め、より良い親子関係を構築するとともに、子どもがこれから生き方を考える絶好の機会になればと考え始まったものです。当社は「親守詩全国大会」へ協賛するとともに、親守詩の普及支援を行っています。



親守詩全国大会の様子

ピンクリボンフェスティバル2016 スマイルウォーク東京大会への協賛

当社は「乳がんで悲しむ方を一人でも多く減らしたい」との想いから、2016年10月1日に六本木ヒルズアリーナで開催された「ピンクリボンフェスティバル2016 スマイルウォーク東京大会」に特別協賛しました。当日は103名の社員とその家族が参加し、乳がんの早期発見・早期診断・早期治療の大切さを伝えるために、東京の街を歩き、啓蒙活動に取り組みました。



福祉作業所によるパンの販売

当社本社ビルにて、月に一度、近隣の福祉作業所が製造したパンの販売を行っています。

福祉作業所は障がい者の就労支援施設で、主に知的障がいを持つ方々が日々いろいろな作業を行いながら、地域社会に参加しています。

障がいの方方が、自分たちで製造したパンを自分たちで販売することにより、外部の人と触れ合う有意義な経験となっています。

新作パンなど毎回メニューを変えて10種類ほどの焼きたてパンが並ぶほか、ラスクやマフィンも販売しています。毎回販売開始前から社員が列を作り、短時間で完売するほどの人気です。



「認知症サポーター養成講座」の開催

今後増加が予想される認知症への理解を深めることを目的に、2017年3月「認知症サポーター養成講座」を開催し93名の社員が参加しました。「認知症サポーター」とは、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者を指します。

講座では職場や地域で認知症の方を支えるにはどうしたらよいか、介護をしている人をどう支援したらよいかを話し合いながら、理解を深めました。



日本赤十字社「献血」への協力

日本赤十字社を通して輸血を必要としている方々に血液を届けるため、2014年から本社ビルで献血イベントを開催しています。第3回目となる2016年12月の献血イベントでは社員54名が献血に参加しました。献血された血液は、けがの治療で使用される輸血用血液製剤や、がんや白血病、再生不良性貧血などの治療のために使用されます。





骨髓・末梢血幹細胞のドナーへのサポート

当社は骨髓・末梢血幹細胞の提供者(ドナー)に対して手術給付金をお支払いしています。

白血病などに対する有効な治療方法として、骨髓・末梢血幹細胞移植があります。しかしながら、同移植を受けるには、骨髓・末梢血幹細胞のドナーと白血球の型が一致しなければならず、一致する確率は非血縁者では数百から数万の1、兄弟姉妹でも4分の1程度と低いものとなっています。そのため、今後も積極的なドナー登録が望まれています。

一方、骨髓・末梢血幹細胞を提供するには、「精神的な負担」(家族の説得・手術への不安等)・「経済的な負担」(入院にともなう休業損失)・「身体的な負担」(手術のリスク)等があり、こうした負担もあってドナー登録が進まないとも言われています。例えば「経済的負担」に関しては、ドナーの方の入院費用は受容者側(移植を受ける人)の保険で対応しますので、ドナー側に負担は生じません。しかしながら、骨髓・末梢血幹細胞の採取には入院が必要で、この入院のために仕事を休んだ場合の休業損失、ホームヘルパー代等の間接

費用はドナーの方の負担となります。

そこで、被保険者が骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合に、医療保険等において所定の手術給付金をお支払い(※)することで、ドナーの方の「経済的負担」を軽減し、当社商品を通じてドナー登録者の支援ができるようになりました。この手術給付金は、新規のお客さまだけではなく、すでにご契約いただいているお客様にも保険料の変更なく適用されます。

当社は、ドナーの経済的な負担を軽減することで、さらなるドナー登録者数の増加に貢献するとともに、「社会に貢献したい」というお客様の思いをサポートしていきたいと考えています。

※骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の採取術による手術給付金のお支払いの対象となるのは、責任開始日(または復活日)から起算して1年経過後の採取術です。また、手術給付金のお支払いは骨髓幹細胞の採取術と末梢血幹細胞の採取術を通算して1回を限度とします。

CD-ROM版「ご契約のしおり・約款」の提供

当社では、CD-ROM版の「ご契約のしおり・約款」を導入し、紙使用量の削減、環境への配慮に加えて、お客様の利便性向上に取り組んでいます。

CD-ROM版の「ご契約のしおり・約款」は、①全文検索機能、②付箋貼り付け機能、③メモ機能、④拡大・縮小表示機能などがあるデジタルブックで収録しました。また、お客様の視点に立ち、わかりやすさ、使いやすさを考慮した結果、実際にはご契約していない複数の商品を収録するのではなく、商品ごとにCD-ROMを分けてご提供しています。



MEMO

商品・サービス体制について

| | |
|---------------------|----|
| ご契約の流れ | 63 |
| 保険金・給付金のお支払いまでの流れ | 64 |
| お申込みに際してのお客さまへの情報提供 | 65 |
| 情報開示 | 67 |
| 販売チャネルのご案内 | 68 |
| 商品ラインアップ | 69 |
| 健康・生活応援サービス | 72 |
| 介護応援サービス | 72 |
| 教育・研修の概略 | 73 |

商品・サービス体制について

ご契約の流れ(お申込手順～ご契約の成立についてご案内します)

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の取扱代理店(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒

介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに成立します。



《クーリング・オフ制度について》

「責任開始期に関する特約」を付加している契約の場合、保険契約の申込日*から、15日以内に、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができ、書面の発信時(15日以内の消印有効)に、お申込みの撤回等の効力を生じます。この場合には、お払込みいただいた保険料は全額お返しいたします。

*「責任開始期に関する特約」を付加できない契約の場合は、次のとおりです。

- ・クレジットカード扱
申込日、またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
- ・それ以外
申込日、または、第1回保険料充当金の領収日(契約者直接振込の場合は着金日)のいずれか遅い日
ただし、次の場合にはお申込みの撤回等をすることができません。
- ・当社が指定した医師の診査を受診された場合
- ・債務履行の担保のための保険契約(質権設定契約)の場合
- ・ご契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
- ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申込みをされた場合

保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

① お客さま

カスタマーセンター(0120-528-170)までご連絡ください。

保険金・給付金のご請求にあたり、被保険者さまについて下記の内容をお伺いいたします。速やかに正確なお手続きができるよう、ご連絡いただく前にご確認ください。

■被保険者さまが亡くなられたとき

- 1.お電話いただいた方のお名前・亡くなられた方
(被保険者さま)とのご関係
- 2.保険証券番号
- 3.被保険者さまのお名前
- 4.亡くなられた日
- 5.亡くなられた原因(病名または事故の内容など)
- 6.亡くなられる前の入院・手術の有無と、ある場合は
その詳細
- 7.受取人さまのご連絡先(必要書類のお送り先住所)

■被保険者さまが入院・手術・通院などをされたとき

- 1.お電話いただいた方のお名前・被保険者さまとのご関係
- 2.保険証券番号
- 3.被保険者さまのお名前
- 4.病名または事故の内容
- 5.入院・手術・通院などについての詳しい内容
 - ・入退院日や入院予定日
 - ・正式な手術名と手術日(正式な手術名は主治医にご確認ください)
 - ・通院日や通院日数など
- 6.受取人さまのご連絡先(必要書類のお送り先住所)

[お電話での受付のほか、公式ウェブサイトでの受付も行っています。(http://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyu/internet/)]

② 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けします。

○ご請求に必要な書類とともに「保険金・給付金 お手続きガイド」をお届けします。

○当ガイドには保険金等をお受け取りいただける事例といただけない事例などを具体的に記載しています。

[公式ウェブサイトにも掲載しています。(http://www.himawari-life.co.jp/customer/seikyu/guide/)]

③ お客さま

ご請求に必要な書類をご提出ください。

○必要書類(請求書、診断書など)をお取り揃えいただき、当社宛にご返送ください。

○ご請求の内容によって必要書類は異なります。

④ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

ご請求内容を確認します。

○書類が到着しましたら、請求書や診断書の内容などを確認させていただきます。

○治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。(確認する場合は、あらかじめご連絡いたします。)

⑤ 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

保険金・給付金をお支払いします。

○ご契約の保険約款に従い、保険金・給付金をお支払いします。

○支払手続後にお支払い内容の明細をお送りします。

⑥ お客さま

お支払い内容をご確認ください。

○お支払い内容の明細が届きましたら、内容をご確認ください。

ご留意いただきたい事項

○受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求(人)特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です。(同特約が付加されていない場合は別途ご相談ください。)

○ご提出いただいた書類に記入もれや、必要書類の不足があった場合には、お支払いまでに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

お問い合わせ先

カスタマーセンター保険金・給付金請求ダイヤル

0120-528-170

○受付時間／月～金 9:00～18:00

土 9:00～17:00

(日、祝日および12月31日～1月3日は除く)

お申込みに際してのお客さまへの情報提供

保険商品の内容を正しく ご理解いただくための取組み

お客さまの保険商品に対するさまざまなお要望にお応えするため、当社は商品を幅広くご用意しています。

ご契約のお申込みをいただく際は、保険商品の内容をご確認いただくとともに、その保険商品のもつ特性を十分にご理解いただくことが大切です。

当社では、お客さまにとって重要な情報や詳細な情報を、次の方法でご提供、ご説明し、お客さまに商品内容を正しくご理解いただいたうえで、お申込みいただけるよう取り組んでいます。

(1)契約概要

ご契約のお申込みを行おうとする保険商品の内容について、お客さまにご理解いただくために必要な情報(保険商品の仕組み、保障の内容、付加できる特約とその概要など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(契約概要)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(2)注意喚起情報

ご契約のお申込みに際して、お客さまに特にご注意いただきたい情報(お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)について、健康状態などの告知について、保険金・給付金などをお支払いできない場合など)をまとめ、『ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)』として「ご契約のしおり・約款」に合本してお渡しし、保険募集時に必ずご説明しています。

(3)ご契約のしおり・約款

ご契約のお申込みに際して、ご契約に関する重要な事項をまとめた「ご契約のしおり・約款」を必ずお渡ししています。

このうち「約款」はお客さまと当社のご契約内容を詳細に記載したもので、その中で特にご留意いただきたい事項などについてわかりやすく記載したものが「ご契約のしおり」の部分です。

当社では「契約概要」と「注意喚起情報」を「ご契約のしおり・約款」に合本し、ご契約に際しての重要事項をご説明しています。

(4)パンフレット

お客さまがご契約のお申込みをご検討いただく際に、保険商品の仕組みや特徴を把握しやすいように、わかりやすくまとめた「保険商品パンフレット」をご用意しています。

※お客さまにとって不利益となる情報のご提供

当社では生命保険のお申込みをされるお客さまが、保険商品の内容や保険制度について十分にご理解いただけなかったために、不利益をこうむることのないよう、保険募集を行う際に、お客さまにとって不利益となる情報のご提供やご説明を徹底しています。

「告知義務違反」や「保険金・給付金をお支払いできない場合」など、お客さまにとって不利益となる情報については、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」「パンフレット」に具体的に記載しています。

(5)保険種類のご案内

お客さまのご要望に最も適した保険商品をお選びいただくため、当社の保険商品すべてをまとめ、商品の仕組みや特徴などを一括してご確認いただける「保険種類のご案内」、「特約のご案内」をご用意しています。



お客さまのご意向(ニーズ)とご提案内容の一致をご確認いただくための取組み

お客さまのご要望・ご意向(ニーズ)とご提案内容(保険種類、保険期間、保険金額、保険料など)が一致していることをご確認いただくため、当社では、以下の取組みを行っています。

- ①取扱者が、お客さまのさまざまご意向を都度正確に把握して商品プランをご提案し、最終的なご意向を把握します。
- ②その最終的なご意向に基づき、「意向確認書面」を作成します。
- ③最終的にご提案内容がお客さまのご意向(ニーズ)に一致していることを、お客さまと取扱者がお互いに確認したうえで、お客さまのご署名等をいただきます。
- ④その書面の写しを「お客さまの控」として、お客さまに必ずお渡しすることにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、「意向確認書面」の内容をご確認いただけるようにしています。

告知の大切さをご理解いただくための取組み

ご契約のお申込みに際し、お客さまからいただく「告知」は、ご契約のお引受けやその後の保険金・給付金などをお支払いする際の大切な情報となります。

そのため、正しく告知いただけなかった場合には、ご契約が解除となったり、保険金・給付金などがお支払いできなくなるなど、お客さまにとって不利益が生じてしまうことがあります。

当社では、この大切な「告知」について、お客さまに不利益が生じないようにするために、ありのままを正確にもれなく告知いただけるよう、次の(1)から(3)の取組みを行っています。

(1)告知サポート資料

「告知書」の表紙に、告知書をご記入いただく前に必ずご確認いただきたい「告知書ご記入前の重要事項」、「告知忘れが多い事例」や「告知書の記入例」などをまとめた「告知サポート資料」を記載しています。

この「告知サポート資料」を使用して、お客さまに告知忘れが生じないようにするため、「告知書」のご記入にあたってのポイントを具体的にご説明するなど、お客さまから正確な「告知」をいただけるよう取り組んでいます。

(2)お客さまの控

お客さまからご提出いただいた告知書の写しを「お客さまの控」として必ずお渡しすることにより、ご契約のお申込みをいただいた後でも、お客さまに告知いただいた内容をご確認いただけるようにしています。

(3)【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

「告知書」の記入等に関するご不明な点は、お客さまから直接ご照会いただける以下のフリーダイヤルをご用意しています。

【お客さま専用】告知お問い合わせ窓口

TEL 0120-526-805

○受付時間／月～金 9:00～18:00
(土・日・祝日および12月31日～1月3日を除く)

お申込み内容と実際のご契約内容の一致をご確認いただくための取組み

ご契約のお申込みをいただいた内容が、実際のご契約内容と一致していることをご確認いただくため、以下の取組みを行っています。

(1)意向確認書、申込書、告知書などの「お客さまの控」

ご契約のお申込みをいただいたお客さまには、ご意向(ニーズ)やお申込み内容などを、ご契約後にもご確認いただけるよう、意向確認書、申込書、告知書などの申込関係書類について、その写しを「お客さまの控」として、必ずお渡ししています。

(2)「保険証券」とその同封書類

(社長挨拶状兼ご契約内容確認のお願い)

ご加入いただいたお客さまには、「保険証券」とともに「社長挨拶状兼ご契約内容確認のお願い」を同封させていただき、保険証券に記載された内容に誤りがないか、お客さまご自身にもご確認いただいています。

情報開示

お客様をはじめとして数多くの皆さまに当社をご理解いただくため、積極的な情報の開示に努めています。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状 2017 (ディスクロージャー誌)

当社の事業内容や決算内容などをまとめた冊子です。本社・支社および主要な取扱代理店の店頭に備え付けているほか、公式ウェブサイトにも掲載しています。



お手続きガイド

ご契約者さま向けの保険金等のご請求や各種お手続きについてまとめた冊子です。年1回、すべてのご契約者さまにお届けしています。



公式ウェブサイト

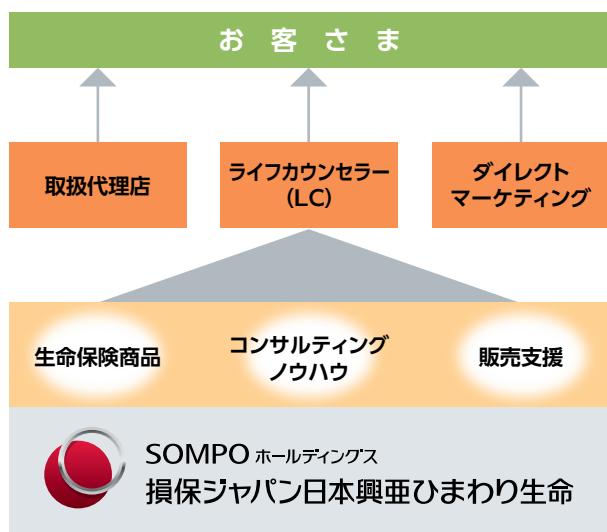
当社の商品・サービス、保険金等のご請求など各種お手続き方法のご説明、会社案内、採用情報などを公式ウェブサイト上で提供しています。



販売チャネルのご案内

販売チャネル

当社は保険商品の販売に際し、お客さまの保険商品に対する知識・経験、加入目的、資力状況などを総合的に勘案し、お客さま一人ひとりに最適な保障をご提案する「コンサルティングセールス」を推進しています。そして、保険商品・サービスを、次の3つの販売チャネルでお客さまにお届けしています。



取扱代理店

多様化するお客さまニーズや各種リスクに対し、最適な保険提案を行うプロフェッショナル集団です。

生命保険・損害保険の販売を主な業務とし、お客さまへ最適な保険商品をご提案する保険代理店、さまざまな金融サービスを提供する金融機関代理店、さらには公認会計士や税理士といった会計・税務の専門家などが当社代理店としてお客さまに大きな安心をお届けしています。

このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を取扱代理店として登録することにより、本来の専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の企業防衛まで、幅広くお客さまニーズにお応えしています。

また、取扱代理店に対しては業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス研修などを実施するとともに、マーケットやチャネル、取扱代理店ごとに研修を企画・実施し、さらなる高品質の安心をお届けすることを目指しています。

ライフカウンセラー(LC)

ライフカウンセラーは、基本理念である「ライフカウンセラーシップ」に基づき活動する精鋭の営業社員です。生命保険を軸として、金融、経済、法律、税務などの幅広い知識をもつライフカウンセラーが、お客さまと直接お会いし、お客さまをとりまく環境、家族構成、将来設計などさまざまな観点からコンサルティングを行い、お客さま一人ひとりに適した生命保険を提案しています。

また、お客さまに適切なサポートやアドバイスを提供しつづけるために、絶えず知識の習得に努めています。

ライフカウンセラーは生命保険のプロフェッショナルとして、生涯にわたってお客さまとそのご家族の人生をサポートし、安心と感動をお届けしつづけることを目指しています。

ダイレクトマーケティング

医療保険を中心とした保険商品を、通信販売方式でお客さまにお届けしています。通信販売には、クレジットカード会社や通信販売会社による募集代理店方式と、インターネットなどへの広告出稿による募集代理店を介さない直販方式があります。いずれも資料のお届けから契約の成立までを、便利な郵送でお手続きできます。

募集代理店やコールセンターのオペレーターはコンプライアンスを遵守し、お客さまにご満足いただけるよう努めており、さらなる高品質の安心をより便利にお届けすることを目指しています。

当社は、2017年4月から保険相談サイト「ポンポンほけん室」(<https://ponpon.himawari-life.co.jp/>)をリリースしました。保険料の負担を軽くしたい、保険の見直しを考えている、自分や家族にあったプランを設計してほしいなど、お客さまの保険に関するお悩みごとの相談を、無料で承ります。その際は、当社の品質基準をクリアした取扱代理店やライフカウンセラーが丁寧にご説明いたします。



商品ラインアップ

《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客さまに最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改定を重ねてきました。終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

『Linkx 新・健康のお守り』 (医療保険(2014)終身タイプ)

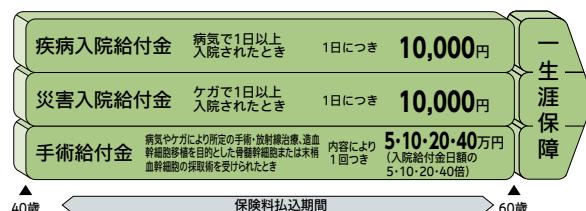
当社は、1993年に終身保障の医療保険を発売し、その後もお客さまの立場に立った商品改定を重ねてきました。2014年5月2日には、累計120万件を販売した「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)をリニューアルし、保障内容のさらなる充実と保険料の低廉化を両立した「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)を発売しました。『新・健康のお守り』は、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による入院の場合、通算の支払限度(従来:1,000日)が無制限になることに加え、「三大疾病支払日数無制限特則」を別途付加いただくと、1回あたりの入院の支払限度(従来:60日等)も無制限になります。また、手術保障の支払の基準を約款記載の手術別表から公的医療保険に連動させるとともに、給付倍率(40・20・10・5倍)の基準も開頭手術・がんに対する開腹手術などの平易な定義にリニューアルしました。「公的医療保険が適用されない先進医療」に備える「先進医療特約」については、通算支払限度(従来:1,000万円)を2,000万円に引き上げました。



仕組図

ご契約例 (保険期間:終身・死亡保険金不担保特則付加)

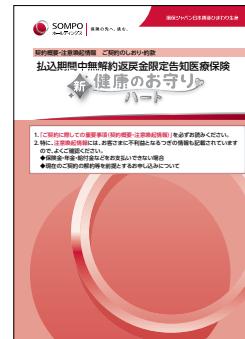
40歳男性
B型・手術I型・60日型
保険料払込期間:60歳払済
入院給付金日額:10,000円



『Linkx 新・健康のお守り ハート』 (払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険)

当社は、2015年4月2日に限定告知医療保険の新商品「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)を発売しました。

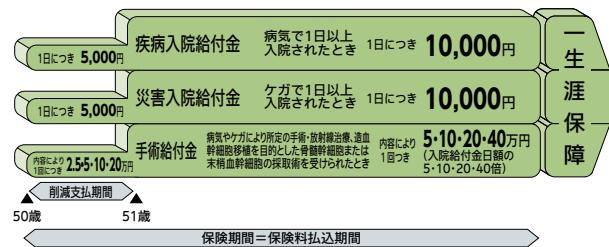
ご好評をいただいている『新・健康のお守り』ですが、健康上の理由などによりご加入をお断りするケースもあります。そのようなお客さまにも保障をご提供できるよう、『新・健康のお守り ハート』では、告知項目を限定して引受基準を緩和したほか、『新・健康のお守り』の特長を踏襲した保障内容としました。「三大疾病支払日数無制限特則」「限定告知医療用先進医療特約」「限定告知医療用特定疾患診断保険料免除特約」を付加することもできます。



仕組図

ご契約例

50歳男性
手術I型
保険期間:終身
保険料払込期間:終身
入院給付金日額:10,000円





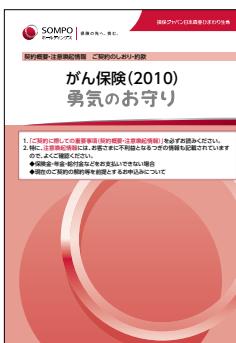
『Linkx 勇気のお守り』(がん保険(2010)終身タイプ)

当社は、2010年11月にがん保険『勇気のお守り』を発売しました。

近年、医療技術の進歩もあり、がん治療の中心は入院から通院にシフトし、抗がん剤や放射線などによる治療を通院しながら受けるケースが増加しています。こうしたQOL (Quality of Life:生活の質) を重視した治療は、痛みや入院によって仕事を続けることができないなどの不安やストレスを軽減します。

『勇気のお守り』は、こうした通院治療を続けるお客さまの生活サポートを目的に開発した保険です。業界でも初となる「外来治療給付金」を導入し、入院を伴わない通院も保障の対象としました。外来治療給付金は、抗がん剤や放射線などによる治療が続くかぎり、保障の対象となります。また、「がん」と診断確定されたら、治療開始前でも診断給付金を受け取ることができ、前回の診断給付金のお支払いから2年を経過していれば再発・転移による2回目以降の診断確定時にも同額の診断給付金を受け取ることができるなど、経済面での「安心」を提供するためのきめ細かな保障を実現しています。通院を続けながら、がん治療と向き合うお客さまの「勇気」を、保険商品を通じてサポートしています。

仕組図



ご契約例(BII型)

40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
がん入院給付金日額:20,000円



《先進医療保険》

当社は、先進医療・臓器移植の保障に特化した商品をご提供しています。

『Linkx coins(リンククロス コインズ)』 (臓器移植医療給付金付先進医療保険)

当社は、2016年9月20日に月々500円の保険料で加入できるネット専用商品「臓器移植医療給付金付先進医療保険」(ペットネーム『Linkx coins(リンククロス コインズ)』)を発売しました。

この保険は、経済的負担の大きい治療に対する保障に特化した商品です。被保険者が先進医療による療養を受けたときの先進医療給付金(更新前後の保険期間を通じて2,000万円まで保障)と先進医療一時金、および所定の臓器移植を受けたときの臓器移植医療給付金(1,000万円)をお支払いします。

保険期間は1年です。保険期間の満了後、健康状態にかかわらず年齢の上限なく自動的にご契約を更新します。

また、医療技術の発展や普及への貢献を目的として、販売件数に連動した金額を、先進医療や臓器移植に関する機関や団体に寄付する予定です。



仕組図

ご契約例

40歳男性
保険期間・保険料払込期間:1年
(保険期間の満了後、年齢の上限なく自動更新)
保険料払込方法:クレジットカード扱・月払



《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

『Linkx 家族のお守り』 (無解約返戻金型収入保障保険)

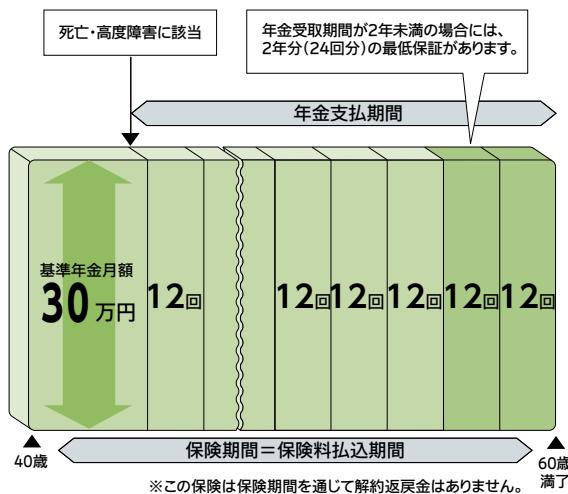
万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。「特定疾病診断保険料免除特約」と「特定疾病収入保障特約」を同時に付加すれば、特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合に、以後の保険料の払込みは免除となるほか、特定疾病年金を年金支払期間(2年間)が終了するまで毎月お受け取りいただけます。また、健康体格率特約を付加すれば、被保険者の喫煙状況および健康状態などが当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。



仕組図

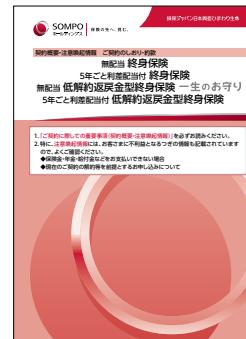
ご契約例

40歳男性
年金支払保証期間:2年
保険期間:60歳満了
保険料払込期間:60歳払済
基準年金月額:30万円



『Linkx 一生のお守り』 (無配当低解約返戻金型終身保険)

万一の保障を終身にわたり確保できる保険です。低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、無配当終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は無配当終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるためにご活用いただくことも可能です。

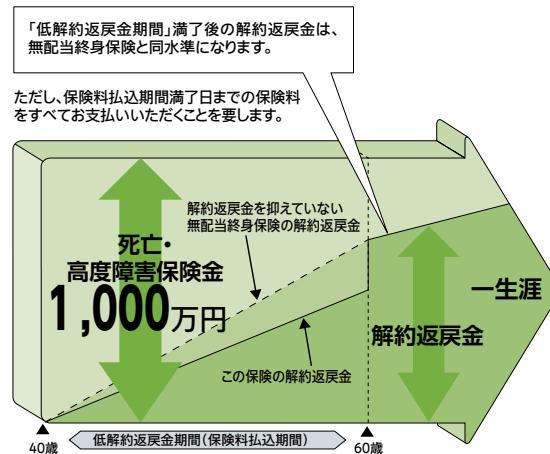


仕組図

ご契約例

40歳男性
保険期間:終身
保険料払込期間:60歳払済
保険金額:1,000万円

保険料払込期間の最終の保険年度末までの期間を、低解約返戻金期間としています。その期間は、解約返戻金を無配当終身保険の70%(低解約返戻金割合)に抑えています。





健康・生活応援サービス

■健康・医療や介護に関する事から、税務や法律に関するご相談まで皆さまの健康と生活を応援するサービスです。

■当社の保険契約にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・そのご家族(2親等以内)の方がご利用いただけます。

Linkx
リンクス

■24時間・年中無休■
ご契約者さま専用

健康・生活応援サービス



▶ 健康・医療相談などのサービス



▶ PET検診 紹介・予約サービス



▶ 日常生活に関するサービス

▶ 健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、さまざまなお相談に経験豊富な看護師など専門医療スタッフがお電話でお応えします。

▶ 医療機関の情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

▶ ドクターアドバイスサービス(予約制)

「健康・医療相談サービス」でお応えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師とお電話でご相談いただけます。また、ご希望があれば、セカンドオピニオンを受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

▶ 人間ドック 紹介・予約サービス

全国の提携医療施設の中からお客様のご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

▶ 郵送検査紹介サービス

ご自宅にいながら検査ができるサービスを優待料金でご紹介します。ご自宅に送付される検査キットを使って、説明書の指示どおりにご自身で血液などを採取いただき、返送していただくだけで検査結果が届きます。

▶ 介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。また、介護サービス事業所や有料老人ホームのご紹介・介護用品・福祉機器の取扱業者へお取次ぎも行います。

▶ 家事代行紹介サービス

ご家族の入院やケガなどでお困りのときや、出産や単身赴任で手が回らないときに、家事代行サービス事業者をご紹介します。

▶ 生活関連相談サービス(予約制)

社会保険労務士による年金相談、税理士による税務相談、弁護士による法律相談に電話でお応えします。

▶ セキュリティサポート紹介サービス

ホームセキュリティ、空き家等の管理、ご高齢者向けサービスなど、セキュリティ関連商品をご紹介します。

介護応援サービス

■有料老人ホーム等をはじめリフォーム、配食サービスをご紹介します。

介護を必要とするご本人とご家族をサポートするサービスです。

■「介護一時金特約」にご加入中のご契約者さま・被保険者さま・ご家族(2親等以内)の方がご利用いただけます。



▶ 有料老人ホーム等紹介サービス

全国のSOMPOホールディングスグループの介護施設から、ご予算や地域等のニーズにあった有料老人ホーム等を一部を除き優待にてご紹介します。

▶ リフォームサービス

介護が必要な方でも安心して生活いただけるように、広くて段差の少ない浴室や段差をなくした間取り等へのリフォームをサポートします。

Linkx
リンクス

介護応援サービス



▶ 配食サービス

管理栄養士が塩分やカロリーに配慮して設計した5種類のお弁当をご用意しています。お客様のお好みに合った日替わりの夕食を、お客様の担当スタッフがご自宅までお届けします。

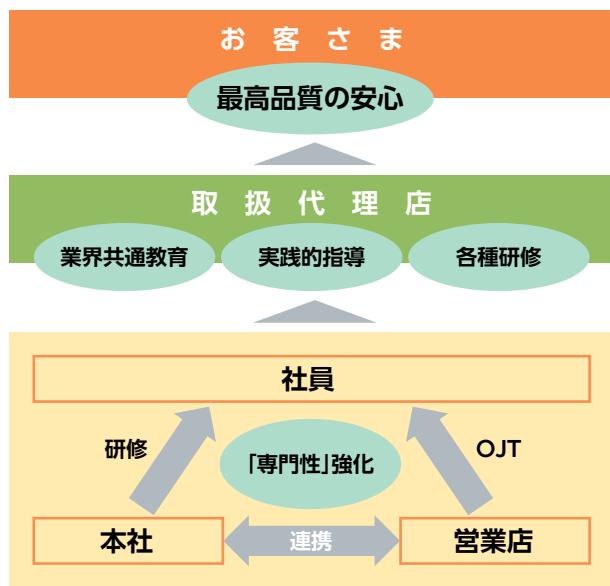
教育・研修の概略

当社は、お客さまからの幅広いご相談・ご要望に対して、最適な保障・サービスをご提案できるよう、取扱代理店・社員の教育・研修に取り組んでいます。

2016年4月に、社員の教育を担う能力開発部と社員の採用・配置などを担う人事総務部を統合し、人財開発部を設置しました。人事制度と教育・研修制度の連動を図り、また、本社・営業店が連携して支援することで、社員の人財力向上を図ります。

また、2017年2月には最適な保険提案に加え、お客さまが健康になることを応援し続けられる募集人『HLアドバイザー』を輩出する社員の育成や、営業社員の代理店対応力、そして専門性の強化をおこなうための専門組織として「トレーニングセンター室」を新設し、2017年度は営業社員の約半数にあたる500名の育成をしていきます。

そして、HLアドバイザーやビジネスパートナーである取扱代理店を通じてお客さまへ最高品質の安心をお届けします。



代理店教育・研修

業界共通教育に加え、当社独自の実践的指導、適正な保険募集のためのコンプライアンス教育などを各種研修、e-ラーニング、ツール類の提供により実施しています。

◎業界共通教育の流れ



◎当社独自の教育

◆ロールプレイングによる実践的指導

当社営業店の社員による日常指導、および損害保険ジャパン日本興亜株式会社の課支社と連携した営業活動を通じてロールプレイングをはじめとした実践的指導を実施しています。

◆各種ツール・テキスト類の提供

周辺知識まで含めた生命保険に関する専門的な知識を高めることを目的に各種ツール・テキストを提供し、自己研さんを促進しています。

社員教育・研修

多様な職種・経験の社員一人ひとりの成長を引き出すことを目的に、さまざまな教育プログラムを実施しています。

◎各種研修

キャリアアップに応じてその役職に求められる知識や能力を身につけるために階層別の研修を実施しています。また、営業部門においては、最高品質の募集人を育成できる社員を実践的なアウトプット型の研修を全育成プログラムに組み込み、今までにないひまわり生命のスタンダードとなる人財育成体制を早期に構築していきます。

◎OJT

職場内での教育を支援することを目的にOJTセンター制度を導入しています。職場全員が教育担当者(OJTセンター)になることで、職場内で教え学び合い、組織で社員の能力を高める環境を構築しています。

◎自己啓発

資格取得支援、通信教育、e-ラーニング、教育ツールの提供により、社員一人ひとりの専門性を高める教育に取り組んでいます。

e-ラーニング

当社は、取扱代理店・社員・ライフカウンセラーの教育にe-ラーニングを活用しています。e-ラーニングとは、インターネット環境を利用した学習(教育)システムです。e-ラーニングの導入により、インターネット環境があればパソコンのほかスマートフォン、タブレット端末でいつでも、どこでも、何度でも必要な研修を自主的に受けることができ、きめ細やかな教育を実現しています。

たとえば、取扱代理店向けには生命保険募集人のさらなる資質向上を目指し、継続・反復的に学習ができるようさまざまなコンテンツを提供しています。また、社員・ライフカウンセラー向けとして自学自習用のコンテンツ提供やお客さま対応力を強化するためのトレーニング、コンプライアンステストの実施などに活用しています。

さらに、動画配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段としても活用しています。



MEMO

MEMO

データファイル

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。

その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I. 保険会社の概況および組織

| | |
|-------------------|-------|
| 1. 沿革 | 79～80 |
| 2. 経営の組織 | 81～82 |
| 3. 店舗網一覧 | 83～84 |
| 4. 資本金の推移 | 85 |
| 5. 株式の総数 | 85 |
| 6. 株式の状況 | 85 |
| (1) 発行済株式の種類等 | 85 |
| (2) 大株主 | 85 |
| 7. 主要株主の状況 | 85 |
| 8. 取締役、執行役員および監査役 | 86～87 |
| 9. 会計監査人の名称 | 87 |
| 10. 従業員の在籍・採用状況 | 88 |
| 11. 平均給与(内勤社員) | 88 |
| 12. 平均給与(営業職員) | 88 |

II. 保険会社の主要な業務の内容

| | |
|-------------|----|
| 1. 主要な業務の内容 | 89 |
| 2. 経営方針 | 89 |

III. 直近事業年度における事業の概況

| | |
|--|-------|
| 1. 直近事業年度における事業の概況 | 90 |
| 2. 契約者懇談会開催の概況 | 90 |
| 3. 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、 および苦情からの改善事例 | 90 |
| 4. 契約者に対する情報提供の実態 | 91 |
| 5. 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法 | 91 |
| 6. 社員・代理店教育・研修の概略 | 91 |
| 7. 新規開発商品の状況 | 91 |
| 8. 保険商品一覧 | 91～94 |
| 9. 情報システムに関する状況 | 94 |
| 10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況 | 94 |

IV. 直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標

| |
|----|
| 95 |
|----|

V. 財産の状況

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 1. 貸借対照表 | 96～105 |
| 2. 損益計算書 | 106～107 |
| 3. キャッシュ・フロー計算書 | 108～109 |
| 4. 株主資本等変動計算書 | 110～111 |
| 5. 債務者区分による債権の状況 | 112 |
| 6. リスク管理債権の状況 | 112 |
| 7. 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況 | 112 |
| 8. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率) | 113 |

| | |
|--|---------|
| 9. 有価証券等の時価情報(会社計) | 114～117 |
| 10. 経常利益等の明細(基礎利益) | 118 |
| 11. 計算書類等について会社法による 会計監査人の監査 | 119 |
| 12. 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書について 金融商品取引法に基づく監査証明 | 119 |
| 13. 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る 内部監査の有効性 | 119 |
| 14. 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって 事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせる ような事象または状況その他保険会社の経営に 重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、 その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析 および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、 又は改善するための対応策の具体的な内容 | 119 |

VII. 業務の状況を示す指標等

| | |
|---|---------|
| 1. 主要な業務の状況を示す指標等 | |
| (1) 決算業績の概況 | 120 |
| (2) 保有契約高および新契約高 | 120 |
| (3) 年換算保険料 | 120 |
| (4) 保障機能別保有契約高 | 121～122 |
| (5) 個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高 | 122 |
| (6) 異動状況の推移 | 123～124 |
| (7) 契約者配当の状況 | 124～126 |
| 2. 保険契約に関する指標等 | |
| (1) 保有契約増加率 | 126 |
| (2) 新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険) | 126 |
| (3) 新契約率(対年度始) | 126 |
| (4) 解約失効率(対年度始) | 126 |
| (5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約) | 127 |
| (6) 死亡率(個人保険主契約) | 127 |
| (7) 特約発生率(個人保険) | 127 |
| (8) 事業費率(対収入保険料) | 127 |
| (9) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた主要な保険会社等の数 | 127 |
| (10) 保険契約を再保険に付した場合における、 再保険を引き受けた保険会社等のうち、 支払再保険料の額が大きい上位5社に対する 支払再保険料の割合 | 128 |
| (11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による 格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合 | 128 |
| (12) 未収受再保険金の額 | 128 |
| (13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、 発生保険金額の経過保険料に対する割合 | 128 |



| | |
|---|---------|
| 3. 経理に関する指標等 | |
| (1) 支払備金明細表 | 129 |
| (2) 責任準備金明細表 | 129 |
| (3) 責任準備金残高の内訳 | 130 |
| (4) 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別) | 130 |
| (5) 特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数 | 130 |
| (6) 契約者配当準備金明細表 | 131 |
| (7) 引当金明細表 | 131 |
| (8) 特定海外債権引当勘定の状況 | 131 |
| (9) 資本金等明細表 | 132 |
| (10) 保険料明細表 | 132 |
| (11) 保険金明細表 | 132 |
| (12) 年金明細表 | 132 |
| (13) 給付金明細表 | 133 |
| (14) 解約返戻金明細表 | 133 |
| (15) 減価償却費明細表 | 133 |
| (16) 事業費明細表 | 133 |
| (17) 税金明細表 | 134 |
| (18) リース取引 | 134 |
| (19) 借入金残存期間別残高 | 135 |
| 4. 資産運用に関する指標等 | |
| (1) 資産運用の概況 | 135～136 |
| (2) 運用利回り | 136 |
| (3) 主要資産の平均残高 | 137 |
| (4) 資産運用収益明細表 | 137 |
| (5) 資産運用費用明細表 | 138 |
| (6) 利息および配当金等収入明細表 | 138 |
| (7) 有価証券売却益明細表 | 138 |
| (8) 有価証券売却損明細表 | 139 |
| (9) 有価証券評価損明細表 | 139 |
| (10) 商品有価証券明細表 | 139 |
| (11) 商品有価証券売買高 | 139 |
| (12) 有価証券明細表 | 139 |
| (13) 有価証券残存期間別残高 | 140 |
| (14) 保有公社債の期末残高利回り | 140 |
| (15) 業種別株式保有明細表 | 141 |
| (16) 貸付金明細表 | 142 |
| (17) 貸付金残存期間別残高 | 142 |
| (18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳 | 142 |
| (19) 貸付金業種別内訳 | 142 |
| (20) 貸付金使途別内訳 | 142 |
| (21) 貸付金地域別内訳 | 142 |
| (22) 貸付金担保別内訳 | 142 |
| (23) 有形固定資産明細表 | 143 |
| (24) 固定資産等処分益明細表 | 143 |
| (25) 固定資産等処分損明細表 | 144 |
| (26) 貸貸用不動産等減価償却費明細表 | 144 |
| (27) 海外投融資の状況 | 144～145 |
| (28) 海外投融資利回り | 145 |
| (29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額) | 145 |
| (30) 各種ローン金利 | 145 |
| (31) その他の資産明細表 | 145 |
| 5. 有価証券等の時価情報(一般勘定) | 146～147 |
| VII. 保険会社の運営 | |
| 1. リスク管理の体制 | 148 |
| 2. 法令遵守の体制 | 148 |
| 3. 法第百二十二条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性 | 148～149 |
| 4. 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度) | 149 |
| 5. 個人データ保護について | 149 |
| 6. 反社会的勢力対応基本方針 | 149 |
| VIII. 特別勘定に関する指標等 | |
| 1. 特別勘定資産残高の状況 | 150 |
| 2. 個人変額保険および個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過 | 150 |
| 3. 個人変額保険および個人変額年金保険の状況 | |
| (1) 保有契約高 | 151 |
| (2) 年度末資産の内訳 | 151 |
| (3) 運用収支状況 | 152 |
| (4) 有価証券等の時価情報 | 152 |
| IX. 保険会社およびその子会社等の状況 | 152 |

I . 保険会社の概況および組織

① 沿革

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の沿革

| | | |
|--------------|-----|--|
| 2011年(平成23年) | 10月 | 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社と日本興亜生命保険株式会社が合併し NKSJひまわり生命保険株式会社が誕生 NKSJホールディングス株式会社の直接子会社となる 「ご契約のしおり・約款」にCD-ROM版を導入 「医療保険(08)用手術追加給付特約」を新設 |
| 2012年(平成24年) | 4月 | 「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言 |
| | 7月 | 「みんなのひまわりプロジェクト」をスタート |
| | 10月 | 保有契約件数300万件達成 |
| | 12月 | 「介護前払特約」と「年金移行特約」を発売 「ネット口座振替受付サービス」を開始 |
| 2013年(平成25年) | 2月 | 「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)の販売件数が100万件を突破 |
| | 6月 | タブレット端末用の必要保障額シミュレーション「Sアプリ」を金融機関向けに提供開始 |
| 2014年(平成26年) | 5月 | 商品付帯サービス「健康・生活応援サービス」に「セキュリティサポート紹介サービス」を追加 「医療保険(2014)」(終身タイプのペットネーム『新・健康のお守り』)を発売 |
| | 9月 | 社名を損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社に変更 タブレット端末用経営者向け必要保障額シミュレーション「法人Sアプリ」を提供開始 |
| | 12月 | タブレット端末用の保険料計算ツール「保険設計アプリ」を取扱代理店向けに提供開始 |
| 2015年(平成27年) | 4月 | 「払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険」(ペットネーム『新・健康のお守り ハート』)を発売 |
| | 9月 | 「電話による契約者貸付サービス」の開始 |
| | 10月 | 「低解約返戻金型定期保険」を発売 |
| 2016年(平成28年) | 1月 | 本社ビルを適用範囲とした「ISO14001(環境マネジメントシステムの国際規格)」の認証を取得 |
| | 9月 | 健康サービスブランド「Linkx(リンククロス)」を立ち上げ 「臓器移植医療給付金付先進医療保険」(ペットネーム『Linkx coins(リンククロス コインズ)』)を発売 |
| 2017年(平成29年) | 4月 | 「介護一時金特約」を発売 |



旧損保ジャパンひまわり生命の沿革

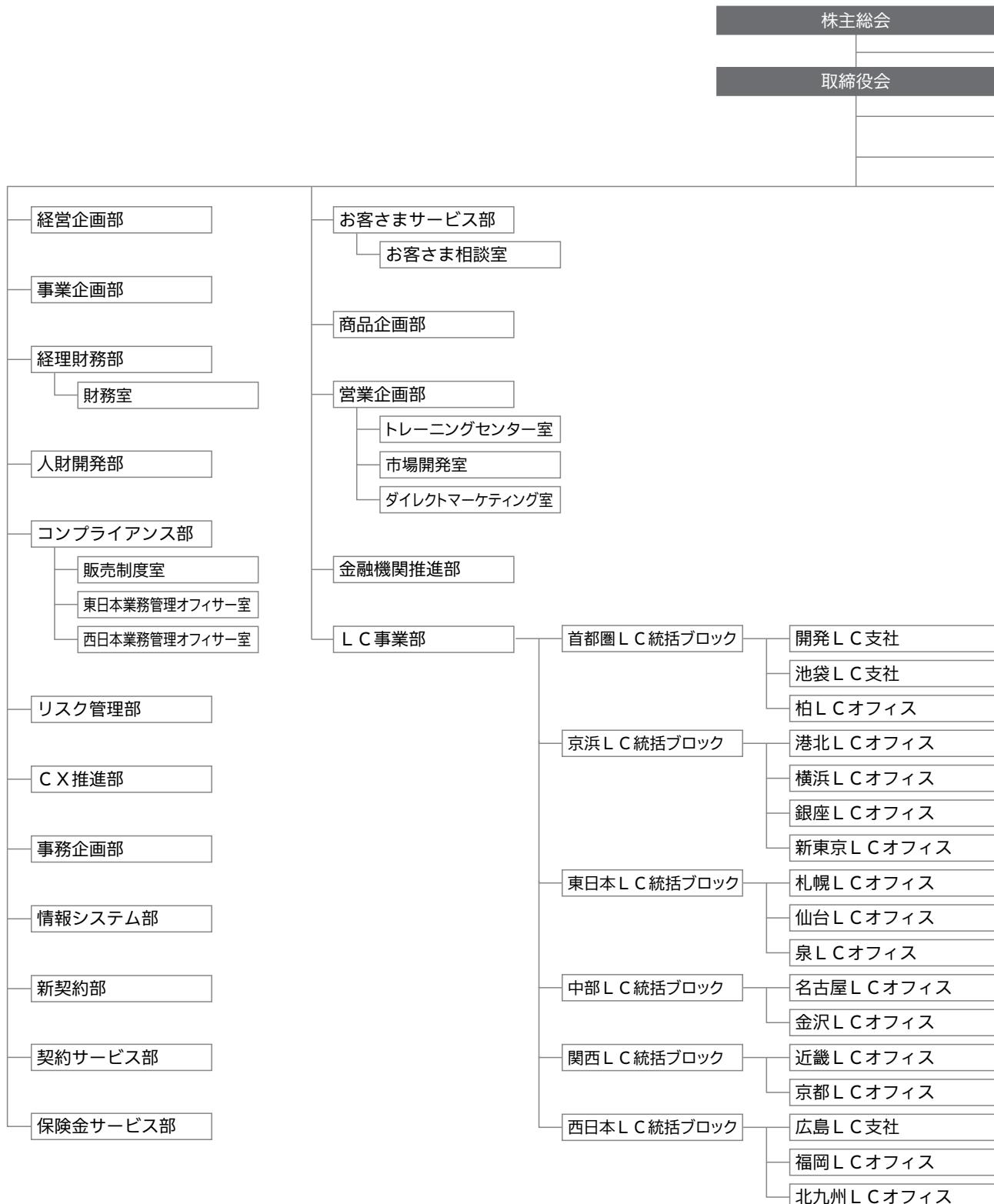
| | | |
|--------------|-----|--|
| 1981年(昭和56年) | 7月 | Life Insurance Company of North Americaが、全額出資でアイ・エヌ・エイ生命保険株式会社を設立 |
| 1982年(昭和57年) | 4月 | 営業開始 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生 |
| 1983年(昭和58年) | 4月 | 安田火災海上保険株式会社と業務提携 |
| 1993年(平成5年) | 7月 | 安田火災が株式の10%を取得 |
| 1996年(平成8年) | 10月 | 安田火災への業務の代理・事務の代行委託を開始 |
| 1997年(平成9年) | 1月 | 社名をアイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社に変更 |
| 1999年(平成11年) | 4月 | 安田火災が株式の29%を追加取得(出資割合39%) |
| 2001年(平成13年) | 1月 | 筆頭株主の交代(安田火災の株式保有割合60%に) 社名を安田火災ひまわり生命保険株式会社に変更 |
| | 12月 | 安田火災が株式の40%を追加取得(出資割合100%) |
| 2002年(平成14年) | 7月 | 株式会社損害保険ジャパン(安田火災と日産火災海上保険株式会社が合併)の発足に伴い 社名を損保ジャパンひまわり生命保険株式会社に変更 |
| 2008年(平成20年) | 4月 | 「ISO10002(苦情対応マネジメントシステムの国際規格)」への適合を宣言 |
| | 8月 | 「医療保険(08)」(終身タイプのペットネーム『健康のお守り』)を発売 |
| 2009年(平成21年) | 5月 | 「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『家族のお守り』)をリニューアル |
| 2010年(平成22年) | 1月 | 「2009年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞 日経ヴェリタス賞」を受賞(受賞対象『健康のお守り』) |
| | 3月 | 日本興亜生命保険株式会社との合併合意を発表 |
| | 4月 | NKSJホールディングス株式会社発足 |
| | 11月 | 「がん保険(2010)」(ペットネーム『勇気のお守り』)を発売 |
| 2011年(平成23年) | 4月 | 日本興亜生命との合併契約を締結 |
| | 9月 | 日本興亜生命との合併認可を取得 |

旧日本興亜生命の沿革

| | | |
|--------------|-----|--|
| 1996年(平成8年) | 8月 | 日本火災海上保険株式会社および興亜火災海上保険株式会社が、それぞれ全額出資で 日本火災パートナーライフ保険株式会社および興亜火災まごころ生命保険株式会社を設立 |
| | 10月 | 営業開始 |
| 2001年(平成13年) | 4月 | 日本興亜損害保険株式会社(日本火災と興亜火災が合併)の発足に伴い 日本火災パートナーライフと興亜火災まごころ生命も同時に合併し日本興亜生命保険株式会社となる |
| 2008年(平成20年) | 8月 | 「医療保険(08)」(ペットネーム『ホッとメディカル』)を発売 |
| 2010年(平成22年) | 3月 | 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との合併合意を発表 |
| | 4月 | NKSJホールディングス株式会社発足 |
| | 6月 | 「無解約返戻金型収入保障保険」(ペットネーム『新収入保障保険』)をリニューアル |
| 2011年(平成23年) | 4月 | 損保ジャパンひまわり生命との合併契約を締結 |
| | 9月 | 損保ジャパンひまわり生命との合併認可を取得 |

I . 保険会社の概況および組織

② 経営の組織



監査役会

保険計理人

内部監査部



I . 保険会社の概況および組織

③ 店舗網一覧

| 店舗名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|---------------|----------|---------------------------------------|--------------|
| 本 社 | 163-8626 | 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル | 03-6742-3111 |
| 法人営業部 | 163-0407 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階 | 03-3349-5721 |
| 法 人 第 一 支 社 | 163-0407 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階 | 03-5323-0281 |
| 法 人 第 二 支 社 | 163-0407 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階 | 03-3349-9314 |
| 金 融 法 人 支 社 | 163-0407 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階 | 03-3349-6101 |
| 首都圏開発営業部 | 101-0003 | 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階 | 03-3234-5077 |
| 東京開発第一支社 | 101-0003 | 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階 | 03-3234-7832 |
| 東京開発第二支社 | 101-0003 | 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階 | 03-3234-6221 |
| 東京開発第三支社 | 101-0003 | 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル5階 | 03-3234-5510 |
| 立 川 開 発 支 社 | 190-0012 | 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階 | 042-529-4550 |
| 横 浜 開 発 支 社 | 231-0015 | 神奈川県横浜市中区尾上町4-52 横浜野村證券ビル4階 | 045-681-2217 |
| 埼 玉 開 発 支 社 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル6階 | 048-643-1781 |
| 東京営業部 | 163-0439 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング39階 | 03-3348-6231 |
| 東 京 中 央 支 社 | 104-0045 | 東京都中央区築地3-4-2 損保ジャパン日本興亜築地ビル4階 | 03-3545-6751 |
| 東 東 京 支 社 | 110-0015 | 東京都台東区東上野3-3-3 プラチナビル3階 | 03-3835-6051 |
| 北 東 京 支 社 | 163-0439 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング39階 | 03-5323-8690 |
| 南 東 京 支 社 | 150-0002 | 東京都渋谷区渋谷2-12-19 東建インターナショナルビル5階 | 03-3409-9017 |
| 西 東 京 支 社 | 190-0012 | 東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川8階 | 042-526-5211 |
| 神奈川営業部 | 163-0407 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階 | 03-3349-8101 |
| 横 浜 支 社 | 231-0011 | 神奈川県横浜市中区太田町4-55 横浜馬車道ビル3階 | 045-212-3851 |
| 神 奈 川 支 社 | 243-0014 | 神奈川県厚木市旭町1-8-6 パストラルビル2階 | 046-230-2260 |
| 埼玉営業部 | 163-0407 | 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング7階 | 03-3349-8101 |
| 埼 玉 支 社 | 330-0854 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K Sビル4階 | 048-645-3591 |
| 埼 玉 西 支 社 | 350-0043 | 埼玉県川越市新富町2-24-4 早川IT K Bビル3階 | 049-226-9050 |
| 千葉営業部 | 260-0026 | 千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン日本興亜千葉ビル3階 | 043-243-5761 |
| 千 葉 支 社 | 260-0026 | 千葉県千葉市中央区千葉港8-4 損保ジャパン日本興亜千葉ビル3階 | 043-243-5621 |
| 千 葉 南 支 社 | 292-0805 | 千葉県木更津市大和2-1-2 ヤスミビル7階 | 0438-23-4711 |
| 千 葉 西 支 社 | 273-0005 | 千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア2 1 10階 | 047-435-0710 |
| 北海道営業部 | 060-0001 | 北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階 | 011-261-4611 |
| 北 海 道 開 発 支 社 | 060-0001 | 北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階 | 011-261-3460 |
| 札 幌 支 社 | 060-0001 | 北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン日本興亜札幌ビル4階 | 011-241-6378 |
| 北 北 海 道 営 業 所 | 070-0033 | 北海道旭川市三条通9-710 損保ジャパン日本興亜旭川ビル5階 | 0166-24-3341 |
| 東 北 海 道 支 社 | 080-0801 | 北海道帯広市東1条南10-2-1 損保ジャパン日本興亜帯広ビル5階 | 0155-25-4780 |
| 北 見 支 社 | 090-0024 | 北海道北見市北4条東2-1 損保ジャパン日本興亜北見ビル5階 | 0157-24-3610 |
| 南 北 海 道 支 社 | 040-0015 | 北海道函館市梁川町16-24 損保ジャパン日本興亜函館ビル4階 | 0138-53-2712 |
| 東北営業部 | 983-0852 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階 | 022-298-1921 |
| 青 森 支 社 | 030-0801 | 青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン日本興亜青森ビル4階 | 017-723-6431 |
| 岩 手 支 社 | 020-0021 | 岩手県盛岡市中央通2-11-17 損保ジャパン日本興亜盛岡ビル1階 | 019-624-7512 |
| 秋 田 支 社 | 010-0921 | 秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル5階 | 018-863-3941 |
| 仙 台 開 發 支 社 | 983-0852 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階 | 022-295-8601 |
| 仙 台 支 社 | 983-0852 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル9階 | 022-298-2761 |
| 山 形 支 社 | 990-0023 | 山形県山形市松波1-1-1 損保ジャパン日本興亜山形ビル5階 | 023-625-3766 |
| 福 島 支 社 | 963-8877 | 福島県郡山市堂前町6-4 郡山堂前合同ビル5階 | 024-925-6701 |
| 関東営業部 | 104-0061 | 東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル5階 | 03-3545-6421 |
| 茨 城 支 社 | 310-0021 | 茨城県水戸市南町2-6-13 損保ジャパン日本興亜水戸ビル3階 | 029-221-1251 |
| 茨 城 南 支 社 | 305-0032 | 茨城県つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング11階 | 029-859-3060 |
| 栃 木 支 社 | 320-0811 | 栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン日本興亜宇都宮ビル7階 | 028-643-3621 |
| 群 馬 支 社 | 371-0023 | 群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン日本興亜前橋ビル7階 | 027-223-5126 |
| 静 岡 営 業 部 | 420-0031 | 静岡県静岡市葵区吳服町1-1-14 吳服町圭田ビル8階 | 054-272-6100 |
| 静 岡 支 社 | 420-0031 | 静岡県静岡市葵区吳服町1-1-2 静岡呉服町スクエア11階 | 054-252-2373 |
| 沼 津 支 社 | 410-0801 | 静岡県沼津市大手町5-6-7 ヌマヅスルガビル9階 | 055-951-1110 |
| 浜 松 支 社 | 430-0946 | 静岡県浜松市中区元町216-1 損保ジャパン日本興亜浜松ビル2階 | 053-451-1160 |
| 中部営業部 | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階 | 052-972-6401 |
| 名古屋開発第一支社 | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階 | 052-972-6430 |
| 名古屋開発第二支社 | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル3階 | 052-972-6385 |
| 名 古 屋 法 人 支 社 | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階 | 052-972-1951 |
| 名 古 屋 支 社 | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階 | 052-972-6364 |
| 愛 知 東 支 社 | 440-0888 | 愛知県豊橋市駄前大通1-55 ココラフロント・サーラタワー6階 | 0532-52-3136 |
| 岐 阜 支 社 | 500-8856 | 岐阜県岐阜市橋本町2-20 濃飛ビル2階 | 058-253-6100 |
| 三 重 支 社 | 514-0004 | 三重県津市栄町3-115 損保ジャパン日本興亜津ビル2階 | 059-223-1401 |
| 甲信越営業部 | 104-0061 | 東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル5階 | 03-3545-6429 |
| 新潟 支 社 | 950-0088 | 新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・新潟セントラルビル5階 | 025-241-4730 |
| 長 岡 支 社 | 940-0064 | 新潟県長岡市殿町2-4-1 損保ジャパン日本興亜長岡ビル5階 | 0258-39-8371 |
| 長 野 支 社 | 380-0816 | 長野県長野市三輪武井1313-11 損保ジャパン日本興亜長野ビル5階 | 026-235-8015 |
| 本 松 支 社 | 390-0814 | 長野県松本市本庄1-13-5 損保ジャパン日本興亜松本ビル4階 | 0263-36-0822 |
| 山 梨 支 社 | 400-0858 | 山梨県甲府市相生1-4-23 損保ジャパン日本興亜駒川ビル2階 | 055-232-8072 |

| 店舗名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|----------|---|--------------|
| 北陸営業部 | 920-0961 | 石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン日本興亜金沢ビル3階 | 076-261-6177 |
| 金沢支社 | 920-0961 | 石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン日本興亜金沢ビル3階 | 076-261-6071 |
| 富山支社 | 930-0029 | 富山県富山市本町3-21 損保ジャパン日本興亜富山ビル6階 | 076-444-7740 |
| 福井支社 | 910-0006 | 福井県福井市中央3-6-2 損保ジャパン日本興亜福井ビル1階 | 0776-21-1482 |
| 関西開発営業部 | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階 | 06-6447-7151 |
| 大阪開発第一支社 | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階 | 06-6447-6521 |
| 大阪開発第二支社 | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階 | 06-6447-6831 |
| 神戸開発支社 | 650-0023 | 兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル7階 | 078-321-0631 |
| 関西第一営業部 | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階 | 06-6447-6550 |
| 大阪法人支社 | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階 | 06-6445-7621 |
| 大阪北支社 | 541-0048 | 大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル8階 | 06-6223-5178 |
| 大阪南支社 | 541-0048 | 大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン日本興亜大阪ビル8階 | 06-6205-3811 |
| 神戸支社 | 650-0023 | 兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン日本興亜神戸ビル7階 | 078-321-0481 |
| 兵庫支社 | 670-0961 | 兵庫県姫路市南畠町2-1 損保ジャパン日本興亜姫路ビル4階 | 079-284-5757 |
| 関西第二営業部 | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル5階 | 06-6447-6580 |
| 京都支社 | 604-8152 | 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町671 損保ジャパン日本興亜ユニアス京都ビル7階 | 075-211-6713 |
| 滋賀支社 | 520-0806 | 滋賀県大津市打出浜3-20 損保ジャパン日本興亜大津ビル1階 | 077-527-1233 |
| 奈良支社 | 630-8115 | 奈良県奈良市大宮町4-281-1 新大宮センタービルディング2階 | 0742-36-8751 |
| 和歌山支社 | 640-8331 | 和歌山県和歌山市美園町3-32-1 損保ジャパン和歌山ビル7階 | 073-422-6801 |
| 中国営業部 | 730-0011 | 広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階 | 082-227-3051 |
| 広島開発支社 | 730-0032 | 広島県広島市中区立町2-27 N B 広島立町ビル12階 | 082-242-1665 |
| 広島支社 | 730-0011 | 広島県広島市中区基町13-9 損保ジャパン日本興亜広島基町ビル9階 | 082-227-3041 |
| 福山支社 | 720-0812 | 広島県福山市霞町1-1-1 福山信愛ビル5階 | 084-923-7811 |
| 山陰支社 | 690-0007 | 島根県松江市御手船場町549-1 損保ジャパン日本興亜松江ビル4階 | 0852-27-8211 |
| 山口支社 | 753-0076 | 山口県山口市泉都町7-11 損保ジャパン日本興亜山口ビル6階 | 083-922-1033 |
| 岡山支社 | 700-0913 | 岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン日本興亜岡山ビル6階 | 086-222-0911 |
| 四国営業部 | 760-0027 | 香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン日本興亜高松ビル7階 | 087-822-6510 |
| 高松支社 | 760-0027 | 香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン日本興亜高松ビル7階 | 087-851-4678 |
| 徳島支社 | 770-0942 | 徳島県徳島市昭和町1-11 徳島ビル3階 | 088-654-2510 |
| 愛媛支社 | 790-0011 | 愛媛県松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟7階 | 089-931-6282 |
| 高知支社 | 780-0870 | 高知県高知市本町2-1-6 損保ジャパン日本興亜高知ビル2階 | 088-825-0321 |
| 九州営業部 | 812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階 | 092-474-3788 |
| 福岡開発支社 | 812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル2階 | 092-471-7575 |
| 福岡支社 | 812-0011 | 福岡県福岡市博多区博多駅前1-2-5 紙与博多ビル4階 | 092-414-0691 |
| 北九州支社 | 802-0003 | 福岡県北九州市小倉北区米町1-3-25 損保ジャパン日本興亜北九州ビル7階 | 093-521-2622 |
| 久留米支社 | 830-0017 | 福岡県久留米市日吉町23-3 M E D I A 7ビル2階 | 0942-39-5801 |
| 佐賀支社 | 840-0815 | 佐賀県佐賀市天神2-2-37 損保ジャパン日本興亜佐賀天神ビル1階 | 0952-28-4300 |
| 長崎支社 | 850-0033 | 長崎県長崎市万才町3-16 損保ジャパン日本興亜長崎ビル2階 | 095-823-3481 |
| 熊本支社 | 860-0806 | 熊本県熊本市中央区花畠町1-7 M Y 熊本ビル3階 | 096-356-1003 |
| 大分支社 | 870-0027 | 大分県大分市末広町2-10-22 損保ジャパン日本興亜大分ビル4階 | 097-536-6411 |
| 宮崎支社 | 880-0805 | 宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン日本興亜宮崎ビル1階 | 0985-27-4688 |
| 鹿児島支社 | 890-0053 | 鹿児島県鹿児島市中央町11 鹿児島中央ターミナルビル5階 | 099-250-7701 |
| 沖縄支社 | 900-0015 | 沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビルディング中2階 | 098-863-3386 |
| 首都圏LC統括ブロック | 104-0061 | 東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル9階 | 03-5565-2571 |
| 開発LC支社 | 104-0061 | 東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル9階 | 03-5565-2571 |
| 池袋LC支社 | 170-6019 | 東京都豊島区池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階 | 03-3590-1501 |
| 柏LCオフィス | 277-0005 | 千葉県柏市柏1-2-37 柏ちは興銀ビル6階 | 04-7163-4301 |
| 京浜LC統括ブロック | 220-6011 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA 11階 | 045-682-5321 |
| 港北LCオフィス | 224-0003 | 神奈川県横浜市都筑区中川中央1-7-1 センタービル6階 | 045-912-2681 |
| 横浜LCオフィス | 220-6011 | 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA 11階 | 045-682-5321 |
| 銀座LCオフィス | 104-0061 | 東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階 | 03-3543-5131 |
| 新東京LCオフィス | 104-0061 | 東京都中央区銀座7-13-10 損保ジャパン日本興亜銀座ビル8階 | 03-3543-1022 |
| 東日本LC統括ブロック | 983-0852 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階 | 022-298-2171 |
| 札幌LCオフィス | 060-0001 | 北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザ4階 | 011-222-3813 |
| 仙台LCオフィス | 983-0852 | 宮城県仙台市宮城野区榴岡2-4-22 仙台東口ビル4階 | 022-298-2171 |
| 泉LCオフィス | 981-3133 | 宮城県仙台市泉区泉中央1-28-22 プレジデントシティビル4階 | 022-374-5226 |
| 中部LC統括ブロック | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階 | 052-972-6361 |
| 名古屋LCオフィス | 460-0002 | 愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル2階 | 052-972-6361 |
| 金沢LCオフィス | 920-0869 | 石川県金沢市上堤町1-15 金沢上堤町ビル10階 | 076-235-2301 |
| 関西LC統括ブロック | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル4階 | 06-6441-1781 |
| 近畿LCオフィス | 550-0002 | 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4 損保ジャパン日本興亜肥後橋ビル4階 | 06-6441-1781 |
| 京都LCオフィス | 604-8166 | 京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 KDX烏丸ビル3階 | 075-213-2958 |
| 西日本LC統括ブロック | 810-0001 | 福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階 | 092-714-1571 |
| 広島LC支社 | 730-0016 | 広島県広島市中区幟町13-4 広島マツダビル11階 | 082-225-0313 |
| 福岡LCオフィス | 810-0001 | 福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階 | 092-714-1571 |
| 北九州LCオフィス | 802-0001 | 福岡県北九州市小倉北区浅野2-14-2 小倉興産1 6号館12階 | 093-522-5488 |

I . 保険会社の概況および組織

④ 資本金の推移

(単位:百万円)

| 年月日 | 増資額 | 増資後資本金 | 摘要 |
|-------------|--------|--------|--------------------------|
| 1981年 7月 7日 | — | 400 | 会社設立 |
| 1981年 9月18日 | 1,200 | 1,600 | |
| 1981年 9月30日 | 1,900 | 3,500 | |
| 1987年 3月31日 | 1,150 | 4,650 | |
| 1988年 3月26日 | 600 | 5,250 | |
| 1990年 6月28日 | 2,000 | 7,250 | |
| 2007年 2月28日 | 20,000 | 17,250 | 増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入 |

⑤ 株式の総数

| | |
|----------|----------|
| 発行可能株式総数 | 40,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 27,250千株 |
| 当期末株主数 | 1名 |

⑥ 株式の状況

(1) 発行済株式の種類等

| 発行済株式 | 種類 | 発行数 | 内容 |
|-------|------|----------|----|
| | 普通株式 | 27,250千株 | — |

(2) 大株主

(単位:千株、%)

| 株主名 | 当社への出資状況 | | 当社の大株主への出資状況 | |
|-------------------|----------|-------|--------------|------|
| | 持株数 | 持株比率 | 持株数 | 持株比率 |
| SOMPOホールディングス株式会社 | 27,250 | 100.0 | — | — |

当社の株主は上記1名のみです。

⑦ 主要株主の状況

| 名称 | 主たる営業所または事務所の所在地 | 資本金または出資金 | 事業の内容 | 設立年月日 | 株式等の総数等に占める所有株式等の割合 |
|-------------------|-------------------|-----------|---|-----------|---------------------|
| SOMPOホールディングス株式会社 | 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 | 1,000億円 | 損害保険会社、生命保険会社その他の保険業法の規定により子会社等とした会社の経営管理およびこれに附帯する業務 | 2010年4月1日 | 100.0% |

8 取締役、執行役員および監査役

(2017年7月1日現在)

| 役職名 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | |
|----------------------------|-------------------------------------|--|--|
| 取締役社長 社長執行役員 (代表取締役) | タカハシ カオル 高橋 薫 (1956年5月13日) | 1979年 4月 2008年 4月 2010年 4月 2010年 6月 2012年 4月 2015年 4月 2015年 6月 2016年 3月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員人事部長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 当社代表取締役社長社長執行役員(現職) 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(現 SOMPOホールディングス株式会社)取締役(現職) ヒューリック株式会社取締役(現職) |
| 取締役 副社長執行役員 (代表取締役) | ハラダ ハジメ 原田 肇 (1956年8月18日) | 1979年 4月 2010年 4月 2012年 4月 2014年 4月 2015年 4月 | 日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員東北本部長 同社常務執行役員東北本部長 そんぽ24損害保険株式会社代表取締役社長社長執行役員 当社代表取締役副社長執行役員(現職) |
| 取締役 専務執行役員 | エンドウ アキラ 遠藤 憲 (1957年12月10日) | 1980年 4月 2011年 4月 2012年 4月 2013年 4月 2014年 9月 2015年 4月 | 興亜火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員(休職) NKSJシステムズ株式会社(現 SOMPOシステムズ株式会社)代表取締役会長 同社執行役員(休職) NKSJシステムズ株式会社(現 SOMPOシステムズ株式会社)代表取締役社長 同社常務執行役員(休職) NKSJシステムズ株式会社(現 SOMPOシステムズ株式会社)代表取締役社長 同社常務執行役員(休職) SOMPOシステムズ株式会社代表取締役会長 当社取締役専務執行役員(現職) |
| 取締役 専務執行役員 | カシワバラ ヨシヒト 柏原 欣仁 (1960年2月17日) | 1982年 4月 2013年 4月 2014年 4月 2015年 4月 2017年 4月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社理事 兼株式会社ジャパン保険サービス(現 損保ジャパン日本興亜保険サービス株式会社)取締役専務執行役員 同社執行役員四国本部長 当社取締役常務執行役員 当社取締役専務執行役員(現職) |
| 取締役 常務執行役員 | オオバ ヤスヒロ 大場 康弘 (1965年9月30日) | 1988年 4月 2014年 7月 2016年 4月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社取締役執行役員経営企画部長 当社取締役常務執行役員(現職) |
| 取締役 常務執行役員 | コバヤシ ケンイチ 小林 健一 (1959年7月19日) | 1997年 8月 2014年 4月 2016年 4月 2017年 4月 | アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員保険金サービス部長 当社執行役員人財開発部長 当社取締役常務執行役員(現職) |
| 常務執行役員 | クワシゲ リュウジウ 桑重 柳三 (1959年7月6日) | 1987年 1月 2010年 4月 2011年 4月 2011年10月 2013年 4月 2016年 4月 2017年 4月 | アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員中部・静岡営業本部長 当社執行役員関東営業部長兼埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員埼玉・神奈川営業部長 当社執行役員関西第一営業部長 当社常務執行役員東京開発営業部長 当社常務執行役員首都圏開発営業部長(現職) |
| 常務執行役員 | オオイシ ヒロシ 大石 浩 (1959年4月22日) | 1986年 3月 2012年 4月 2013年 4月 2015年 4月 2016年 4月 2017年 4月 | アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員関信越営業部長 当社執行役員九州第一営業部長 当社執行役員九州営業部長 当社執行役員関西第一営業部長 当社常務執行役員関西第一営業部長 当社常務執行役員関西第一営業部長(現職) |
| 取締役 (非常勤) | ツジ シンジ 辻 伸治 (1956年12月10日) | 1979年 4月 2008年 4月 2009年 4月 2011年 6月 2012年 4月 2014年 4月 2016年 4月 2017年 4月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員カスタマーサービス部長 同社常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社(現 SOMPOホールディングス株式会社)取締役常務執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役副社長執行役員 当社取締役(現職) SOMPOホールディングス株式会社グループCFO代表取締役副社長執行役員 |

I . 保険会社の概況および組織

(2017年7月1日現在)

| 役職名 | 氏名 (生年月日) | 略歴 | |
|--------------|--|--|--|
| 執行役員 | セト マサユキ 瀬戸 雅之 (1960年11月15日) | 1983年 4月 2013年 4月 2014年 4月 2017年 4月 | 日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員保険金サービス部長 当社執行役員コンプライアンス部長 当社執行役員内部監査部長(現職) |
| 執行役員 | サイトウ シュオリ 斎藤 朱織 (1961年10月27日) | 1985年 4月 2017年 4月 | 日本火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員契約サービス部長(現職) |
| 執行役員 | コンドウ ミツヒロ 近藤 充弘 (1961年1月23日) | 1984年 4月 2016年 4月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員関東営業部長(現職) |
| 執行役員 | シマザキ コウイチ 島崎 浩一 (1963年5月18日) | 1997年 9月 2017年 4月 | アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員中国営業部長(現職) |
| 執行役員 | キヨミヤ ヒトシ 清宮 均 (1961年9月2日) | 1986年 4月 2016年 4月 2016年 7月 2017年 4月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 当社執行役員事務企画部長 当社執行役員事務企画部長兼CX推進部長 当社執行役員事務企画部長(現職) |
| 執行役員 | モリタ トモユキ 森田 智之 (1966年9月13日) | 1995年 6月 2016年 4月 2017年 2月 | アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社)入社 当社執行役員営業企画部長 当社執行役員営業企画部長兼トレーニングセンター室長(現職) |
| 執行役員 | ナカハラ トオル 中原 徹 (1967年6月15日) | 2017年 5月 2017年 7月 | 当社入社 執行役員 当社執行役員情報システム部長(現職) |
| 執行役員 | カンノ フミオ 菅野 文雄 (1967年12月5日) | 2002年 5月 2016年 4月 | 安田火災ひまわり生命保険株式会社(現 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険)入社 当社執行役員経営企画部長(現職) |
| 監査役 | イシザワ ヒデト 石澤 英人 (1954年4月12日) | 1978年 4月 2008年 4月 2010年 4月 2011年 4月 2012年 4月 2012年 6月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社常務執行役員東北本部長 同社常務執行役員中国本部長兼四国本部長 同社常務執行役員中国本部長 同社顧問 当社監査役(現職) |
| 監査役 | モリウチ テツオ 守内 哲男 (1952年4月10日) | 1976年 4月 2005年 8月 2009年 7月 2016年 6月 | 建設省(現 國土交通省)入省 財団法人日本建設情報総合センター理事 社団法人不動産流通経営協会(現 一般社団法人不動産流通経営協会)専務理事 当社監査役(現職) |
| 監査役 (非常勤) | タケモト ショウイチロウ 竹本 尚一朗 (1955年1月20日) | 1978年 4月 2011年10月 2012年 6月 2013年 4月 2013年 6月 2014年 4月 2014年 9月 2016年 4月 2016年 6月 | 安田火災海上保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)入社 同社執行役員リスク管理部長 同社取締役執行役員リスク管理部長 同社取締役執行役員 NKSJホールディングス株式会社(現 SOMPOホールディングス株式会社)執行役員 日本興亜損害保険株式会社(現 損害保険ジャパン日本興亜株式会社)執行役員 同社取締役常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社(現 SOMPOホールディングス株式会社)取締役執行役員 日本興亜損害保険株式会社常務執行役員 NKSJホールディングス株式会社(現 SOMPOホールディングス株式会社)取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(現 SOMPOホールディングス株式会社)取締役 当社監査役(現職) |

⑨ 会計監査人の名称

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人です。



⑩従業員の在籍・採用状況

| 区分 | 在籍数 | | 採用数 | | 平均年齢 | | 平均勤続年数 | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 2015年度末 | 2016年度末 | 2015年度末 | 2016年度末 | 2015年度末 | 2016年度末 | 2015年度末 | 2016年度末 |
| 内勤社員 | 2,425 | 2,444 | 131 | 145 | 37.9 | 38.1 | 9.6 | 9.8 |
| 男子 | 1,407 | 1,355 | 62 | 64 | 41.1 | 41.3 | 11.2 | 11.5 |
| 女子 | 1,018 | 1,089 | 69 | 81 | 34.5 | 35.1 | 8.0 | 8.2 |
| グローバル | 1,370 | 1,313 | 54 | 54 | 40.0 | 40.4 | 11.2 | 11.5 |
| エリア | 882 | 910 | 54 | 66 | 34.1 | 34.5 | 8.5 | 8.9 |
| 契約社員 | 173 | 221 | 23 | 25 | 43.8 | 42.7 | 6.3 | 6.2 |
| 営業職員 | 398 | 351 | 104 | 36 | 40.8 | 41.7 | 5.3 | 6.6 |
| 男子 | 376 | 326 | 93 | 24 | 41.0 | 41.9 | 5.5 | 6.9 |
| 女子 | 22 | 25 | 11 | 12 | 37.0 | 39.4 | 1.2 | 1.7 |

(注)営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャー、およびL C支社長の合計人数です。

⑪平均給与(内勤社員)

(単位:千円)

| 区分 | 2016年3月 | 2017年3月 |
|------|---------|---------|
| 内勤社員 | 384 | 380 |

(注1)平均給与は2017年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

⑫平均給与(営業職員)

(単位:千円)

| 区分 | 2016年3月 | 2017年3月 |
|------|---------|---------|
| 営業職員 | 586 | 668 |

(注1)平均給与は2017年3月中の税込定例給与月額であり、賞与および時間外手当は含みません。

II . 保険会社の主要な業務の内容

① 主要な業務の内容

(1) 保険の引受

生命保険の募集および引受業務を行っています。

(2) 資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を中心とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。詳細はP.27～28をご覧ください。

(3) 国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4) 業務の代理・事務の代行業務

当該業務は行っていません。

なお、損害保険ジャパン日本興亜株式会社に生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

② 経営方針

表紙裏をご覧ください。

III.直近事業年度における事業の概況

① 直近事業年度における事業の概況

P.21をご覧ください。

② 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

③ 相談・苦情処理態勢、相談(照会、苦情)の件数、および苦情からの改善事例

2016年度にカスタマーセンターなどで受け付けたご相談・お問い合わせ・苦情など総受電(応答)件数

| 内 容 | 件 数 | 構 成 比 |
|--------------------------------|---------|--------|
| 手続き全般 | 283,147 | 63.4% |
| 相談・問い合わせ「保全」:解約、名義変更など | 35,710 | 8.0% |
| 相談・問い合わせ「収納」:保険料の払込など | 41,056 | 9.2% |
| 相談・問い合わせ「保険金」:保険金・給付金の支払いなど | 52,681 | 11.8% |
| 相談・問い合わせ「その他」:資料請求、新契約関連、ご相談など | 33,905 | 7.6% |
| 合計 | 446,499 | 100.0% |

2016年度にカスタマーセンター、営業店、本社で受け付けた苦情件数と申出分類

«苦情受付件数»

9,505件

«苦情申出分類»

(生命保険協会報告ベース)

| 大分類 | 中分類 | 件数 | 占率 |
|----------|----------|-------|-------|
| 新契約関係 | 不適切な募集行為 | 417 | 4.4% |
| | 不適切な告知取得 | 164 | 1.7% |
| | 不適切な話法 | 7 | 0.1% |
| | 説明不十分 | 689 | 7.2% |
| | 事務取扱不注意 | 535 | 5.6% |
| | 契約確認 | 10 | 0.1% |
| | 契約引受関係 | 144 | 1.5% |
| | 証券未着 | 148 | 1.6% |
| | その他新契約関係 | 265 | 2.8% |
| 新契約関係 合計 | | 2,379 | 25.0% |
| 収納関係 | 集金 | 2 | 0.0% |
| | 口座振替・送金 | 952 | 10.0% |
| | 職域団体扱 | 30 | 0.3% |
| | 保険料払込関係 | 121 | 1.3% |
| | 保険料振替貸付 | 68 | 0.7% |
| | 失効・復活 | 284 | 3.0% |
| | その他収納関係 | 39 | 0.4% |
| 収納関係 合計 | | 1,496 | 15.7% |

| 大分類 | 中分類 | 件数 | 占率 |
|--------------|---------------|-------|--------|
| 保全関係 | 配当内容 | 8 | 0.1% |
| | 契約者貸付 | 203 | 2.1% |
| | 更新 | 145 | 1.5% |
| | 契約内容変更 | 149 | 1.6% |
| | 名義変更・住所変更 | 520 | 5.5% |
| | 特約中途付加 | 16 | 0.2% |
| | 解約手続 | 893 | 9.4% |
| | 解約返戻金 | 116 | 1.2% |
| | 生保カード・A T M関係 | 0 | 0.0% |
| その他保全関係 | | 175 | 1.8% |
| 保全関係 合計 | | 2,225 | 23.4% |
| 保険金・給付金関係 | 満期保険金・年金等 | 137 | 1.4% |
| | 死亡等保険金支払手続 | 56 | 0.6% |
| | 死亡等保険金不支払決定 | 11 | 0.1% |
| | 入院等給付金支払手続 | 1,055 | 11.1% |
| | 入院等給付金不支払決定 | 215 | 2.3% |
| | その他保険金・給付金関係 | 334 | 3.5% |
| 保険金・給付金関係 合計 | | 1,808 | 19.0% |
| その他 | 職員の態度・マナー | 325 | 3.4% |
| | 保険料控除 | 104 | 1.1% |
| | 個人情報取扱関係 | 196 | 2.1% |
| | アフターサービス関係 | 889 | 9.4% |
| | その他 | 83 | 0.9% |
| その他 合計 | | 1,597 | 16.8% |
| 2016年度合計 | | 9,505 | 100.0% |

お客様の声からの改善事例についてはP.32をご覧ください。

「苦情」の定義 苦情とは、お客様からの当社への申し出のうち、その事業活動全般に起因する不満足の表明を含むものをいいます。
(お客様とは、当社との保険契約の有無や個人・法人を問わず広く「消費者」、「生活者」のことをいいます。)

III.直近事業年度における事業の概況

④ 契約者に対する情報提供の実態

P.65~67をご覧ください。

⑤ 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

P.65~67、P.69~71をご覧ください。

⑥ 社員・代理店教育・研修の概略

P.73をご覧ください。

⑦ 新規開発商品の状況

P.69~71をご覧ください。

⑧ 保険商品一覧

(1)個人保険

①主契約

| 商 品 名 | 保障内容の概要 |
|--|---|
| 無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 | 万一に備える保障を生涯得ることができます。配当金がない分保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。 |
| 無配当低解約返戻金型終身保険 5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険 | 低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、配当タイプが同じ終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。 |
| 無選択型終身保険 | 医師による診査や告知がいらず、簡単な手続きだけでお申込みが可能な終身保険です。 |
| 無配当定期保険 | 一定期間中の万一に備えて低廉な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。 |
| 低解約返戻金型定期保険 | 低解約返戻金期間中の解約返戻金を無配当定期保険の70%に抑えることによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で100歳までの保障を提供します。 |
| 無解約返戻金型定期保険 | 解約返戻金をなくすことによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。 |
| 無解約返戻金型収入保障保険 | 万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。 |



| 商 品 名 | 保障内容の概要 |
|--|---|
| 遞増定期保険 | 企業経営者の万一のための大型保障の確保を目的とした保険です。前期期間の保険金額が一定で、後期期間になると所定の割合で保険金額が増加します。 |
| 初期災害保障 低解約返戻金型遞増定期保険 | ご加入から3年間は災害保障に重点を置いており、低解約返戻金期間中(ご加入から4年間)の解約返戻金を抑えることによって、従来の遞増定期保険に比べて割安な保険料で一定期間の保障を提供します。 |
| 無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険 | 一定期間中の死亡保険金と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に準備します。お子さまの教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当タイプがあります。 |
| 特定疾病前払式終身保険 | 万一に備える保障を生涯得ることができます。また特定疾病により所定の事由に該当したとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払込みが免除されます。特定疾病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。 |
| 連生終身保険(自由設計型) | ひとつの保険でお二人を生涯保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとりの保障は継続し、その場合の保険料の払込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続税の納税資金等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。 |
| 5年ごと利差配当付こども保険 | お子さまの教育資金を計画的に準備できる保険です。お子さまの入学時や成人式および保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。 また、ご契約者さまが万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます(A型の場合)。お子さまの出産予定日の140日前からご加入できます。 |
| 無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付 特定疾病保障終身保険 | 悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中の特定疾病により所定の事由に該当したときに、保険金を一括してお支払いしますので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。 また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。 |
| がん保険(2010) | がんの診断確定、がんによる入院・手術・通院(外来治療)を保障します。診断給付金は2年に1回を限度として、がんと診断確定された場合にお支払いします。通院治療の増加に対応して、外来治療給付金は、入院を伴わない通院も保障の対象としています。また、入院や通院(外来治療)は通算無制限であり、長期にわたるがん治療をサポートすることができます。 |
| 医療保険(2014) | 病気やケガによる入院・手術・死亡を保障します。90歳まで自動更新できる定期タイプや一生涯保障が継続する終身タイプがあります。また、死亡保障をなくすことにより保険料を低廉化したタイプ等もご用意していますので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。 |
| 払込期間中無解約返戻金 限定告知医療保険 | 告知いただく項目を限定し、引受基準を緩やかにすることで、これまで健康上の理由などで医療保険のご加入を諦めていた方にもお申込みいただきやすい保険です。 |
| 長期傷害保険 | 役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・所定の感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・所定の感染症により死亡されたときに災害死亡保険金をお支払いし、不慮の事故により所定の身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。 |
| 臓器移植医療給付金付 先進医療保険 | 先進医療・臓器移植の保障に特化したインターネット販売専用商品です。 被保険者が先進医療による療養を受けたときの先進医療給付金と先進医療一時金、および所定の臓器移植を受けたときの臓器移植医療給付金をお支払いします。 |

III.直近事業年度における事業の概況

②保障をさらに充実させるための各種特約・特則

| 特 約 ・ 特 則 名 | 保障内容の概要 |
|--------------------------|--|
| 定期保険特約 | 死亡保障をさらに大きくします。 |
| 養老保険特約 | 保障と貯蓄機能を兼ねます。 |
| 災害死亡特約 | 不慮の事故での死亡に備えます。 |
| リビング・ニーズ特約 | 余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。 |
| 年金支払特約 | 保険金等を年金の形で受け取れます。 |
| 指定代理請求特約 | 被保険者の方が受取人となる保険金や給付金について、被保険者ご本人が請求できない特別な事情がある場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人が請求できます。 |
| 年金移行特約 | 将来の保険金等のお支払いにかえて、保険契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。 |
| 介護前払特約 | 所定の要介護状態となった場合に死亡保険金の全部または一部をご請求できます。 |
| 介護一時金特約 | 公的介護保険制度の要介護1以上と認定された場合などに介護一時金をお支払いします。 |
| 医療用がん入院特約 | がんによる入院を保障します。※1 |
| 医療用女性疾病入院特約 | 女性特有の病気やその他の女性特定疾病による入院を保障します。※1 |
| 医療用退院給付特約 | 1回の入院日数が20日以上の入院後の退院を保障します。※1 |
| 医療用三大疾病 入院一時金特約 | 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により入院された場合に一時金をお支払いします。※1 |
| 医療用特定疾病診断 保険料免除特約 | 特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合に以後の保険料の払込みは、免除されます。※1 |
| 医療用新先進医療特約 | 公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料をお支払額を通算して2,000万円まで保障します。※1 |
| 医療用がん診断給付特約 | がんと診断確定された場合にがん診断給付金をお支払いします。※1 |
| 医療用がん外来治療給付特約 | がんによる通院(外来治療)を保障します。※1 |
| 無事故割引特約 | 5年ごとに入院給付金のお支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割りります。※1 |
| 七大生活習慣病追加給付特約 | 病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の七大生活習慣病による入院の場合、七大生活習慣病追加入院給付金をお支払いします。※1 |
| 三大疾病支払日数無制限特約 | 病気による1回の入院のお支払限度日数を超えた日以後の三大疾病による入院の場合、無制限に入院給付金をお支払いします。※2 |
| 限定告知医療用 特定疾病診断保険料免除特約 | 特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合に以後の保険料の払込みは、免除されます。※3 |
| 限定告知医療用 先進医療特約 | 公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合に、その技術料をお支払額を通算して2,000万円まで保障します。ただし、削減支払期間(契約日からその日を含めて1年内の期間)中の先進医療による療養に対するお支払額は、50%相当額に削減されます。※3 |
| がん先進医療特約 | がんにより、公的医療保険が適用されない先進医療を受けられた場合にその技術料をお支払額を通算して1,000万円まで保障します。※4 |
| がん死亡特約 | がんによる死亡を保障します。※4 |
| 新女性特定がん入院特約 | 女性特定がんによる入院を保障します。※4 |
| 健康体料率特約 | 喫煙状況および健康状態などが当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、通常の保険料に比べて保険料が割安になります。 |
| 長期傷害用災害入院特約 | 不慮の事故・感染症による入院を保障します。※5 |
| 特定疾病診断保険料免除特約 | 特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合に以後の保険料の払込みは、免除されます。 |
| 特定疾病収入保障特約 | 特定疾病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当された場合に年金支払期間(2年)中、毎月特定疾病年金をお支払いします。※6 |

※1 医療保険(2014)に付加できる特約・特則です。

※2 医療保険(2014)と払込期間中無解約返戻金限定
告知医療保険にそれぞれ付加できる特則です。

※3 払込期間中無解約返戻金限定告知医療保険専用特約です。

※4 がん保険(2010)専用特約です。

※5 長期傷害保険専用特約です。

※6 無解約返戻金型収入保障保険専用特約です。



(2) 団体保険

| 商品名 | 保障内容の概要 |
|-------------|---|
| 総合福祉団体定期保険 | 企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。 |
| 団体定期保険 | 企業・団体の所属員の方の死亡等に対してお手頃な保険料で保障します。 |
| 団体信用生命保険 | 住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とそのご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。 |
| 医療保障保険(団体型) | 企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対してお手頃な保険料で保障します。 |

⑨ 情報システムに関する状況

◆2016年度の主な取組み

「臓器移植医療給付金付先進医療保険」(ペットネーム『Linkx coins(リンククロス コインズ)』)の発売において、インターネットでいつでも簡単にお申込みいただけるサービスの開始およびお客さまが楽しく健康維持ができるよう3種類のスマートフォンアプリの提供を開始しました。

また、お客さまに高品質のサービスをご提供するため、タブレット端末等で保険のお申込みができるペーパーレス申込手続きも導入しました。

◆今後の取組みの方向性

最先端のICT(情報通信技術)を活用してお客さまとの接触頻度と質のあり方を根本から変えるビジネスモデルを構築し、お客さまへ「新たな価値」と「最高品質のサービス」を提供していきます。

⑩ 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、一般社団法人生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

IV.直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

| 項目 | 2012年度(末) | 2013年度(末) | 2014年度(末) | 2015年度(末) | 2016年度(末) |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 経常収益 | 409,934 | 415,266 | 426,197 | 441,799 | 469,837 |
| 経常利益 | 11,423 | 17,257 | 22,594 | 22,565 | 16,880 |
| 基礎利益 | 12,104 | 16,009 | 22,141 | 21,914 | 16,521 |
| 当期純利益 | 4,421 | 8,068 | 9,727 | 11,616 | 8,319 |
| 資本金 | 17,250 | 17,250 | 17,250 | 17,250 | 17,250 |
| 発行済株式の総数 | 27,250千株 | 27,250千株 | 27,250千株 | 27,250千株 | 27,250千株 |
| 総資産 | 1,972,630 | 2,120,286 | 2,278,147 | 2,438,055 | 2,589,026 |
| うち特別勘定資産 | 17,283 | 19,291 | 21,952 | 20,642 | 22,143 |
| 責任準備金残高 | 1,823,979 | 1,959,172 | 2,080,338 | 2,214,871 | 2,371,198 |
| 貸付金残高 | 35,012 | 35,672 | 36,414 | 37,406 | 38,254 |
| 有価証券残高 | 1,836,684 | 1,988,668 | 2,157,819 | 2,305,223 | 2,434,670 |
| ソルベンシー・マージン比率 | 1,555.3% | 1,583.2% | 1,676.3% | 1,771.4% | 1,573.0% |
| 従業員数 | 2,726名 | 2,694名 | 2,738名 | 2,823名 | 2,795名 |
| 保有契約高 | 22,281,909 | 23,387,946 | 24,157,489 | 24,471,157 | 25,026,708 |
| 個人保険 | 18,879,699 | 19,964,294 | 20,768,556 | 21,374,862 | 22,066,920 |
| 個人年金保険 | 285,051 | 281,249 | 274,547 | 267,331 | 258,609 |
| 団体保険 | 3,117,158 | 3,142,401 | 3,114,385 | 2,828,963 | 2,701,178 |
| 団体年金保険保有契約高 | — | — | — | — | — |

(注)1.保有契約高とは、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2.従業員数は在籍者数を記載しています。

V.財産の状況

SOHOホールディングスグループの概要

経営について

CSRの取組み

商品・サービス体制について

コーポレート・データ

業績データ

①貸借対照表

(単位:百万円、%)

| 科目 | 年度 | 2015年度末 (2016年3月31日現在) | | 2016年度末 (2017年3月31日現在) | |
|------------|----|---------------------------|-------|---------------------------|-------|
| | | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| (資産の部) | | | | | |
| 現金及び預貯金 | | 44,938 | 1.8 | 58,074 | 2.2 |
| 預貯金 | | 2 | | 0 | |
| 有価証券 | | 44,935 | | 58,073 | |
| 国債 | | 2,305,223 | 94.6 | 2,434,670 | 94.0 |
| 地方債 | | 1,688,558 | | 1,699,212 | |
| 公社債 | | 56,354 | | 58,608 | |
| 株式 | | 313,126 | | 343,065 | |
| 外國証券 | | 6,996 | | 7,963 | |
| 外債 | | 240,186 | | 325,819 | |
| 貸付金 | | 37,406 | 1.5 | 38,254 | 1.5 |
| 保険約款貸付 | | 37,406 | | 38,254 | |
| 有形固定資産 | | 1,490 | 0.1 | 1,515 | 0.1 |
| 建物 | | 463 | | 396 | |
| リース資産 | | 851 | | 931 | |
| その他の有形固定資産 | | 175 | | 187 | |
| 代理店貸 | | 120 | 0.0 | 132 | 0.0 |
| 再保険貸 | | 1,222 | 0.1 | 1,756 | 0.1 |
| その他の資産 | | 47,691 | 2.0 | 46,196 | 1.8 |
| 未収金 | | 31,143 | | 32,785 | |
| 前払費用 | | 1,535 | | 1,809 | |
| 未収益 | | 6,687 | | 7,123 | |
| 預託金 | | 2,769 | | 2,783 | |
| 金融派生商品 | | 2,631 | | 1,266 | |
| 仮払金 | | 2,866 | | 372 | |
| その他の資産 | | 56 | | 55 | |
| 繰延税金資産 | | — | — | 8,464 | 0.3 |
| 貸倒引当金 | | △37 | △0.0 | △37 | △0.0 |
| 資産の部合計 | | 2,438,055 | 100.0 | 2,589,026 | 100.0 |

V.財産の状況

(単位:百万円、%)

| 科目 | 年度 | | 2015年度末 (2016年3月31日現在) | | 2016年度末 (2017年3月31日現在) | |
|-------------------------------------|----|-----------|---------------------------|-----------|---------------------------|------|
| | | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | |
| (負 債 の 部) | | | | | | |
| 保 険 契 約 準 備 金 | | 2,257,402 | | 2,417,365 | | 93.4 |
| 支 払 備 金 | | 37,254 | | 40,870 | | |
| 責 任 準 備 金 | | 2,214,871 | | 2,371,198 | | |
| 契 約 者 配 当 準 備 金 | | 5,275 | | 5,296 | | |
| 代 理 店 借 | | 4,607 | 0.2 | 6,073 | 0.2 | |
| 再 保 険 借 | | 974 | 0.0 | 987 | 0.0 | |
| そ の 他 負 債 | | 12,498 | 0.5 | 17,734 | 0.7 | |
| 未 払 法 人 税 等 | | 2,560 | | 2,936 | | |
| 未 払 金 | | 88 | | 1,026 | | |
| 未 払 費 用 | | 7,014 | | 8,883 | | |
| 預 り 金 | | 831 | | 593 | | |
| 金 融 派 生 商 品 | | 489 | | 1,656 | | |
| リ 一 ス 債 務 | | 972 | | 1,075 | | |
| 仮 受 金 | | 541 | | 1,561 | | |
| 役 員 賞 与 引 当 金 | | 42 | 0.0 | 52 | 0.0 | |
| 退 職 給 付 引 当 金 | | 2,803 | 0.1 | 3,235 | 0.1 | |
| 特 別 法 上 の 準 備 金 | | 4,240 | 0.2 | 5,412 | 0.2 | |
| 価 格 変 動 準 備 金 | | 4,240 | | 5,412 | | |
| 繰 延 税 金 負 債 | | 1,796 | 0.1 | — | — | |
| 負 債 の 部 合 計 | | 2,284,365 | 93.7 | 2,450,859 | 94.7 | |
| (純 資 産 の 部) | | | | | | |
| 資 本 金 | | 17,250 | 0.7 | 17,250 | 0.7 | |
| 資 本 剰 余 金 | | 19,500 | 0.8 | 16,300 | 0.6 | |
| 資 本 準 備 金 | | 12,100 | | 12,740 | | |
| そ の 他 資 本 剰 余 金 | | 7,400 | | 3,560 | | |
| 利 益 剰 余 金 | | 50,187 | 2.1 | 58,506 | 2.3 | |
| そ の 他 利 益 剰 余 金 | | 50,187 | | 58,506 | | |
| 保 険 業 法 施 行 規 則 附 則 第 10 条 積 立 金 | | 325 | | 325 | | |
| 繰 越 利 益 剰 余 金 | | 49,862 | | 58,181 | | |
| 株 主 資 本 合 計 | | 86,937 | 3.6 | 92,056 | 3.6 | |
| そ の 他 有 価 証 券 評 價 差 額 金 | | 66,751 | 2.7 | 46,109 | 1.8 | |
| 評 價 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | | 66,751 | 2.7 | 46,109 | 1.8 | |
| 純 資 産 の 部 合 計 | | 153,689 | 6.3 | 138,166 | 5.3 | |
| 負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計 | | 2,438,055 | 100.0 | 2,589,026 | 100.0 | |

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | 2016年度末 (2017年3月31日現在) |
|--|--|
| <p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1)有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法によっております。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2)責任準備金対応債券</p> <p>個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 143,026 百万円、時価は 168,786 百万円であります。</p> <p>(3)デリバティブ取引の評価基準および評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は時価法によっております。</p> <p>(4)有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産以外) 定率法を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 <p>(5)無形固定資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェア 利用可能期間に基づく定額法によっております。 <p>(6)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しております。</p> <p>(7)引当金の計上方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貸倒引当金 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社の定める「資産査定規程」および「同細則」に基づき、次のとおり計上しております。 個別債権毎に回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した債権または重大な価値の毀損が生じていると判断した債権については必要と認められる額を引当てております。 また、上記以外の債権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を引当しております。 なお、全ての債権は、「資産査定規程」および「同細則」に基づき、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が2次資産査定を実施し、内部監査部が査定結果を監査しております、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 ②退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日 企業会計基準委員会)に従い、当年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。 退職給付債務見込額ならびに退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。 | <p>2016年度末 (2017年3月31日現在)</p> <p>1. 会計方針に関する事項</p> <p>(1)有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>同左</p> <p>(2)責任準備金対応債券</p> <p>個人保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中でマッチングさせる運用方針をとっております。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は 199,659 百万円、時価は 215,634 百万円であります。</p> <p>(3)デリバティブ取引の評価基準および評価方法</p> <p>同左</p> <p>(4)有形固定資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産(リース資産以外) 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 ・リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 <p>(5)無形固定資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>(6)外貨建資産等の本邦通貨への換算基準</p> <p>同左</p> <p>(7)引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②退職給付引当金 同左</p> |

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | 2016年度末 (2017年3月31日現在) |
|--|---|
| <p>退職給付見込額の期間帰属方法 紙付算定式基準 数理計算上の差異の処理年数 13年 過去勤務費用の処理年数 5年</p> <p>③役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員に支給する業績連動報酬の支払いに備えて、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日企業会計基準委員会)に基づき、内規に基づく支給見積額を計上しております。</p> <p>(8)価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。</p> <p>(9)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジを行っております。</p> <p>(10)消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生年度に費用処理しております。</p> <p>(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> | |
| <p>③役員賞与引当金 同左</p> <p>(8)価格変動準備金の計上方法 同左</p> <p>(9)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日企業会計基準委員会)に従い、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約および通貨オプション取引による時価ヘッジを行っております。</p> <p>(10)消費税等の会計処理 同左</p> <p>(11)責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次的方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、一部の個人保険契約について、責任準備金182百万円を追加して積み立てております。</p> | |
| <p>2. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 当社は生命保険事業を営んでいるため、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用については、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、長期的に安定した収益を確保することを基本方針としております。 上記の方針に基づき、当社では長期の円建債券を中心とした運用を行っております。また、分散投資の効果を享受するため、外貨建債券を一部組み入れているほか、保険約款に基づく契約者貸付を行っております。デリバティブについては、後述するリスクを低減するため活用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としております。 また、特別勘定資産の運用については、長期的に財産の価値を高めることを基本方針としております。この方針に基づき、運用を行っております。</p> <p>(2)金融商品の内容およびそのリスク 当社の保有する金融資産の内容およびそのリスクは以下のとおりであります。</p> <p>①預貯金 当座預金、普通預金(決済性預金)等を保有しておりますが、預金保険制度の対象外となっている外貨預金を一部保有していることから、預け先金融機関の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p> | <p>2. 会計上の変更、過去の誤謬の訂正 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い(実務対応報告第32号平成28年6月17日企業会計基準委員会)」を当年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 この結果、当年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>3. 金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>(2)金融商品の内容およびそのリスク 同左</p> <p>①預貯金 同左</p> |

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | 2016年度末 (2017年3月31日現在) |
|---|--|
| <p>②円建債券 当社の保有する主な金融資産は円建ての債券であり、市場金利の変動により市場価格が変動する金利リスクを有しております。また、発行体が元利金を支払う義務を負っており、信用リスクを有しております。</p> <p>③外貨建債券 当社では外貨建債券を保有しており、円建債券が有している金利リスク・信用リスクに加え、為替市場の変動による為替リスクを有しております。</p> <p>④株式 当社では株式を保有しており、株式を発行する企業の信用リスクを有しております。</p> <p>⑤為替予約取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引を行っており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。 為替予約取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。</p> <p>⑥保険約款貸付 当社は保険契約者からの預かり分である解約返戻金相当額の一定の範囲内で、保険契約者に対して貸付を行っております。 保険約款貸付は保険契約者の信用リスクを有しております。</p> <p>⑦未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であります。この未収金は収納代行機関等の財産の状況により、弁済されないリスクがあります。</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、取締役会決議によるリスク管理の基本方針として、「ERM基本方針」を制定しており、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを統合して管理し、経営体力に見合った適正な水準に收めることとしております。また、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築すべく、リスク管理に関する重要な事項については、経営会議で協議する体制とともに、収益部門や収益管理部門とは独立したリスク管理統括部門としてリスク管理部を設置しております。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項 2016年3月31における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと。)。</p> | <p>②円建債券 同左</p> <p>③外貨建債券 同左</p> <p>④株式 同左</p> <p>⑤為替予約取引、通貨オプション取引 当社は外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として為替予約取引および通貨オプション取引を行っており、これらの取引に対してはヘッジ会計を適用しております。このため、ヘッジ手段である為替予約取引および通貨オプション取引で発生する為替変動損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替変動損益と相殺されます。為替予約取引および通貨オプション取引は、為替リスクを有しており、取引の履行の際には取引金融機関の信用リスクを有しております。</p> <p>⑥保険約款貸付 同左</p> <p>⑦未収金 同左</p> <p>(3)金融商品に係るリスク管理体制 当社は、「SOMP Oホールディングスグループ ERM基本方針」に則り、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク経営」を実践しています。また、戦略的リスク経営を運営するため、戦略的リスク経営に係る態勢を整備する部署を設置しています。 当社は、資産運用利回りが保有契約の予定期率を下回るリスクを含め、市場リスク、信用リスクを一元的に管理し、資産運用リスクモデルにより計測した資産運用リスク量を経営体力に見合った適正な水準にコントロールしています。また、過去に発生した最大規模の市況下落などを想定し、その影響度を測定するストレステストを行い、リスク管理に活用しています。信用供与先の管理としては、特定与信先へのリスク集積回避のため、与信先ごとのリミット管理を行っています。 流動性リスクについては、日々の資金繰り管理のほかに、大量解約の発生など、流動性リスク・シナリオ発現に伴う解約返れい金などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されるように管理しています。</p> <p>(4)金融商品の時価等に関する事項 2017年3月31における貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと。)。</p> |

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | | | | 2016年度末 (2017年3月31日現在) | | | |
|--|---|---|-----------------------------|--|---|---|-----------------------------|
| | (単位:百万円) | | | | (単位:百万円) | | |
| (1)現金及び預貯金 | 44,938 | 44,938 | — | (1)現金及び預貯金 | 58,074 | 58,074 | — |
| (2)貸付金 保険約款貸付 貸倒引当金(*1) | 37,406 △0 | | | (2)貸付金 保険約款貸付 貸倒引当金(*1) | 38,254 △1 | | |
| | 37,406 | 37,406 | — | | 38,252 | 38,252 | — |
| (3)有価証券 ①売買目的有価証券 ②満期保有目的の債券 ③責任準備金対応債券 ④その他有価証券 | 18,473 1,221,145 143,026 922,576 | 18,473 1,555,133 168,786 922,576 | — 333,988 25,760 — | (3)有価証券 ①売買目的有価証券 ②満期保有目的の債券 ③責任準備金対応債券 ④その他有価証券 | 20,041 1,204,852 199,659 1,010,107 | 20,041 1,481,038 215,634 1,010,107 | — 276,185 15,974 — |
| | 2,305,222 | 2,664,970 | 359,748 | | 2,434,660 | 2,726,820 | 292,160 |
| (4)未収金 | 31,143 | 31,143 | — | (4)未収金 | 32,785 | 32,785 | — |
| 資産計 | 2,418,710 | 2,778,458 | 359,748 | 資産計 | 2,563,772 | 2,855,932 | 292,160 |
| デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの | — 2,141 | — 2,141 | — 2,141 | デリバティブ取引(*2) ヘッジ会計が適用されていないもの ヘッジ会計が適用されているもの | — (390) | — (390) | — (390) |
| デリバティブ取引計 | 2,141 | 2,141 | — | デリバティブ取引計 | (390) | (390) | — |

(*1)保険約款貸付に対応する一般貸倒引当金であります。
 (*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産
(1)現金及び預貯金
預貯金については全額満期のない預貯金であり、一部外貨預金を保有しております。外貨預金については3月末日の為替相場により円換算しております。時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)貸付金
保険約款貸付
保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、金利条件等から時価は貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似しているものと想定されるため、当該金額を時価としております。

(3)有価証券
有価証券については3月末日の市場価格等によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券
特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は1,450百万円であります。

②満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(注2)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産
(1)現金及び預貯金
同左

(2)貸付金
保険約款貸付
同左

(3)有価証券
有価証券については3月末日の市場価格等によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

①売買目的有価証券
特別勘定運用資産として保有しております。なお、売買目的有価証券において、当年度の特別勘定資産運用損益に含まれた評価益は1,044百万円であります。

②満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | | | | | 2016年度末 (2017年3月31日現在) | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|--------------------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|
| (単位:百万円) | | | | | (単位:百万円) | | | | |
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの | (1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他 | 1,105,058 116,086 — | 1,414,778 140,355 — | 309,719 24,268 — | 時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの | (1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他 | 1,088,136 101,344 — | 1,345,164 121,304 — | 257,027 19,960 — |
| | 小計 | 1,221,145 | 1,555,133 | 333,988 | | 小計 | 1,189,480 | 1,466,468 | 276,987 |
| 時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの | (1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他 | — — — | — — — | — — — | 時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの | (1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他 | 7,005 8,365 — | 6,553 8,015 — | △452 △350 — |
| | 小計 | — — — | — — — | — — — | | 小計 | 15,371 | 14,569 | △802 |
| | 合計 | 1,221,145 | 1,555,133 | 333,988 | | 合計 | 1,204,852 | 1,481,038 | 276,185 |

③責任準備金対応債券
責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額および時価、ならびにこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

| (単位:百万円) | | | | |
|--------------------------------|-------------------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| | 種類 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの | (1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他 | 143,026 — — | 168,786 — — | 25,760 — — |
| | 小計 | 143,026 | 168,786 | 25,760 |
| 時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの | (1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他 | — — — | — — — | — — — |
| | 小計 | — — — | — — — | — — — |
| | 合計 | 143,026 | 168,786 | 25,760 |

④その他有価証券
その他有価証券の当年度中の売却額は 126,253 百万円であり、売却益の合計額は 3,231 百万円、売却損の合計額は 572 百万円であります。
また、その他の有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価および貸借対照表計上額、ならびにこれらの差額については次のとおりであります。

| (単位:百万円) | | | | |
|---|---|--|--|---|
| | 種類 | 取得原価 または償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価また は償却原価 を超えるも の | (1)株式 (2)債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3)その他 | — 775,726 414,131 185,349 176,245 — | — 870,171 480,916 194,936 194,317 — | — 94,444 66,785 9,587 18,071 — |
| | 小計 | 775,726 | 870,171 | 94,444 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価また は償却原価 を超えないも の | (1)株式 (2)債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3)その他 | — 54,139 11,024 1,088 42,026 — | — 52,405 10,959 1,081 40,364 — | — △1,733 △64 △7 △1,661 — |
| | 小計 | 54,139 | 52,405 | △1,733 |
| | 合計 | 829,866 | 922,576 | 92,710 |

⑤上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

| (単位:百万円) | | | | |
|---|---|--|--|---|
| | 種類 | 取得原価 または償却原価 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価また は償却原価 を超えるも の | (1)株式 (2)債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3)その他 | — 732,451 380,221 177,855 174,374 — | — 803,694 434,218 184,998 184,477 — | — 71,242 53,996 7,143 10,103 — |
| | 小計 | 732,451 | 803,694 | 71,242 |
| 貸借対照表 計上額が取 得原価また は償却原価 を超えないも の | (1)株式 (2)債券 ①国債・地方債等 ②社債 ③その他 (3)その他 | — 213,613 24,880 48,793 139,939 — | — 206,412 23,971 47,447 134,992 — | — △7,201 △909 △1,346 △4,946 — |
| | 小計 | 213,613 | 206,412 | △7,201 |
| | 合計 | 946,065 | 1,010,107 | 64,041 |

⑥上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | | | | | | | 2016年度末 (2017年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|---------------------------|-------------|--------------------------|-----------------|---|--------------|----------|---------|--|---------|---------|-----|--------|---|-------|--------|---------|----------|-------|------------------------------------|---------|------------------|--------|--------------|-----------------|-----------|--------|--------|---------|--------|--------|-----------|--|---|---|---|---|---|---------|-------------------|--------------|---------|--------|--------|--------|---------|-----|--------|---|-------|--------|---|---|-------|---|---------|---------------------------|-------------|------------------|-----------------|--|---------|----------------|--------|---------|--------------------------|----|--|------|---------|---------|---------|---------|-----|-----|--------|---|---|---|---|---|------|--------|--------|--------|--------|---------|-----------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|-----------|---|---|---|---|---|---------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|-----|--------|---|---|---|---|---|----|---------|--------|--------|--------|---------|-----------|
| (4)未収金 未収金の大半は、収納代行機関によって契約者から収納された会社未入金の保険料および団体保険に係る生命保険会社間の会社未入金の保険料等であり、短期の金銭債権であるため、帳簿価額を時価としております。 | | | | | | | (4)未収金 同左 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| デリバティブ取引 (1)ヘッジ会計が適用されていないもの 該当ありません。 | | | | | | | デリバティブ取引 (1)ヘッジ会計が適用されていないもの 該当ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。 | | | | | | | (2)ヘッジ会計が適用されているもの ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの3月末日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 為替予約取引 (単位:百万円) | | | | | | | (単位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>ヘッジ会計の方法</th> <th>デリバティブ取引の種類等</th> <th>主なヘッジ対象</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th>時価</th> <th>時価の算定方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>うち1年超</th> <th>うち1年以内</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価ヘッジ</td> <td>為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円)</td> <td>その他有価証券</td> <td>68,245 47,837</td> <td>—</td> <td>2,173 △31</td> <td>先物為替相場によっております。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>116,082</td> <td>—</td> <td>2,141</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 | 時価の算定方法 | | | | うち1年超 | うち1年以内 | | | 時価ヘッジ | 為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円) | その他有価証券 | 68,245 47,837 | — | 2,173 △31 | 先物為替相場によっております。 | 合計 | | | 116,082 | — | 2,141 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>ヘッジ会計の方法</th> <th>デリバティブ取引の種類等</th> <th>主なヘッジ対象</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th>時価</th> <th>時価の算定方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> <th>うち1年超</th> <th>うち1年以内</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価ヘッジ</td> <td>為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円) その他(対円)</td> <td>その他有価証券</td> <td>89,563 71,520 9,586</td> <td>— — —</td> <td>1 △580 185</td> <td>先物為替相場によっております。</td> </tr> <tr> <td>通貨オプション取引 買建 ドルプラット 売建 ドルコール</td> <td>その他有価証券</td> <td>2,596 2,932</td> <td>— —</td> <td>8 △5</td> <td>取引金融機関から提示された価格によっております。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>176,199</td> <td>—</td> <td>△390</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 | 時価の算定方法 | | | | うち1年超 | うち1年以内 | | | 時価ヘッジ | 為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円) その他(対円) | その他有価証券 | 89,563 71,520 9,586 | — — — | 1 △580 185 | 先物為替相場によっております。 | 通貨オプション取引 買建 ドルプラット 売建 ドルコール | その他有価証券 | 2,596 2,932 | — — | 8 △5 | 取引金融機関から提示された価格によっております。 | 合計 | | | 176,199 | — | △390 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 | 時価の算定方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | うち1年超 | うち1年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時価ヘッジ | 為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円) | その他有価証券 | 68,245 47,837 | — | 2,173 △31 | 先物為替相場によっております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 116,082 | — | 2,141 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ヘッジ会計の方法 | デリバティブ取引の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 | 時価の算定方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | うち1年超 | うち1年以内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 時価ヘッジ | 為替予約取引 売建 米ドル(対円) ユーロ(対円) その他(対円) | その他有価証券 | 89,563 71,520 9,586 | — — — | 1 △580 185 | 先物為替相場によっております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通貨オプション取引 買建 ドルプラット 売建 ドルコール | その他有価証券 | 2,596 2,932 | — — | 8 △5 | 取引金融機関から提示された価格によっております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | 176,199 | — | △390 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。 | | | | | | | (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)④その他有価証券」には含めておりません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単位:百万円) | | | | | | | (単位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非上場株式(*)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 区分 | 貸借対照表上額 | 非上場株式(*) | 0 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表上額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非上場株式(*)</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 区分 | 貸借対照表上額 | 非上場株式(*) | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 貸借対照表上額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非上場株式(*) | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 貸借対照表上額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非上場株式(*) | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。 | | | | | | | (*)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 | | | | | | | (注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (単位:百万円) | | | | | | | (単位:百万円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超2年以内</th> <th>2年超3年以内</th> <th>3年超4年以内</th> <th>4年超5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金</td> <td>44,938</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>38,094</td> <td>44,224</td> <td>61,367</td> <td>99,406</td> <td>81,955</td> <td>1,831,504</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>29,894</td> <td>22,124</td> <td>28,486</td> <td>10,800</td> <td>17,060</td> <td>1,098,883</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>133,300</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td>8,200</td> <td>22,100</td> <td>32,881</td> <td>88,606</td> <td>64,895</td> <td>599,321</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>31,143</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114,175</td> <td>44,224</td> <td>61,367</td> <td>99,406</td> <td>81,955</td> <td>1,831,504</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | 預貯金 | 44,938 | — | — | — | — | — | 有価証券 | 38,094 | 44,224 | 61,367 | 99,406 | 81,955 | 1,831,504 | 満期保有目的の債券 | 29,894 | 22,124 | 28,486 | 10,800 | 17,060 | 1,098,883 | 責任準備金対応債券 | — | — | — | — | — | 133,300 | その他有価証券のうち満期があるもの | 8,200 | 22,100 | 32,881 | 88,606 | 64,895 | 599,321 | 未収金 | 31,143 | — | — | — | — | — | 合計 | 114,175 | 44,224 | 61,367 | 99,406 | 81,955 | 1,831,504 | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超2年以内</th> <th>2年超3年以内</th> <th>3年超4年以内</th> <th>4年超5年以内</th> <th>5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預貯金</td> <td>58,073</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>44,224</td> <td>53,296</td> <td>85,781</td> <td>75,572</td> <td>102,430</td> <td>1,955,649</td> </tr> <tr> <td>満期保有目的の債券</td> <td>22,124</td> <td>28,486</td> <td>10,800</td> <td>17,060</td> <td>29,300</td> <td>1,082,983</td> </tr> <tr> <td>責任準備金対応債券</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>190,300</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券のうち満期があるもの</td> <td>22,100</td> <td>24,810</td> <td>74,981</td> <td>58,512</td> <td>73,130</td> <td>682,366</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>32,785</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>135,083</td> <td>53,296</td> <td>85,781</td> <td>75,572</td> <td>102,430</td> <td>1,955,649</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | 預貯金 | 58,073 | — | — | — | — | — | 有価証券 | 44,224 | 53,296 | 85,781 | 75,572 | 102,430 | 1,955,649 | 満期保有目的の債券 | 22,124 | 28,486 | 10,800 | 17,060 | 29,300 | 1,082,983 | 責任準備金対応債券 | — | — | — | — | — | 190,300 | その他有価証券のうち満期があるもの | 22,100 | 24,810 | 74,981 | 58,512 | 73,130 | 682,366 | 未収金 | 32,785 | — | — | — | — | — | 合計 | 135,083 | 53,296 | 85,781 | 75,572 | 102,430 | 1,955,649 |
| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預貯金 | 44,938 | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 38,094 | 44,224 | 61,367 | 99,406 | 81,955 | 1,831,504 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 29,894 | 22,124 | 28,486 | 10,800 | 17,060 | 1,098,883 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 責任準備金対応債券 | — | — | — | — | — | 133,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 8,200 | 22,100 | 32,881 | 88,606 | 64,895 | 599,321 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収金 | 31,143 | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 114,175 | 44,224 | 61,367 | 99,406 | 81,955 | 1,831,504 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年以内 | 1年超2年以内 | 2年超3年以内 | 3年超4年以内 | 4年超5年以内 | 5年超 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預貯金 | 58,073 | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 44,224 | 53,296 | 85,781 | 75,572 | 102,430 | 1,955,649 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 22,124 | 28,486 | 10,800 | 17,060 | 29,300 | 1,082,983 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 責任準備金対応債券 | — | — | — | — | — | 190,300 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 22,100 | 24,810 | 74,981 | 58,512 | 73,130 | 682,366 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未収金 | 32,785 | — | — | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 135,083 | 53,296 | 85,781 | 75,572 | 102,430 | 1,955,649 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (＊1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。 | | | | | | | (＊1) 保険約款貸付については、貸付金額を解約返戻金相当額の一定の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないため、上記の表には記載しておりません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (＊2) 外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。 | | | | | | | (＊2) 外貨建債券については、期末日為替レートで換算した金額を償還額として記載しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。 | | | | | | | 4. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権は該当がありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額は2,312百万円であります。 | | | | | | | 5. 有形固定資産の減価償却累計額は2,682百万円であります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | 2016年度末 (2017年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----------|--------------|----------|----------|-------|----------------|----------|----------|----------|---|--------|----------|--------------|--------------|----------|---|--------------|----------|---------|----------|------|-------|----------------|---------|----------|---------|--------------|------|-----|------|--------------|----------|
| 5. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、20,642百万円であります。なお、負債の額も同額であります。 | 6. 保険業法第118条に規定する特別勘定資産の額は、22,143百万円であります。なお、負債の額も同額であります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6. 関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円であり、金銭債務は該当がありません。 | 7. 関係会社に対する金銭債権の総額は0百万円であり、金銭債務は該当がありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7. 繰延税金資産の総額は24,209百万円、繰延税金負債の総額は25,958百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は47百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金16,308百万円、無形固定資産4,904百万円、価格変動準備金1,187百万円、退職給付引当金785百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額25,958百万円であります。 当年度における法定実効税率は28.8%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、税率変更による期末繰延税金資産の減額修正3.7%であります。 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)の成立に伴い、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の28.8%から、2016年4月1日および2017年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については28.2%に、2018年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.0%になります。この税率変更により、繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)は97百万円減少し、法人税等調整額は644百万円増加しております。 | 8. 繰延税金資産の総額は26,421百万円、繰延税金負債の総額は17,931百万円であります。繰延税金資産のうち、評価性引当額として控除した金額は25百万円であります。 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金16,748百万円、無形固定資産6,021百万円、価格変動準備金1,515百万円、退職給付引当金906百万円であります。 繰延税金負債の発生原因は、その他有価証券の評価差額17,931百万円であります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 <table> <tbody> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>4,923百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>3,924百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>4,275百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>5,275百万円</td> </tr> </tbody> </table> | 当期首現在高 | 4,923百万円 | 当年度契約者配当金支払額 | 3,924百万円 | 利息による増加等 | 0百万円 | 契約者配当準備金繰入額 | 4,275百万円 | 当年度末現在高 | 5,275百万円 | 9. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。 <table> <tbody> <tr> <td>当期首現在高</td> <td>5,275百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td>3,915百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td>3,935百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td>5,296百万円</td> </tr> </tbody> </table> | 当期首現在高 | 5,275百万円 | 当年度契約者配当金支払額 | 3,915百万円 | 利息による増加等 | 0百万円 | 契約者配当準備金繰入額 | 3,935百万円 | 当年度末現在高 | 5,296百万円 | | | | | | | | | | | | |
| 当期首現在高 | 4,923百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度契約者配当金支払額 | 3,924百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息による増加等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 4,275百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度末現在高 | 5,275百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期首現在高 | 5,275百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度契約者配当金支払額 | 3,915百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息による増加等 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 3,935百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当年度末現在高 | 5,296百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は468百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は1,888百万円であります。 | 10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は655百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は1,973百万円であります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10. 1株当たりの純資産額は5,639円97銭であります。 | 11. 1株当たりの純資産額は5,070円34銭であります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は5,284百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 | 12. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は5,052百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。 | 13. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。 (1)採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の年金制度を設けております。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | (2)確定給付制度 ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>2,636百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td>433百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>34百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td>394百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△109百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期発生額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td>3,389百万円</td> </tr> </tbody> </table> | 期首における退職給付債務 | 2,636百万円 | 勤務費用 | 433百万円 | 利息費用 | 34百万円 | 数理計算上の差異の当期発生額 | 394百万円 | 退職給付の支払額 | △109百万円 | 過去勤務費用の当期発生額 | -百万円 | その他 | -百万円 | 期末における退職給付債務 | 3,389百万円 | <table> <tbody> <tr> <td>期首における退職給付債務</td> <td>3,389百万円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td>515百万円</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td>12百万円</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の当期発生額</td> <td>△115百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>△150百万円</td> </tr> <tr> <td>過去勤務費用の当期発生額</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付債務</td> <td>3,651百万円</td> </tr> </tbody> </table> | 期首における退職給付債務 | 3,389百万円 | 勤務費用 | 515百万円 | 利息費用 | 12百万円 | 数理計算上の差異の当期発生額 | △115百万円 | 退職給付の支払額 | △150百万円 | 過去勤務費用の当期発生額 | -百万円 | その他 | -百万円 | 期末における退職給付債務 | 3,651百万円 |
| 期首における退職給付債務 | 2,636百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 433百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息費用 | 34百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | 394百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | △109百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去勤務費用の当期発生額 | -百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | -百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末における退職給付債務 | 3,389百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期首における退職給付債務 | 3,389百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 515百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息費用 | 12百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数理計算上の差異の当期発生額 | △115百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付の支払額 | △150百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去勤務費用の当期発生額 | -百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | -百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末における退職給付債務 | 3,651百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当ありません。 | ②年金資産の期首残高と期末残高の調整表 該当ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

V.財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

| 2015年度末 (2016年3月31日現在) | 2016年度末 (2017年3月31日現在) |
|---|---|
| ③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 | ③退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表 |
| 積立型制度の退職給付債務 年金資産 | 積立型制度の退職給付債務 年金資産 |
| 非積立型制度の退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 その他 | 非積立型制度の退職給付債務 未認識数理計算上の差異 未認識過去勤務費用 その他 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金 |
| ④退職給付に関連する損益 | ④退職給付に関連する損益 |
| 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の当期の費用処理額 過去勤務費用の当期の費用処理額 その他 | 勤務費用 利息費用 期待運用収益 数理計算上の差異の当期の費用処理額 過去勤務費用の当期の費用処理額 その他 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 確定給付制度に係る退職給付費用 |
| ⑤年金資産の主な内訳 該当ありません。 | ⑤年金資産の主な内訳 該当ありません。 |
| ⑥長期期待運用收益率の設定方法 期待運用収益は見込んでおりません。 | ⑥長期期待運用收益率の設定方法 期待運用収益は見込んでおりません。 |
| ⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 | ⑦数理計算上の計算基礎に関する事項 期末における主要な数理計算上の計算基礎は以下のとおりであります。 |
| 割引率 長期期待運用收益率 | 割引率 長期期待運用收益率 |
| (3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、208百万円であります。 | (3)確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は、217百万円であります。 |
| 13. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 | 14. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 |

② 損益計算書

(単位:百万円、%)

| 科目 | 年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) | 2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) | | 2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) | |
|---------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|------|-------------------------------------|-------|
| | | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 経 常 収 益 | 441,799 | 100.0 | | 469,837 | 100.0 |
| 保 険 料 等 収 入 | 396,448 | 89.7 | | 419,507 | 89.3 |
| 保 険 料 | 393,164 | | | 415,721 | |
| 再 保 険 収 入 | 3,283 | | | 3,785 | |
| 資 産 運 用 収 益 | 43,490 | 9.8 | | 48,759 | 10.4 |
| 利息及び配当金等収入 | 40,209 | | | 41,676 | |
| 有価証券利息・配当金 | 39,090 | | | 40,534 | |
| 貸 付 金 利 息 | 1,113 | | | 1,141 | |
| その他の利息配当金 | 6 | | | — | |
| 有 価 証 券 売 却 益 | 3,231 | | | 5,232 | |
| 為 替 差 益 | 50 | | | — | |
| 特 別 勘 定 資 産 運 用 益 | — | | | 1,851 | |
| そ の 他 経 常 収 益 | 1,860 | 0.4 | | 1,570 | 0.3 |
| 年 金 特 約 取 扱 受 入 金 | 403 | | | 110 | |
| 保 険 金 据 置 受 入 金 | 1,449 | | | 1,450 | |
| そ の 他 の 経 常 収 益 | 7 | | | 8 | |
| 経 常 費 用 | 419,233 | 94.9 | | 452,957 | 96.4 |
| 保 険 金 等 支 払 金 | 180,817 | | 40.9 | 181,079 | 38.5 |
| 保 険 金 | 31,180 | | | 30,695 | |
| 年 金 | 11,467 | | | 12,702 | |
| 給 付 金 | 38,698 | | | 39,271 | |
| 解 約 返 戻 金 | 93,038 | | | 91,883 | |
| そ の 他 返 戻 金 | 2,279 | | | 2,575 | |
| 再 保 険 料 | 4,152 | | | 3,951 | |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | 137,695 | | 31.2 | 159,942 | 34.0 |
| 支 払 備 金 繰 入 額 | 3,162 | | | 3,615 | |
| 責 任 準 備 金 繰 入 額 | 134,532 | | | 156,326 | |
| 契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額 | 0 | | | 0 | |
| 資 産 運 用 費 用 | 2,073 | 0.5 | | 3,545 | 0.8 |
| 支 払 利 息 | 78 | | | 93 | |
| 有 価 証 券 売 却 損 | 572 | | | 2,220 | |
| 金 融 派 生 商 品 費 用 | 545 | | | 1,125 | |
| 為 替 差 損 | — | | | 26 | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 0 | | | 11 | |
| そ の 他 運 用 費 用 | 54 | | | 67 | |
| 特 別 勘 定 資 産 運 用 損 | 822 | | | — | |
| 事 業 費 | 94,773 | | 21.5 | 104,321 | 22.2 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 3,873 | 0.9 | | 4,068 | 0.9 |
| 保 険 金 据 置 支 払 金 | 1,100 | | | 1,071 | |
| 税 金 | 1,892 | | | 2,067 | |
| 減 価 償 却 費 | 472 | | | 471 | |
| 退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額 | 385 | | | 431 | |
| そ の 他 の 経 常 費 用 | 22 | | | 25 | |
| 経 常 利 益 | 22,565 | 5.1 | | 16,880 | 3.6 |

V.財産の状況

(単位:百万円、%)

| 科目 | 年度 | | 2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) | | 2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) | |
|-------------|--------|-----|-------------------------------------|-------|-------------------------------------|--|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | | |
| 特別利益 | — | — | 0 | 0.0 | | |
| 固定資産等処分益 | — | | 0 | | | |
| 特別損失 | 898 | 0.2 | 1,172 | 0.2 | | |
| 固定資産等処分損 | 11 | | 1 | | | |
| 特別法上の準備金繰入額 | 887 | | 1,171 | | | |
| 価格変動準備金 | 887 | | 1,171 | | | |
| 契約者配当準備金繰入額 | 4,275 | 1.0 | 3,935 | 0.8 | | |
| 税引前当期純利益 | 17,391 | 3.9 | 11,771 | 2.5 | | |
| 法人税及び住民税 | 5,366 | 1.2 | 5,686 | 1.2 | | |
| 法人税等調整額 | 408 | 0.1 | △ 2,233 | △ 0.5 | | |
| 法人税等合計 | 5,775 | 1.3 | 3,452 | 0.7 | | |
| 当期純利益 | 11,616 | 2.6 | 8,319 | 1.8 | | |

注記事項(損益計算書関係)

| 2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) | 2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) |
|---|---|
| <p>1. 関係会社との取引による収益の総額は 1 百万円、費用の総額は 385 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券 2,096 百万円、外国債券 1,134 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債 175 百万円、外国債券 397 百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 297 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 149 百万円であります。</p> <p>4. 金融派生商品費用には評価損 112 百万円が含まれております。</p> <p>5. 1 株当たりの当期純利益の金額は、426 円 28 銭であります。</p> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p> | <p>1. 関係会社との取引による収益の総額は 18 百万円、費用の総額は 567 百万円であります。</p> <p>2. 有価証券売却益の内訳は国債等債券 2,298 百万円、外国債券 2,933 百万円であります。 有価証券売却損の内訳は国債 296 百万円、外国債券 1,924 百万円であります。</p> <p>3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は 187 百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 84 百万円であります。</p> <p>4. 金融派生商品費用には評価損 92 百万円が含まれております。</p> <p>5. 1 株当たりの当期純利益の金額は、305 円 29 銭であります。</p> <p>6. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p> |

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|----------------------------------|--|--|
| | 2015年度 (2015年4月 1日から) (2016年3月31日まで) | 2016年度 (2016年4月 1日から) (2017年3月31日まで) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税引前当期純利益(△は損失) | 17,391 | 11,771 |
| 減価償却費 | 472 | 471 |
| 支払備金の増減額(△は減少) | 3,162 | 3,615 |
| 責任準備金の増減額(△は減少) | 134,532 | 156,326 |
| 契約者配当準備金積立利息繰入額 | 0 | 0 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 4,275 | 3,935 |
| 貸倒引当金の増減額(△は減少) | △ 3 | 0 |
| 役員賞与引当金の増減額(△は減少) | △ 7 | 9 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 385 | 431 |
| 価格変動準備金の増減額(△は減少) | 887 | 1,171 |
| 利息及び配当金等収入 | △ 40,209 | △ 41,676 |
| 有価証券関係損益(△は益) | △ 1,295 | △ 3,737 |
| 支払利息 | 78 | 93 |
| 為替差損益(△は益) | △ 0 | △ 0 |
| 有形固定資産関係損益(△は益) | 11 | 1 |
| 代理店貸の増減額(△は増加) | △ 4 | △ 12 |
| 再保険貸の増減額(△は増加) | 201 | △ 533 |
| その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加) | △ 3,079 | 578 |
| 代理店借の増減額(△は減少) | 266 | 1,466 |
| 再保険借の増減額(△は減少) | △ 72 | 12 |
| その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) | △ 248 | 2,195 |
| その他 | 4,731 | 4,728 |
| 小 計 | 121,475 | 140,850 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 利息及び配当金等の受取額 | 42,001 | 43,787 |
| 利息の支払額 | △ 78 | △ 93 |
| 契約者配当金の支払額 | △ 3,924 | △ 3,915 |
| 法人税等の支払額 | △ 6,697 | △ 5,310 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 152,778 | 175,318 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有価証券の取得による支出 | △ 319,349 | △ 361,724 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | 189,938 | 204,660 |
| 貸付けによる支出 | △ 8,780 | △ 9,043 |
| 貸付金の回収による収入 | 4,179 | 4,736 |
| その他 | 2,798 | 3,112 |
| 資産運用活動計 | △ 131,213 | △ 158,259 |
| (営業活動及び資産運用活動計) | (21,564) | (17,058) |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 146 | △ 62 |
| その他 | △ 474 | △ 787 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 131,834 | △ 159,110 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 配当金の支払額 | △ 10,500 | △ 3,200 |
| その他 | 472 | 127 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 10,027 | △ 3,072 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 0 | 0 |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | 10,916 | 13,136 |
| 現金及び現金同等物期首残高 | 34,021 | 44,938 |
| 現金及び現金同等物期末残高 | 44,938 | 58,074 |

V.財産の状況

注記事項(キャッシュ・フロー計算書関係)

| 2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) | 2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|----|---------|--------|---------------------|---|-----------|--------|---|----|----|---------|--------|---------------------|---|-----------|--------|
| <p>1. 現金及び現金同等物の範囲 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変化について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; background-color: #cccccc;">科目</th><th style="text-align: right; background-color: #cccccc;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td style="text-align: right;">44,938</td></tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">44,938</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p> | 科目 | 金額 | 現金及び預貯金 | 44,938 | うち、預入期間が3カ月を超える定期預金 | — | 現金及び現金同等物 | 44,938 | <p>1. 現金及び現金同等物の範囲 同左</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (単位:百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; background-color: #cccccc;">科目</th><th style="text-align: right; background-color: #cccccc;">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金及び預貯金</td><td style="text-align: right;">58,074</td></tr> <tr> <td>うち、預入期間が3カ月を超える定期預金</td><td style="text-align: right;">—</td></tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td><td style="text-align: right;">58,074</td></tr> </tbody> </table> <p>3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。</p> | 科目 | 金額 | 現金及び預貯金 | 58,074 | うち、預入期間が3カ月を超える定期預金 | — | 現金及び現金同等物 | 58,074 |
| 科目 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預貯金 | 44,938 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち、預入期間が3カ月を超える定期預金 | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 44,938 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 科目 | 金額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び預貯金 | 58,074 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| うち、預入期間が3カ月を超える定期預金 | — | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 58,074 | | | | | | | | | | | | | | | | |

④ 株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

| 2015年度(2015年4月1日から2016年3月31日まで) | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|--------|----------|---------|-------------------------------|---------|---------|---------|
| | 株主資本 | | | | | | | |
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 保険業法施行規則附則第10条積立金 | 緑越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 17,250 | 11,100 | 13,400 | 24,500 | 325 | 38,246 | 38,571 | 80,321 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 1,000 | △ 6,000 | △ 5,000 | | | | △ 5,000 |
| 当期純利益 | | | | | | 11,616 | 11,616 | 11,616 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 1,000 | △ 6,000 | △ 5,000 | — | 11,616 | 11,616 | 6,616 |
| 当期末残高 | 17,250 | 12,100 | 7,400 | 19,500 | 325 | 49,862 | 50,187 | 86,937 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 48,304 | 48,304 | 128,626 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 5,000 | |
| 当期純利益 | | | 11,616 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 18,447 | 18,447 | 18,447 |
| 当期変動額合計 | 18,447 | 18,447 | 25,063 |
| 当期末残高 | 66,751 | 66,751 | 153,689 |

| 2016年度(2016年4月1日から2017年3月31日まで) | | | | | | | | |
|---------------------------------|--------|--------|----------|---------|-------------------------------|---------|---------|---------|
| | 株主資本 | | | | | | | |
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 保険業法施行規則附則第10条積立金 | 緑越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 17,250 | 12,100 | 7,400 | 19,500 | 325 | 49,862 | 50,187 | 86,937 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | 640 | △ 3,840 | △ 3,200 | | | | △ 3,200 |
| 当期純利益 | | | | | | 8,319 | 8,319 | 8,319 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | 640 | △ 3,840 | △ 3,200 | — | 8,319 | 8,319 | 5,119 |
| 当期末残高 | 17,250 | 12,740 | 3,560 | 16,300 | 325 | 58,181 | 58,506 | 92,056 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 66,751 | 66,751 | 153,689 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △ 3,200 | |
| 当期純利益 | | | 8,319 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | △ 20,641 | △ 20,641 | △ 20,641 |
| 当期変動額合計 | △ 20,641 | △ 20,641 | △ 15,522 |
| 当期末残高 | 46,109 | 46,109 | 138,166 |

V.財産の状況

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

| 2015年度 (2015年4月1日から2016年3月31日まで) | | | | | 2016年度 (2016年4月1日から2017年3月31日まで) | | | | | | |
|--|---------------|--------------|------------------|------------|--|--|---------------|--------------|------------------|---------|----------------|
| 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:千株) | | | | | 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項 (単位:千株) | | | | | | |
| | 当期首 株式数 | 当期 増加株式数 | 当期 減少株式数 | 当期末 株式数 | | 当期首 株式数 | 当期 増加株式数 | 当期 減少株式数 | 当期末 株式数 | | |
| 発行済株式 | | | | | 発行済株式 | | | | | | |
| 普通株式 | 27,250 | — | — | 27,250 | 普通株式 | 27,250 | — | — | 27,250 | | |
| 合 計 | 27,250 | — | — | 27,250 | 合 計 | 27,250 | — | — | 27,250 | | |
| 自己株式 | | | | | 自己株式 | | | | | | |
| 普通株式 | — | — | — | — | 普通株式 | — | — | — | — | | |
| 合 計 | — | — | — | — | 合 計 | — | — | — | — | | |
| 2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。 | | | | | | 2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項 該当する事項はありません。 | | | | | |
| 3. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 | | | | | | 3. 配当に関する事項 (1)配当金支払額 | | | | | |
| (決議) | 株式 の 種類 | 配当金 の総額 | 1株 当たり 配当額 | 基準 日 | 効力 発生日 | (決議) | 株式 の 種類 | 配当金 の総額 | 1株 当たり 配当額 | 基準 日 | 効力 発生日 |
| 2016年 3月25日 取締役会 | 普通 株式 | 5,000 百万円 | 183.48 円 | — | 2016年 3月31日 | 2017年 3月28日 取締役会 | 普通 株式 | 3,200 百万円 | 117.43 円 | — | 2017年 3月31日 |
| (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当する事項はありません。 | | | | | | (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当する事項はありません。 | | | | | |
| 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 | | | | | | 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。 | | | | | |



⑤ 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|--------------------|---------|---------|
| 破産更生債権およびこれらに準ずる債権 | — | — |
| 危険債権 | — | — |
| 要管理債権 | — | — |
| 小計 (対合計比) | (—) | (—) |
| 正常債権 | 37,915 | 38,766 |
| 合計 | 37,915 | 38,766 |

- (注)1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1および注2に掲げる債権を除く)、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(注1および注2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から注3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑥ リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|----------------------------|---------|---------|
| 破綻先債権額 ① | — | — |
| 延滞債権額 ② | — | — |
| 3か月以上延滞債権額 ③ | — | — |
| 貸付条件緩和債権額 ④ | — | — |
| 合計 ①+②+③+④ (貸付残高に対する比率) | (—) | (—) |

- (注)1. 破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法などによる手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
2. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の貸付金です。
3. 3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

⑦ 元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

V.財産の状況

⑧保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

| 項目 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|--|----------|----------|
| ソルベンシー・マージン総額 (A) | 342,590 | 335,187 |
| 資本金等 | 86,937 | 92,056 |
| 価格変動準備金 | 4,240 | 5,412 |
| 危険準備金 | 28,221 | 29,531 |
| 一般貸倒引当金 | 1 | 3 |
| (その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前)) × 90% (マイナスの場合100%) | 83,439 | 57,637 |
| 土地の含み損益 × 85% (マイナスの場合100%) | — | — |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額 | 137,836 | 146,556 |
| 負債性資本調達手段等 | — | — |
| 全期チルメル式責任準備金相当額超過額および負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額 | △18,020 | △19,159 |
| 持込資本金等 | — | — |
| 控除項目 | — | — |
| その他 | 19,933 | 23,148 |
| リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4}$ (B) | 38,678 | 42,616 |
| 保険リスク相当額 R ₁ | 13,347 | 13,620 |
| 第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈ | 7,794 | 8,725 |
| 予定利率リスク相当額 R ₂ | 8,335 | 8,369 |
| 最低保証リスク相当額 R ₇ | 366 | 374 |
| 資産運用リスク相当額 R ₃ | 22,430 | 26,191 |
| 経営管理リスク相当額 R ₄ | 1,045 | 1,145 |
| ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$ | 1,771.4% | 1,573.0% |

(注)1. 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条および平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

2. 最低保証リスク相当額は、標準的方式により算出しています。

<参考>実質資産負債差額

(単位:百万円)

| 項目 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|--|-----------|-----------|
| 資産の部に計上されるべき金額の合計額 (1) | 2,797,317 | 2,879,170 |
| 負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額 (2) | 2,087,207 | 2,248,833 |
| 実質資産負債差額 A (1) - (2) = (3) | 710,110 | 630,337 |
| 満期保有目的の債券・責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額との差額 (4) | 359,748 | 292,160 |
| 実質資産負債差額 B (3) - (4) = (5) | 350,362 | 338,176 |

(注)上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。

⑨ 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|----------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価損益 | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価損益 |
| 売買目的有価証券 | 18,473 | △1,450 | 20,041 | 1,044 |

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | | | 2016年度末 | | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|-------|-----------|-----------|---------|---------|--------|
| | 帳簿額 | 時価 | 差損益 | | 帳簿額 | 時価 | 差損益 | | 差益 | 差損 |
| | | | 差益 | 差損 | | | 差益 | 差損 | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,221,145 | 1,555,133 | 333,988 | 333,988 | — | 1,204,852 | 1,481,038 | 276,185 | 276,987 | 802 |
| 責任準備金対応債券 | 143,026 | 168,786 | 25,760 | 25,760 | — | 199,659 | 215,634 | 15,974 | 18,428 | 2,453 |
| 子会社・関連会社株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他有価証券 | 829,866 | 922,576 | 92,710 | 94,444 | 1,733 | 946,065 | 1,010,107 | 64,041 | 71,242 | 7,201 |
| 公社債 | 611,594 | 687,894 | 76,300 | 76,372 | 72 | 631,751 | 690,636 | 58,884 | 61,139 | 2,255 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 外国証券 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 公社債 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2,194,038 | 2,646,496 | 452,458 | 454,192 | 1,733 | 2,350,577 | 2,706,779 | 356,201 | 366,659 | 10,457 |
| 公社債 | 1,975,766 | 2,411,814 | 436,048 | 436,120 | 72 | 2,036,263 | 2,387,308 | 351,044 | 356,556 | 5,511 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 外国証券 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 公社債 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

V.財産の状況

○満期保有目的の債券

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | 2016年度末 | | |
|--------------------|--------------|-----------|---------|--------------|-----------|---------|
| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 1,221,145 | 1,555,133 | 333,988 | 1,189,480 | 1,466,468 | 276,987 |
| 公社債 | 1,221,145 | 1,555,133 | 333,988 | 1,189,480 | 1,466,468 | 276,987 |
| 外国証券 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | — | — | — | 15,371 | 14,569 | △ 802 |
| 公社債 | — | — | — | 15,371 | 14,569 | △ 802 |
| 外国証券 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |

○責任準備金対応債券

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | 2016年度末 | | |
|--------------------|--------------|---------|--------|--------------|---------|---------|
| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 143,026 | 168,786 | 25,760 | 147,193 | 165,622 | 18,428 |
| 公社債 | 143,026 | 168,786 | 25,760 | 147,193 | 165,622 | 18,428 |
| 外国証券 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | — | — | — | 52,465 | 50,011 | △ 2,453 |
| 公社債 | — | — | — | 52,465 | 50,011 | △ 2,453 |
| 外国証券 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |

○その他有価証券

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | 2016年度末 | | |
|----------------------|---------|--------------|---------|---------|--------------|---------|
| | 帳簿価額 | 貸借対照表 計上額 | 差額 | 帳簿価額 | 貸借対照表 計上額 | 差額 |
| 貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの | 775,726 | 870,171 | 94,444 | 732,451 | 803,694 | 71,242 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — |
| 公社債 | 599,481 | 675,853 | 76,372 | 558,077 | 619,216 | 61,139 |
| 外国証券 | 176,245 | 194,317 | 18,071 | 174,374 | 184,477 | 10,103 |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |
| 貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの | 54,139 | 52,405 | △ 1,733 | 213,613 | 206,412 | △ 7,201 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — |
| 公社債 | 12,113 | 12,040 | △ 72 | 73,674 | 71,419 | △ 2,255 |
| 外国証券 | 42,026 | 40,364 | △ 1,661 | 139,939 | 134,992 | △ 4,946 |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — |

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|----|---------|---------|
| 合計 | 0 | 10 |



(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報

①定性的情報

1. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引は為替予約取引および通貨オプション取引です。

2. 取組方針

当社では、資産運用リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しており、運用収益の獲得を目的とする取引は行わない方針としています。

3. 利用目的

為替予約取引および通貨オプション取引は、当社が保有する外貨建債券の為替リスクをヘッジするために活用しています。

4. リスクの内容

為替予約取引および通貨オプション取引には、為替相場の変動によるリスクおよび取引相手の信用リスクがあります。当社では、為替予約取引および通貨オプション取引を外貨建債券の為替リスクに対するヘッジ手段として利用しており、同取引に対してはヘッジ会計を適用しています。このため、ヘッジ手段である為替予約取引および通貨オプション取引で発生する為替差損益は、ヘッジ対象である外貨建債券で発生する為替差損益と相殺されます。

また、デリバティブ取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

5. リスク管理体制

当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、ヘッジ会計適用に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

②定量的情報

1. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

| | 金利関連 | 通貨関連 | 株式関連 | 債券関連 | その他 | 合計 |
|-----------|------|-------|------|------|-----|-------|
| ヘッジ会計適用分 | — | △ 390 | — | — | — | △ 390 |
| ヘッジ会計非適用分 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | — | △ 390 | — | — | — | △ 390 |

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△390百万円)は、損益計算書に計上されています。

2. ヘッジ会計が適用されていないもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

該当ありません。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

V.財産の状況

3. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連

該当ありません。

○通貨関連

(2015年度末)

(単位:百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 |
|----------|---------|---------|--------|---|-------|
| | | | うち1年超 | | |
| 時価ヘッジ | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル(対円) | その他有価証券 | 68,245 | — | 2,173 |
| | ユーロ(対円) | その他有価証券 | 47,837 | — | △ 31 |
| | その他(対円) | その他有価証券 | — | — | — |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 コール | | | | |
| | 米ドル(対円) | その他有価証券 | — | — | — |
| | 買建 プット | | | | |
| | 米ドル(対円) | その他有価証券 | — | — | — |
| 合計 | | | | | 2,141 |

(2016年度末)

(単位:百万円)

| ヘッジ会計の方法 | 種類 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 | | 時価 |
|----------|---------|---------|--------|---|-------|
| | | | うち1年超 | | |
| 時価ヘッジ | 為替予約 | | | | |
| | 売建 | | | | |
| | 米ドル(対円) | その他有価証券 | 89,563 | — | 1 |
| | ユーロ(対円) | その他有価証券 | 71,520 | — | △ 580 |
| | その他(対円) | その他有価証券 | 9,586 | — | 185 |
| | 通貨オプション | | | | |
| | 売建 コール | | | | |
| | 米ドル(対円) | その他有価証券 | 2,932 | — | △ 5 |
| | 買建 プット | | | | |
| | 米ドル(対円) | その他有価証券 | 2,596 | — | 8 |
| 合計 | | | | | △ 390 |

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

○株式関連

該当ありません。

○債券関連

該当ありません。

○その他

該当ありません。

⑩ 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

| | 2015年度 | 2016年度 |
|----------------------------|---------|---------|
| 基礎 収 益 | 438,523 | 464,605 |
| 保 険 料 等 収 入 | 396,448 | 419,507 |
| 資 産 運 用 収 益 | 40,215 | 43,527 |
| そ の 他 経 常 収 益 | 1,860 | 1,570 |
| そ の 他 基 礎 収 益 | — | — |
| 基 礎 費 用 | 416,609 | 448,084 |
| 保 険 金 等 支 払 金 | 180,817 | 181,079 |
| 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 | 136,190 | 158,450 |
| 資 産 運 用 費 用 | 955 | 163 |
| 事 業 費 | 94,773 | 104,321 |
| そ の 他 経 常 費 用 | 3,873 | 4,068 |
| そ の 他 基 礎 費 用 | — | — |
| 基 礎 利 益 A | 21,914 | 16,521 |
| キ ャ ピ タ ル 収 益 | 3,281 | 5,232 |
| 金 銭 の 信 託 運 用 益 | — | — |
| 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益 | — | — |
| 有 価 証 券 売 却 益 | 3,231 | 5,232 |
| 金 融 派 生 商 品 収 益 | — | — |
| 為 替 差 益 | 50 | — |
| そ の 他 キ ャ ピ タ ル 収 益 | — | — |
| キ ャ ピ タ ル 費 用 | 1,118 | 3,372 |
| 金 銭 の 信 託 運 用 損 | — | — |
| 売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損 | — | — |
| 有 価 証 券 売 却 損 | 572 | 2,220 |
| 有 価 証 券 評 価 損 | — | — |
| 金 融 派 生 商 品 費 用 | 545 | 1,125 |
| 為 替 差 損 | — | 26 |
| そ の 他 キ ャ ピ タ ル 費 用 | — | — |
| キ ャ ピ タ ル 損 益 B | 2,163 | 1,860 |
| キ ャ ピ タ ル 損 益 含み基礎利益 A + B | 24,077 | 18,381 |
| 臨 時 収 益 | — | — |
| 再 保 険 収 入 | — | — |
| 危 険 準 備 金 戻 入 額 | — | — |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 | — | — |
| そ の 他 臨 時 収 益 | — | — |
| 臨 時 費 用 | 1,511 | 1,501 |
| 再 保 険 料 | — | — |
| 危 険 準 備 金 繰 入 額 | 1,505 | 1,309 |
| 個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 5 | 9 |
| 特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定 繰 入 額 | — | — |
| 貸 付 金 償 却 | — | — |
| そ の 他 臨 時 費 用 | — | 182 |
| 臨 時 損 益 C | △ 1,511 | △ 1,501 |
| 經 常 利 益 A + B + C | 22,565 | 16,880 |

(注)その他臨時費用には、保険業法施行規則第69条第5項に基づく責任準備金繰入額を記載しております。

V.財産の状況

⑪ 計算書類等について会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けており、2017年5月17日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

⑫ 貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書について金融商品取引法に基づく監査証明

該当ありません。

⑬ 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性

取締役社長高橋薫は、当社のディスクロージャー誌「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2017」の縦覧開始時点において、2016年4月1日から2017年3月31までの第36期事業年度にかかる財務諸表(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。)の内容が適正であり、不実の記載がないことを確認しています。

適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためです。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程を整備し、所管部署が適切かつ有効に業務を執行する体制を構築しています。
 2. すべての重要な経営情報や業務執行状況が取締役会等へ適切に付議・報告される体制を構築しています。
 3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しています。また、主要所管部署の責任者から、すべての重要な点において不実の記載および記載すべき事項の記載もれがない旨の確認書の提出を受けています。
 4. すべての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取締役会等に報告されています。
- また、財務諸表の作成に関し内部監査部門による内部監査を実施し、内部監査部門から作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告を受けています。

⑭ 事業年度の末日において、保険会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他保険会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨およびその内容、当該重要事象等についての分析および検討内容ならびに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的な内容

該当の事象はありません。

VI.業務の状況を示す指標等

① 主要な業務の状況を示す指標等

(1)決算業績の概況

P.21～26をご覧ください。

(2)保有契約高および新契約高

①保有契約高

(単位:千件、百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | | | | 2016年度末 | | | |
|--------|---------|-------|------------|-------|-------|---------|-------|------------|-------|
| | 件数 | | 金額 | | 前年度末比 | 件数 | | 金額 | |
| | 件数 | 前年度末比 | 金額 | 前年度末比 | | 件数 | 前年度末比 | 金額 | 前年度末比 |
| 個人保険 | 3,658 | 107.1 | 21,374,862 | 102.9 | | 3,858 | 105.5 | 22,066,920 | 103.2 |
| 個人年金保険 | 68 | 99.2 | 267,331 | 97.4 | | 67 | 98.5 | 258,609 | 96.7 |
| 団体保険 | — | — | 2,828,963 | 90.8 | | — | — | 2,701,178 | 95.5 |
| 団体年金保険 | — | — | — | — | | — | — | — | — |

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

②新契約高

(単位:千件、百万円、%)

| 区分 | 2015年度 | | | | | 2016年度 | | | | |
|--------|--------|-------|-----------|-------|-----------|--------|------|------|-----------|-------|
| | 件数 | | 金額 | | | 件数 | | 金額 | | |
| | 件数 | 前年度比 | 金額 | 前年度比 | 新契約 | 件数 | 前年度比 | 金額 | 前年度比 | 新契約 |
| 個人保険 | 464 | 106.4 | 2,234,761 | 93.8 | 2,234,761 | — | 421 | 90.7 | 2,430,551 | 108.8 |
| 個人年金保険 | 1 | 113.1 | 5,551 | 108.4 | 5,551 | — | 0 | 56.2 | 3,588 | 64.6 |
| 団体保険 | — | — | 35,284 | 209.2 | 35,284 | — | — | — | 18,064 | 51.2 |
| 団体年金保険 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

(注)新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

(3)年換算保険料

①保有契約

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | | 2016年度末 | |
|----------------|---------|--|-------|---------|-------|
| | | | 前年度末比 | | |
| 個人保険 | 313,803 | | 105.0 | 338,312 | 107.8 |
| 個人年金保険 | 19,055 | | 102.6 | 19,352 | 101.6 |
| 合 計 | 332,859 | | 104.8 | 357,664 | 107.5 |
| うち医療保障・生前給付保障等 | 129,561 | | 108.8 | 136,114 | 105.1 |

②新契約

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度 | | 2016年度 | | |
|----------------|--------|--|--------|--------|-------|
| | | | 前年度比 | | |
| 個人保険 | 40,101 | | 113.2 | 50,134 | 125.0 |
| 個人年金保険 | 208 | | 108.9 | 126 | 60.7 |
| 合 計 | 40,309 | | 113.2 | 50,260 | 124.7 |
| うち医療保障・生前給付保障等 | 20,418 | | 120.1 | 16,307 | 79.9 |

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約などは、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「医療保障・生前給付保障等」については、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

VI.業務の状況を示す指標等

(4) 保障機能別保有契約高

(単位:百万円)

| 区分 | | 保有金額 | |
|-----------|-----------|---------|---------------|
| | | 2015年度末 | 2016年度末 |
| 死亡保障 | 普通死亡 | 個人保険 | 21,361,270 |
| | | 個人年金保険 | (97,629) |
| | | 団体保険 | 2,828,851 |
| | | 団体年金保険 | — |
| | | その他共計 | 24,190,121 |
| | 災害死亡 | 個人保険 | (1,805,480) |
| | | 個人年金保険 | (236) |
| | | 団体保険 | (47,934) |
| | | 団体年金保険 | (—) |
| | | その他共計 | (1,853,652) |
| 生存保障 | その他の条件付死亡 | 個人保険 | (234,001) |
| | | 個人年金保険 | (—) |
| | | 団体保険 | (—) |
| | | 団体年金保険 | (—) |
| | | その他共計 | (234,001) |
| | 満期・生存給付 | 個人保険 | (13,592) |
| | | 個人年金保険 | 218,707 |
| | | 団体保険 | — |
| | | 団体年金保険 | — |
| | | その他共計 | 232,299 |
| 入院保障 | 年金 | 個人保険 | (—) |
| | | 個人年金保険 | (39,333) |
| | | 団体保険 | (20) |
| | | 団体年金保険 | (—) |
| | | その他共計 | (39,354) |
| | その他 | 個人保険 | — |
| | | 個人年金保険 | 48,623 |
| | | 団体保険 | 112 |
| | | 団体年金保険 | — |
| | | その他共計 | 48,736 |
| 災害入院 | 災害入院 | 個人保険 | (12,446) |
| | | 個人年金保険 | (1) |
| | | 団体保険 | (97) |
| | | 団体年金保険 | (—) |
| | | その他共計 | (12,557) |
| | 疾病入院 | 個人保険 | (12,463) |
| | | 個人年金保険 | (1) |
| | | 団体保険 | (—) |
| | | 団体年金保険 | (—) |
| | | その他共計 | (12,477) |
| その他の条件付入院 | その他の条件付入院 | 個人保険 | (12,515) |
| | | 個人年金保険 | (0) |
| | | 団体保険 | (—) |
| | | 団体年金保険 | (—) |
| | | その他共計 | (12,516) |

- (注) 1. ()内数値は、主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は、入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位:件)

| 区分 | | 保有件数 | |
|------|--------|-----------|-----------|
| | | 2015年度末 | 2016年度末 |
| 障害保障 | 個人保険 | 39,281 | 37,187 |
| | 個人年金保険 | 21 | 19 |
| | 団体保険 | 124,014 | 101,210 |
| | 団体年金保険 | — | — |
| | その他共計 | 163,316 | 138,416 |
| 手術保障 | 個人保険 | 3,827,484 | 4,026,390 |
| | 個人年金保険 | 338 | 317 |
| | 団体保険 | — | — |
| | 団体年金保険 | — | — |
| | その他共計 | 3,827,822 | 4,026,707 |

(5)個人保険および個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位:百万円)

| 区分 | | 保有金額 | |
|-----------|-------------|------------|------------|
| | | 2015年度末 | 2016年度末 |
| 死亡保険 | 終身保険 | 3,220,355 | 3,457,847 |
| | 定期付終身保険 | — | — |
| | 定期保険 | 16,342,845 | 16,867,905 |
| | その他共計 | 21,187,336 | 21,882,774 |
| 生死混合保険 | 養老保険 | 83,245 | 83,891 |
| | 定期付養老保険 | — | — |
| | 生存給付金付定期保険 | — | — |
| | その他共計 | 187,526 | 184,146 |
| 生存保険 | | — | — |
| 年金保険 | 個人年金保険 | 267,331 | 258,609 |
| 災害・疾病関係特約 | 災害割増特約 | 1,438,550 | 1,414,110 |
| | 傷害特約 | 117,120 | 110,713 |
| | 災害入院特約 | 1,627 | 1,521 |
| | 疾病特約 | 721 | 672 |
| | 成人病特約 | 153 | 142 |
| | その他の条件付入院特約 | 4,384 | 3,494 |

(注)1. 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2. 入院特約の金額は、入院給付日額を表します。
3. 疾病入院特約には、初期入院給付特則を含めています。
4. 成人病入院特約には、生活習慣病入院特約、成人病保障特約、男性生活習慣病特約を含めています。

VI.業務の状況を示す指標等

(6)異動状況の推移

①個人保険

(単位:件、百万円、%)

| 区分 | 2015年度 | | 2016年度 | |
|---------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年始現在 | 3,414,244 | 20,768,556 | 3,658,287 | 21,374,862 |
| 新契約 | 464,520 | 2,234,761 | 421,347 | 2,430,551 |
| 更新 | 17,067 | 42,847 | 18,553 | 40,826 |
| 復活 | 8,223 | 41,977 | 7,894 | 41,781 |
| 保険金額の増加 | — | 46 | — | 11 |
| その他の異動による増加 | 0 | 95,353 | 11 | 84,459 |
| 死亡 | 6,685 | 26,858 | 7,303 | 28,350 |
| 満期 | 25,121 | 75,972 | 27,759 | 77,554 |
| 保険金額の減少 | — | 53,863 | — | 52,946 |
| 解約 | 176,920 | 928,916 | 175,115 | 991,561 |
| 失効 | 35,087 | 221,245 | 34,965 | 225,310 |
| その他の異動による減少 | 1,954 | 501,823 | 2,552 | 529,847 |
| 年末現在 (増加率) | 3,658,287 (7.1) | 21,374,862 (2.9) | 3,858,398 (5.5) | 22,066,920 (3.2) |
| 純増加 (増加率) | 244,043 (20.6) | 606,305 (△24.6) | 200,111 (△18.0) | 692,058 (14.1) |

(注)金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

②個人年金保険

(単位:件、百万円、%)

| 区分 | 2015年度 | | 2016年度 | |
|---------------|--------------------|---------------------|--------------------|---------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年始現在 | 69,065 | 274,547 | 68,496 | 267,331 |
| 新契約 | 1,078 | 5,551 | 606 | 3,588 |
| 復活 | 1 | 3 | 9 | 32 |
| 保険金額の増加 | — | 0 | — | 0 |
| その他の異動による増加 | 2,954 | 15,105 | 2,240 | 13,048 |
| 死亡 | 90 | 363 | 83 | 344 |
| 支払満了 | 470 | 1,470 | 671 | 1,364 |
| 保険金額の減少 | — | 1,801 | — | 2,021 |
| 解約 | 1,216 | 5,094 | 1,043 | 4,367 |
| 失効 | 73 | 352 | 82 | 361 |
| その他の異動による減少 | 2,753 | 18,794 | 2,024 | 16,932 |
| 年末現在 (増加率) | 68,496 (△0.8) | 267,331 (△2.6) | 67,448 (△1.5) | 258,609 (△3.3) |
| 純増加 (増加率) | △ 569 (—) | △ 7,215 (—) | △ 1,048 (—) | △ 8,722 (—) |

(注)金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。



③団体保険

(単位:件、百万円、%)

| 区分 | 2015年度 | | 2016年度 | |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 年始現在 | 8,263,505 | 3,114,385 | 7,624,090 | 2,828,963 |
| 新契約 | 20,218 | 35,284 | 41,064 | 18,064 |
| 更新 | 7,700,470 | 2,865,195 | 7,431,890 | 2,744,105 |
| 復活 | 10 | 44 | 0 | 0 |
| 中途加入 | 526,062 | 417,675 | 561,866 | 436,090 |
| 保険金額の増加 | — | 29,473 | — | 28,134 |
| その他の異動による増加 | 1,699 | 5,857 | 1,007 | 4,826 |
| 死亡 | 17,868 | 4,095 | 16,290 | 4,114 |
| 満期 | 8,273,144 | 3,178,732 | 7,545,326 | 2,873,880 |
| 脱退 | 581,075 | 249,502 | 640,971 | 291,091 |
| 保険金額の減少 | — | 184,871 | — | 166,876 |
| 解約 | 11,181 | 11,943 | 5,769 | 15,856 |
| 失效 | 47 | 314 | 24 | 129 |
| その他の異動による減少 | 4,559 | 9,493 | 6,966 | 7,058 |
| 年末現在 (増加率) | 7,624,090 (△7.7) | 2,828,963 (△9.2) | 7,444,571 (△2.4) | 2,701,178 (△4.5) |
| 純増加 (増加率) | △ 639,415 (—) | △ 285,421 (—) | △ 179,519 (—) | △ 127,785 (—) |

(注)1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。

2. 件数は、被保険者数を表します。

④団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

①2016年度の状況

団体定期保険を中心に3,915百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2017年度における契約者配当金の支払いのため、2016年度末に3,935百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2016年度末における契約者配当準備金の残高は5,296百万円となっています。

VI.業務の状況を示す指標等

5年ごと利差配当契約における2016年度決算に基づく契約者配当の例示

2016年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」および「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

| 保険種類 | | 契約年月日 | 配当基準利回り |
|-----------------|---------------------|---------------|---------|
| 5年ごと利差配当付個人保険 | 下記以外 | 2013年4月1日以前 | 1.70% |
| | | 2013年4月2日以降 | 1.25% |
| | 日本興亜生命で契約された一時払終身保険 | 2005年11月30日以前 | 1.70% |
| | | 2005年12月1日以降 | 1.35% |
| 5年ごと利差配当付個人年金保険 | | 2013年4月1日以前 | 1.50% |
| | | 2013年4月2日以降 | 1.25% |

〈例1〉[NKSJひまわり生命または損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円

| 契約年度 | 経過年数 | 契約者配当金 | 保険料 | 死亡契約 |
|--------|------|--------|----------|-------------|
| 2012年度 | 5年 | 2,626円 | 237,520円 | 10,002,626円 |
| 2007年度 | 10年 | 7,667円 | 237,520円 | 10,007,667円 |

〈例2〉[NKSJひまわり生命または損保ジャパンひまわり生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)

| 契約年度 | 経過年数 | 契約者配当金 | 保険料 | 死亡契約 |
|--------|------|--------|----------|------------|
| 2012年度 | 5年 | 0円 | 271,990円 | 1,444,200円 |
| 2007年度 | 10年 | 0円 | 271,990円 | 2,888,400円 |

〈例3〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、男性、年払、保険金1,000万円、契約日10月1日

| 契約年度 | 経過年数 | 契約者配当金 | 保険料 | 死亡契約 |
|--------|------|--------|----------|-------------|
| 2007年度 | 10年 | 7,041円 | 244,800円 | 10,007,041円 |

〈例4〉[日本興亜生命で契約された場合]

5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始、男性、年払、年金額100万円(定額)、契約日10月1日

| 契約年度 | 経過年数 | 契約者配当金 | 保険料 | 死亡契約 |
|--------|------|--------|----------|------------|
| 2007年度 | 10年 | 0円 | 276,080円 | 2,856,000円 |

(注)1. 「経過年数」とは2017年4月1日から2018年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

2. 「死亡契約」欄は契約応当日以後(日本興亜生命契約の場合は契約応当日)死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」および「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差(予定利率が配当基準利回りより大きい場合は0%)を乗じた額となっています。



②2015年度の状況

団体定期保険を中心に3,924百万円の契約者配当金を支払いました。

また、2016年度における契約者配当金の支払いのため、2015年度末に4,275百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、2015年度末における契約者配当準備金の残高は5,275百万円となっています。

②保険契約に関する指標等

(1)保有契約増加率

(単位:%)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人保険 | 2.9 | 3.2 |
| 個人年金保険 | △2.6 | △3.3 |
| 団体保険 | △9.2 | △4.5 |
| 団体年金保険 | — | — |

(2)新契約平均保険金および保有契約平均保険金(個人保険)

(単位:千円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-----------|--------|--------|
| 新契約平均保険金 | 4,810 | 5,768 |
| 保有契約平均保険金 | 5,842 | 5,719 |

(3)新契約率(対年度始)

(単位:%)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人保険 | 10.8 | 11.4 |
| 個人年金保険 | 2.4 | 1.6 |
| 団体保険 | 1.1 | 0.6 |

(4)解約失効率(対年度始)

(単位:%)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|--------|
| 個人保険 | 5.6 | 5.7 |
| 個人年金保険 | 2.4 | 2.2 |
| 団体保険 | 5.4 | 5.5 |

VI.業務の状況を示す指標等

(5)個人保険新契約平均保険料(月払契約)

(単位:円)

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 7,439 | 8,066 |

(6)死亡率(個人保険主契約)

(単位:‰)

| 件 数 率 | | 金 額 率 | |
|--------|--------|--------|--------|
| 2015年度 | 2016年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 1.89 | 1.94 | 1.27 | 1.31 |

(7)特約発生率(個人保険)

(単位:‰)

| 区 分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-----------------------|------------|-------------------|
| 災 害 死 亡 保 障 契 約 | 件 数 金 額 | 0.071 0.083 |
| 障 害 保 障 契 約 | 件 数 金 額 | 0.138 0.021 |
| 災 害 入 院 保 障 契 約 | 件 数 金 額 | 4.383 110.371 |
| 疾 病 入 院 保 障 契 約 | 件 数 金 額 | 44.860 820.795 |
| 成 人 病 入 院 保 障 契 約 | 件 数 金 額 | 15.583 352.061 |
| 疾 病 ・ 傷 害 手 術 保 障 契 約 | 件 数 | 22.170 |
| 成 人 病 手 術 保 障 契 約 | 件 数 | 21.639 |
| | | 23.770 |
| | | 23.481 |

(8)事業費率(対収入保険料)

(単位:%)

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 24.1 | 25.1 |

(9)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 5社 | 4社 |

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 2社 | 2社 |

(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位:%)

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 100.0 | 100.0 |

(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付けに基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位:%)

| 格付区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|------|--------|--------|
| AA以上 | 13.8 | 10.1 |
| A以上 | 86.2 | 89.9 |

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:%)

| 格付区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|------|--------|--------|
| AA以上 | — | — |
| A以上 | 100.0 | 100.0 |

(注)格付けはスタンダード&プアーズ社とムーディーズ社の格付けを使用し、両社の格付けが異なる場合は、低い格付けを使用しています。

(12)未収受再保険金の額

(単位:百万円)

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 279 | 598 |

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位:百万円)

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| — | 2 |

(13)第三分野保険の給付事由または保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

(単位:%)

| | 2015年度 | 2016年度 |
|---------|--------|--------|
| 第三分野発生率 | 24.9 | 24.8 |
| 医療（疾病） | 25.0 | 25.2 |
| がん | 28.0 | 27.3 |
| その他 | 14.7 | 13.1 |

(注)1. 発生率は以下の算式により算出しています。

{発生保険金額+保険金・給付金等支払いに係る事業費など} ÷ {(年度始保有契約年換算保険料+年度末保有契約年換算保険料) / 2}

2. (注)1の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払いに備える保険料が含まれています。

3. (注)1の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払い額+対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)としています。

4. (注)1の算式中、分子の保険金・給付金等支払いに係る事業費などには、保険金支払いに係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。

5. 介護給付については、販売量が極めて少なく有意な情報ではないため「その他」に含めています。

VI.業務の状況を示す指標等

③ 経理に関する指標等

(1)支払備金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | | 2015年度末 | 2016年度末 |
|-----------------|---------------|---------|---------|
| 保 險 金 | 死 亡 保 險 金 | 7,422 | 8,229 |
| | 災 害 保 險 金 | 177 | 44 |
| | 高 度 障 害 保 險 金 | 312 | 307 |
| | 滿 期 保 險 金 | 42 | 17 |
| | そ の 他 | — | — |
| | 小 計 | 7,955 | 8,599 |
| 年 金 | | 130 | 71 |
| 給 付 金 | | 3,471 | 3,988 |
| 解 約 返 戻 金 | | 25,619 | 28,127 |
| 保 險 金 据 置 支 払 金 | | 4 | 4 |
| そ の 他 共 計 | | 37,254 | 40,870 |

(2)責任準備金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | | 2015年度末 | 2016年度末 |
|-------------------|-------------|-----------|-----------|
| 責任準備金 (除危険準備金) | 個 人 保 險 | 2,043,939 | 2,198,791 |
| | (一般勘定) | 2,026,089 | 2,179,688 |
| | (特別勘定) | 17,850 | 19,103 |
| | 個 人 年 金 保 險 | 142,458 | 142,621 |
| | (一般勘定) | 142,458 | 142,621 |
| | (特別勘定) | — | — |
| | 團 体 保 險 | 248 | 249 |
| | (一般勘定) | 248 | 249 |
| | (特別勘定) | — | — |
| | 團 体 年 金 保 險 | — | — |
| | (一般勘定) | — | — |
| | (特別勘定) | — | — |
| | そ の 他 | 4 | 3 |
| | (一般勘定) | 4 | 3 |
| | (特別勘定) | — | — |
| 危 険 準 備 金 | 小 計 | 2,186,650 | 2,341,666 |
| | (一般勘定) | 2,168,800 | 2,322,563 |
| | (特別勘定) | 17,850 | 19,103 |
| 合 計 | | 2,214,871 | 2,371,198 |
| (一 般 勘 定) | | 2,197,021 | 2,352,094 |
| (特 別 勘 定) | | 17,850 | 19,103 |



(3)責任準備金残高の内訳

(単位:百万円)

| 区分 | 保険料積立金 | 未経過保険料 | 危険準備金 | 合計 |
|---------|-----------|--------|--------|-----------|
| 2015年度末 | 2,098,797 | 87,853 | 28,221 | 2,214,871 |
| 2016年度末 | 2,242,745 | 98,921 | 29,531 | 2,371,198 |

(4)個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

①責任準備金の積立方式、積立率

| 積立方式 | 標準責任準備金対象契約 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|---------------|--------------|---------|---------|
| | | 平準純保険料式 | 平準純保険料式 |
| | 標準責任準備金対象外契約 | 平準純保険料式 | 平準純保険料式 |
| 積立率(危険準備金を除く) | | 100.0% | 100.0% |

(注)1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。

なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。

2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

②責任準備金残高(契約年度別)

(単位:百万円、%)

| 契約年度 | 責任準備金残高 | 予定利率 |
|---------------|---------|-----------|
| ~1980年度 | — | — |
| 1981年度~1985年度 | 9,635 | 6.20 |
| 1986年度~1990年度 | 27,475 | 6.20~6.25 |
| 1991年度~1995年度 | 96,754 | 4.25~6.25 |
| 1996年度~2000年度 | 429,723 | 2.00~3.10 |
| 2001年度~2005年度 | 564,593 | 1.50 |
| 2006年度~2010年度 | 642,114 | 1.50 |
| 2011年度 | 157,114 | 1.50 |
| 2012年度 | 128,546 | 1.50 |
| 2013年度 | 81,966 | 1.00 |
| 2014年度 | 81,438 | 1.00 |
| 2015年度 | 63,623 | 0.75~1.00 |
| 2016年度 | 39,323 | 0.75~1.00 |

(注)1. 「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く)を記載しています。

2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(5)特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

①責任準備金残高(一般勘定)

(単位:百万円)

| 責任準備金残高 (一般勘定) | 2015年度末 | 2016年度末 |
|-------------------|---------|---------|
| | 22 | 16 |

(注)1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。

2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

②算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第9項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第9項第1号ニに規定する率を使用しています。

VI.業務の状況を示す指標等

(6)契約者配当準備金明細表

(単位:百万円)

| | 区分 | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 | 合計 |
|--------|------------------|--------|--------|-------|--------|----------------|--------|--------|
| 2015年度 | 当期首現在高 | 656 | 20 | 4,216 | — | — | 30 | 4,923 |
| | 利息による増加 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | 0 |
| | 配当金支払による減少 | 21 | 0 | 3,873 | — | — | 28 | 3,924 |
| | 当期繰入額 | 180 | △0 | 4,074 | — | — | 21 | 4,275 |
| 2016年度 | 当期末現在高 | 815 | 19 | 4,417 | — | — | 23 | 5,275 |
| | ()内はうち積立配当金額です。 | (399) | (12) | (0) | (—) | (—) | (—) | (411) |
| | 当期首現在高 | 815 | 19 | 4,417 | — | — | 23 | 5,275 |
| 2016年度 | 利息による増加 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | 0 |
| | 配当金支払による減少 | 27 | 0 | 3,865 | — | — | 22 | 3,915 |
| | 当期繰入額 | 94 | △0 | 3,826 | — | — | 15 | 3,935 |
| | 当期末現在高 | 883 | 17 | 4,378 | — | — | 16 | 5,296 |
| | ()内はうち積立配当金額です。 | (562) | (13) | (0) | (—) | (—) | (—) | (576) |

(7)引当金明細表

(単位:百万円)

| | | 当期首残高 | 当期末残高 | 当期増減額 | 計上の理由および算定方法 |
|---------|------------|-------|-------|-------|------------------------------|
| 貸倒引当金 | 一般貸倒引当金 | 1 | 3 | 2 | 貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。 |
| | 個別貸倒引当金 | 35 | 33 | △2 | |
| | 特定海外債権引当勘定 | — | — | — | |
| 役員賞与引当金 | | 42 | 52 | 9 | 役員の業績連動報酬支払いに備えるため、計上しています。 |
| 退職給付引当金 | | 2,803 | 3,235 | 431 | 従業員の退職給付に備えるため、計上しています。 |
| 価格変動準備金 | | 4,240 | 5,412 | 1,171 | 保険業法第115条の規定により計上しています。 |

(8)特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。



(9)資本金等明細表

(単位:百万円)

| 区分 | | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|----------|------------|-------|-------|------------|
| 資本金 | | 17,250 | — | — | 17,250 |
| うち既発行株式 | 普通株式 | (27,250千株) | (—) | (—) | (27,250千株) |
| | | 17,250 | — | — | 17,250 |
| | 計 | 17,250 | — | — | 17,250 |
| 資本剰余金 | 資本準備金 | 12,100 | 640 | — | 12,740 |
| | その他資本剰余金 | 7,400 | — | 3,840 | 3,560 |
| | 計 | 19,500 | 640 | 3,840 | 16,300 |

(10)保険料明細表

(単位:百万円)

| 区分 | | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|------|---------|---------|
| 個人保険 | 人保険 | 371,991 | 395,955 |
| | 一時払 | 3,921 | 36 |
| | 年払 | 103,907 | 118,399 |
| | 半年払 | 2,320 | 2,547 |
| | 月払 | 261,841 | 274,971 |
| 個人年金保険 | 年金保険 | 9,557 | 8,782 |
| | 一時払 | — | — |
| | 年払 | 1,186 | 1,163 |
| | 半年払 | 42 | 40 |
| | 月払 | 8,329 | 7,578 |
| 団体保険 | | 11,545 | 10,931 |
| 団体年金保険 | | — | — |
| その他の共計 | | 393,164 | 415,721 |

(11)保険金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度合計 | 合計 | 2016年度 | | | | | | その他の保険 |
|---------|----------|--------|--------|--------|-------|--------|------|--------|--------|
| | | | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 | 財形年金保険 | |
| 死亡保険金 | 26,325 | 26,524 | 21,790 | — | 4,733 | — | — | — | 0 |
| 災害保険金 | 169 | 176 | 170 | — | 6 | — | — | — | — |
| 高度障害保険金 | 1,821 | 1,371 | 924 | — | 447 | — | — | — | — |
| 満期保険金 | 2,864 | 2,621 | 2,621 | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 31,180 | 30,695 | 25,506 | — | 5,188 | — | — | — | 0 |

(12)年金明細表

(単位:百万円)

| 2015年度合計 | 合計 | 2016年度 | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|------|--------|------|--------|
| | | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 | 財形年金保険 |
| 11,467 | 12,702 | 36 | 12,646 | 19 | — | — | — |

VI.業務の状況を示す指標等

(13)給付金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 合計 | 合計 | 2016年度 | | | | | |
|-------|--------------|--------|--------|--------|------|--------|----------------|--------|
| | | | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 |
| 死亡給付金 | 390 | 372 | 173 | 198 | — | — | — | — |
| 入院給付金 | 11,663 | 12,462 | 12,451 | 1 | 4 | — | — | 4 |
| 手術給付金 | 9,670 | 10,384 | 10,383 | 1 | — | — | — | — |
| 障害給付金 | 3 | 5 | 5 | — | 0 | — | — | — |
| 生存給付金 | 12,242 | 10,829 | 10,829 | — | — | — | — | — |
| 一時金 | 275 | 399 | 399 | — | — | — | — | — |
| その他 | 4,452 | 4,816 | 4,816 | 0 | — | — | — | 0 |
| 合計 | 38,698 | 39,271 | 39,059 | 202 | 4 | — | — | 4 |

(14)解約返戻金明細表

(単位:百万円)

| 2015年度 合計 | 合計 | 2016年度 | | | | | |
|--------------|--------|--------|--------|------|--------|----------------|--------|
| | | 個人保険 | 個人年金保険 | 団体保険 | 団体年金保険 | 財形保険 財形年金保険 | その他の保険 |
| 93,038 | 91,883 | 90,162 | 1,721 | — | — | — | — |

(15)減価償却費明細表

(単位:百万円、%)

| 区分 | 取得原価 | 当期償却額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 | 償却累計率 |
|------------|-------|-------|---------|-------|-------|
| 有形固定資産 | 4,198 | 471 | 2,682 | 1,515 | 63.9 |
| 建物 | 1,192 | 81 | 796 | 396 | 66.7 |
| リース資産 | 2,186 | 311 | 1,255 | 931 | 57.4 |
| その他の有形固定資産 | 819 | 79 | 631 | 187 | 77.1 |
| 無形固定資産 | — | — | — | — | — |
| ソフトウェア | — | — | — | — | — |
| その他の無形固定資産 | — | — | — | — | — |
| その他の | — | — | — | — | — |
| 合計 | 4,198 | 471 | 2,682 | 1,515 | 63.9 |

(16)事業費明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------|--------|---------|
| 営業活動費 | 37,173 | 39,255 |
| 営業管理費 | 4,300 | 3,762 |
| 一般管理費 | 53,298 | 61,303 |
| 合計 | 94,773 | 104,321 |

(注)一般管理費には、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金(2015年度:378百万円、2016年度:363百万円)を含んでいます。

(17)税金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|---------------|--------|--------|
| 国 税 | 844 | 943 |
| 消 費 税 | 359 | 448 |
| 地 方 法 人 特 別 税 | 361 | 382 |
| 印 紙 税 | 123 | 111 |
| 登 錄 免 許 税 | — | — |
| そ の 他 の 国 税 | — | 0 |
| 地 方 税 | 1,047 | 1,123 |
| 地 方 消 費 税 | 94 | 119 |
| 法 人 住 民 税 | — | — |
| 法 人 事 業 税 | 867 | 920 |
| 固 定 資 産 税 | 11 | 10 |
| 不 動 産 取 得 税 | — | — |
| 事 業 所 税 | 74 | 73 |
| そ の 他 の 地 方 税 | — | 0 |
| 合 計 | 1,892 | 2,067 |

(18)リース取引

【通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引】

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額 (単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|---------------------|---------|---------|
| 取 得 価 額 相 当 額 | 173 | 88 |
| 減 価 償 却 累 計 額 相 当 額 | 169 | 88 |
| 期 末 残 高 相 当 額 | 4 | — |

(注)取得価額相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

②未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | 2016年度末 | | |
|--------------------------------|---------|-----|-----|---------|-----|-----|
| | 1年以内 | 1年超 | 合 計 | 1年以内 | 1年超 | 合 計 |
| 未 経 過 リ ー ス 料 期 末 残 高 相 当 額 | 4 | — | 4 | — | — | — |

(注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、支払利子込み法によっています。

③支払リース料および減価償却費相当額

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 支 払 リ ー ス 料 | 28 | 4 |
| 減 価 償 却 費 相 当 額 | 28 | 4 |

④減価償却費相当額および利息相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

VI.業務の状況を示す指標等

(19)借入金残存期間別残高

(単位:百万円)

| 区分 | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | 合計 |
|---------|-------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------------|-------|
| | | | | | | (期間の定めのないもののを含む) | |
| 2015年度末 | リース債務 | 294 | 468 | 209 | — | — | 972 |
| 2016年度末 | リース債務 | 317 | 591 | 166 | — | — | 1,075 |

④ 資産運用に関する指標等

(1)資産運用の概況

①2016年度の資産の運用概況

P.27~28をご覧ください。

②ポートフォリオの推移

イ. 資産の構成

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|-------------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 現預金・コールローン | 42,989 | 1.8 | 56,191 | 2.2 |
| 買現先勘定 | — | — | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — |
| 商品有価証券 | — | — | — | — |
| 金銭の信託 | — | — | — | — |
| 有価証券 | 2,286,749 | 94.6 | 2,414,629 | 94.1 |
| 公社債 | 2,052,066 | 84.9 | 2,095,148 | 81.6 |
| 株式 | 0 | 0.0 | 10 | 0.0 |
| 外国証券 | 234,682 | 9.7 | 319,470 | 12.4 |
| 公社債 | 234,682 | 9.7 | 319,470 | 12.4 |
| 株式等 | — | — | — | — |
| その他証券 | — | — | — | — |
| 貸付金 | 37,406 | 1.5 | 38,254 | 1.5 |
| 保険約款貸付 | 37,406 | 1.5 | 38,254 | 1.5 |
| 一般貸付 | — | — | — | — |
| 不動産 | 463 | 0.0 | 396 | 0.0 |
| 繰延税金資産 | — | — | 8,464 | 0.3 |
| その他の他 | 49,840 | 2.1 | 48,985 | 1.9 |
| 貸倒引当金 | △37 | △0.0 | △37 | △0.0 |
| 合計 | 2,417,412 | 100.0 | 2,566,883 | 100.0 |
| うち外貨建資産 | 218,315 | 9.0 | 306,416 | 11.9 |



□. 資産の増減

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------|---------|---------|
| 現預金・コールローン | 10,794 | 13,201 |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — |
| 金銭の信託 | — | — |
| 有価証券 | 148,845 | 127,880 |
| 公社債 | 87,025 | 43,081 |
| 株式 | — | 10 |
| 外国証券 | 61,820 | 84,788 |
| 公社債 | 61,820 | 84,788 |
| 株式等 | — | — |
| その他の証券 | — | — |
| 貸付金 | 992 | 847 |
| 保険約款貸付 | 992 | 847 |
| 一般貸付 | — | — |
| 不動産 | △76 | △67 |
| 繰延税金資産 | △5,032 | 8,464 |
| その他の | 5,689 | △855 |
| 貸倒引当金 | 3 | △0 |
| 合計 | 161,216 | 149,470 |
| うち外貨建資産 | 71,501 | 88,101 |

(2)運用利回り

(単位:%)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------|--------|--------|
| 現預金・コールローン | 0.02 | 0.00 |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — |
| 金銭の信託 | — | — |
| 有価証券 | 1.96 | 1.92 |
| うち公社債 | 1.89 | 1.82 |
| うち株式 | — | — |
| うち外国証券 | 2.68 | 2.66 |
| 貸付金 | 3.03 | 3.02 |
| うち一般貸付 | — | — |
| 不動産 | — | — |
| 一般勘定計 | 1.86 | 1.79 |

(注)利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

VI.業務の状況を示す指標等

(3)主要資産の平均残高

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------|-----------|-----------|
| 現預金・コールローン | 41,257 | 48,511 |
| 買現先勘定 | — | — |
| 債券貸借取引支払保証金 | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — |
| 商品有価証券 | — | — |
| 金銭の信託 | — | — |
| 有価証券 | 2,134,440 | 2,271,204 |
| うち公社債 | 1,944,536 | 2,010,334 |
| うち株式 | 0 | 5 |
| うち外国証券 | 189,903 | 260,864 |
| 貸付金 | 36,776 | 37,729 |
| うち一般貸付 | — | — |
| 不動産 | 507 | 429 |
| 一般勘定計 | 2,271,193 | 2,428,739 |
| うち海外投融資 | 189,903 | 260,864 |

(4)資産運用収益明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------|--------|--------|
| 利息および配当金等収入 | 40,209 | 41,676 |
| 商品有価証券運用益 | — | — |
| 金銭の信託運用益 | — | — |
| 売買目的有価証券運用益 | — | — |
| 有価証券売却益 | 3,231 | 5,232 |
| 有価証券償還益 | — | — |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| 為替差益 | 50 | — |
| 貸倒引当金戻入額 | — | — |
| その他運用収益 | — | — |
| 合計 | 43,490 | 46,908 |



(5)資産運用費用明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-----------------|--------|--------|
| 支 払 利 息 | 78 | 93 |
| 商品有価証券運用損 | — | — |
| 金 銭 の 信 託 運 用 損 | — | — |
| 売買目的有価証券運用損 | — | — |
| 有 価 証 券 売 却 損 | 572 | 2,220 |
| 有 価 証 券 評 価 損 | — | — |
| 有 価 証 券 償 還 損 | — | — |
| 金融派生商品費用 | 545 | 1,125 |
| 為 替 差 損 | — | 26 |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 | 0 | 11 |
| 貸 付 金 償 却 | — | — |
| 賃貸用不動産等減価償却費 | — | — |
| そ の 他 運 用 費 用 | 54 | 67 |
| 合 計 | 1,251 | 3,545 |

(6)利息および配当金等収入明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 預 賯 金 利 息 | — | — |
| 有価証券利息・配当金 | 39,090 | 40,534 |
| 公 社 債 利 息 | 34,782 | 34,584 |
| 株 式 配 当 金 | — | — |
| 外 国 証 券 利 息 配 当 金 | 4,308 | 5,950 |
| 貸 付 金 利 息 | 1,113 | 1,141 |
| 不 動 産 賃 貸 料 | — | — |
| そ の 他 共 計 | 40,209 | 41,676 |

(7)有価証券売却益明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-----------|--------|--------|
| 国 債 等 債 券 | 2,096 | 2,298 |
| 株 式 等 | — | — |
| 外 国 証 券 | 1,134 | 2,933 |
| そ の 他 共 計 | 3,231 | 5,232 |

VI.業務の状況を示す指標等

(8)有価証券売却損明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|-------|--------|--------|
| 国債等債券 | 175 | 296 |
| 株式等 | — | — |
| 外国証券 | 397 | 1,924 |
| その他共計 | 572 | 2,220 |

(9)有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10)商品有価証券明細表

該当ありません。

(11)商品有価証券売買高

該当ありません。

(12)有価証券明細表

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|----------|-----------|-------|-----------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 国債 | 1,683,707 | 73.6 | 1,694,382 | 70.2 |
| 地方債 | 56,254 | 2.5 | 58,608 | 2.4 |
| 社債 | 312,104 | 13.6 | 342,156 | 14.2 |
| うち公社・公団債 | 139,387 | 6.1 | 163,108 | 6.8 |
| 株式 | 0 | 0.0 | 10 | 0.0 |
| 外国証券 | 234,682 | 10.3 | 319,470 | 13.2 |
| 公社債 | 234,682 | 10.3 | 319,470 | 13.2 |
| 株式等 | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — |
| 合計 | 2,286,749 | 100.0 | 2,414,629 | 100.0 |



(13)有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | | | | |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------------------|-----------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 (期間の定 めのないも のを含む) | 合計 |
| 有価証券 | 38,297 | 107,566 | 189,126 | 158,486 | 206,436 | 1,586,835 | 2,286,749 |
| 国債 | 20,379 | 33,984 | 81,792 | 82,286 | 108,023 | 1,357,240 | 1,683,707 |
| 地方債 | 600 | — | 1,048 | — | 999 | 53,605 | 56,254 |
| 社債 | 15,912 | 52,874 | 61,966 | 30,671 | 28,890 | 121,789 | 312,104 |
| 株式 | | | | | | 0 | 0 |
| 外国証券 | 1,405 | 20,707 | 44,319 | 45,528 | 68,523 | 54,199 | 234,682 |
| 公社債 | 1,405 | 20,707 | 44,319 | 45,528 | 68,523 | 54,199 | 234,682 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — |

(単位:百万円)

| 区分 | 2016年度末 | | | | | | |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|---------------------------------|-----------|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 (期間の定 めのないも のを含む) | 合計 |
| 有価証券 | 44,511 | 141,874 | 182,853 | 117,684 | 268,634 | 1,659,070 | 2,414,629 |
| 国債 | 13,757 | 51,894 | 108,682 | 31,327 | 125,466 | 1,363,255 | 1,694,382 |
| 地方債 | — | 1,033 | — | — | 999 | 56,575 | 58,608 |
| 社債 | 28,742 | 59,154 | 28,704 | 37,619 | 14,308 | 173,627 | 342,156 |
| 株式 | | | | | | 10 | 10 |
| 外国証券 | 2,011 | 29,791 | 45,467 | 48,737 | 127,860 | 65,602 | 319,470 |
| 公社債 | 2,011 | 29,791 | 45,467 | 48,737 | 127,860 | 65,602 | 319,470 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — |

(14)保有公社債の期末残高利回り

(単位:%)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|-------|---------|---------|
| 公社債 | 1.88 | 1.80 |
| 外国公社債 | 2.67 | 2.43 |

VI.業務の状況を示す指標等

(15)業種別株式保有明細表

(単位:百万円、%)

| 区分 | | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|----------|------------|---------|-------|---------|-------|
| | | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 水産・農林業 | | — | — | — | — |
| 鉱業 | | — | — | — | — |
| 建設業 | | — | — | — | — |
| 製造業 | 食料品 | — | — | — | — |
| | 織維製品 | — | — | — | — |
| | パルプ・紙 | — | — | — | — |
| | 化学 | — | — | — | — |
| | 医薬品 | — | — | — | — |
| | 石油・石炭製品 | — | — | — | — |
| | ゴム製品 | — | — | — | — |
| | ガラス・土石製品 | — | — | — | — |
| | 鉄鋼 | — | — | — | — |
| | 非鉄金属 | — | — | — | — |
| | 金属製品 | — | — | — | — |
| | 機械 | — | — | — | — |
| | 電気機器 | — | — | — | — |
| | 輸送用機器 | — | — | — | — |
| | 精密機器 | — | — | — | — |
| | その他製品 | — | — | — | — |
| 電気・ガス業 | | — | — | — | — |
| 運輸・情報通信業 | 陸運業 | — | — | — | — |
| | 海運業 | — | — | — | — |
| | 空運業 | — | — | — | — |
| | 倉庫・運輸関連 | — | — | — | — |
| | 情報・通信業 | — | — | 10 | 95.8 |
| 商業 | 卸売業 | — | — | — | — |
| | 小売業 | — | — | — | — |
| 金融・保険業 | 銀行業 | — | — | — | — |
| | 証券、商品先物取引業 | — | — | — | — |
| | 保険業 | — | — | — | — |
| | その他金融業 | 0 | 100.0 | 0 | 4.2 |
| 不動産業 | | — | — | — | — |
| サービス業 | | — | — | — | — |
| 合計 | | 0 | 100.0 | 10 | 100.0 |

(注) 業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。



(16)貸付金明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|---------------------|----------|----------|
| 保険約款貸付 | 37,406 | 38,254 |
| 契約者貸付 | 33,438 | 34,246 |
| 保険料振替貸付 | 3,968 | 4,007 |
| 一般貸付 (うち非居住者貸付) | — (—) | — (—) |
| 企業貸付 (うち国内企業向け) | — (—) | — (—) |
| 国・国際機関・ 政府関係機関貸付 | — | — |
| 公共団体・公企業貸付 | — | — |
| 住宅ローン | — | — |
| 消費者ローン | — | — |
| その他の | — | — |
| 合計 | 37,406 | 38,254 |

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

VI.業務の状況を示す指標等

(23)有形固定資産明細表

①有形固定資産の明細

(単位:百万円、%)

| | 区分 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 償却累計額 | 償却累計率 |
|--------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 2015年度 | 土地 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建物 | 540 | 31 | 9 | 98 | 463 | 714 | 60.6 |
| | リース資産 | 391 | 670 | 0 | 208 | 851 | 1,008 | 54.2 |
| | 建設仮勘定 | — | — | — | — | — | — | — |
| | その他の有形固定資産 | 133 | 111 | 0 | 69 | 175 | 589 | 77.0 |
| | 合計 | 1,065 | 813 | 11 | 377 | 1,490 | 2,312 | 60.8 |
| 2016年度 | 土地 | — | — | — | — | — | — | — |
| | 建物 | 463 | 14 | — | 81 | 396 | 796 | 66.7 |
| | リース資産 | 851 | 392 | 1 | 311 | 931 | 1,255 | 57.4 |
| | 建設仮勘定 | — | — | — | — | — | — | — |
| | その他の有形固定資産 | 175 | 91 | 0 | 79 | 187 | 631 | 77.1 |
| | 合計 | 1,490 | 498 | 1 | 471 | 1,515 | 2,682 | 63.9 |

②不動産残高および賃貸用ビル保有数

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|----------|---------|---------|
| 不動産残高 | 463 | 396 |
| 営業用 | 463 | 396 |
| 賃貸用 | — | — |
| 賃貸用ビル保有数 | — | — |

(24)固定資産等処分益明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|--------|
| 有形固定資産 | — | — |
| 土地 | — | — |
| 建物 | — | — |
| リース資産 | — | — |
| その他 | — | — |
| 無形固定資産 | — | — |
| その他 | — | 0 |
| 合計 | — | 0 |



(25)固定資産等処分損明細表

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|--------|
| 有形固定資産 | 11 | 1 |
| 土地 | — | — |
| 建物 | 9 | — |
| リース資産 | 0 | 1 |
| その他の | 0 | 0 |
| 無形固定資産 | — | — |
| その他 | 0 | 0 |
| 合計 | 11 | 1 |

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

(27)海外投融資の状況

①資産別明細

イ.外貨建資産

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|---------|---------|------|---------|------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 公社債 | 216,405 | 92.2 | 303,234 | 94.7 |
| 株式 | — | — | — | — |
| 現預金・その他 | 102 | 0.0 | 893 | 0.3 |
| 小計 | 216,507 | 92.2 | 304,127 | 94.9 |

ロ.円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ.円貨建資産

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|---------------|---------|-----|---------|-----|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 非居住者貸付 | — | — | — | — |
| 公社債(円建外債)・その他 | 18,276 | 7.8 | 16,236 | 5.1 |
| 小計 | 18,276 | 7.8 | 16,236 | 5.1 |

二.合計

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|-------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 海外投融資 | 234,784 | 100.0 | 320,364 | 100.0 |

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

VI.業務の状況を示す指標等

(2)地域別構成

(単位:百万円、%)

| 区分 | 外 国 証 券 | | 公 社 債 | | 株 式 等 | | 非居住者貸付 | |
|---------|---------|---------|-------|---------|-------|----|--------|----|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 2015年度末 | 北米 | 106,206 | 45.3 | 106,206 | 45.3 | — | — | — |
| | ヨーロッパ | 61,860 | 26.4 | 61,860 | 26.4 | — | — | — |
| | オセアニア | 10,475 | 4.5 | 10,475 | 4.5 | — | — | — |
| | アジア | 52,027 | 22.2 | 52,027 | 22.2 | — | — | — |
| | 中南米 | 2,201 | 0.9 | 2,201 | 0.9 | — | — | — |
| | 中東 | — | — | — | — | — | — | — |
| | アフリカ | — | — | — | — | — | — | — |
| | 国際機関 | 1,910 | 0.8 | 1,910 | 0.8 | — | — | — |
| 合 計 | | 234,682 | 100.0 | 234,682 | 100.0 | — | — | — |
| 2016年度末 | 北米 | 120,370 | 37.7 | 120,370 | 37.7 | — | — | — |
| | ヨーロッパ | 72,226 | 22.6 | 72,226 | 22.6 | — | — | — |
| | オセアニア | 14,792 | 4.6 | 14,792 | 4.6 | — | — | — |
| | アジア | 97,901 | 30.6 | 97,901 | 30.6 | — | — | — |
| | 中南米 | 5,020 | 1.6 | 5,020 | 1.6 | — | — | — |
| | 中東 | — | — | — | — | — | — | — |
| | アフリカ | — | — | — | — | — | — | — |
| | 国際機関 | 9,159 | 2.9 | 9,159 | 2.9 | — | — | — |
| 合 計 | | 319,470 | 100.0 | 319,470 | 100.0 | — | — | — |

(3)外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|-----------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 占率 | 金額 | 占率 |
| 米ドル | 157,822 | 72.9 | 208,819 | 68.7 |
| ユーロ | 51,621 | 23.8 | 73,021 | 24.0 |
| オーストラリアドル | 7,063 | 3.3 | 12,770 | 4.2 |
| 英ポンド | — | — | — | — |
| その他 | — | — | 9,515 | 3.1 |
| 合計 | 216,507 | 100.0 | 304,127 | 100.0 |

(28)海外投融資利回り

(単位:%)

| 2015年度 | 2016年度 |
|--------|--------|
| 2.68 | 2.66 |

(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)

該当ありません。

(30)各種ローン金利

該当ありません。

(31)その他の資産明細表

(単位:百万円)

| 資産の種類 | 取得原価 | 当期増加額 | 当期減少額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 | 摘要 |
|-------|------|-------|-------|---------|-------|----|
| 会員権等 | 17 | 2 | 1 | — | 18 | |
| その他 | 39 | 19 | 21 | — | 37 | |
| 合計 | 56 | 22 | 23 | — | 55 | |

⑤ 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | | | | 2016年度末 | | | | |
|------------|-----------|-----------|---------|---------|----------|-----------|-----------|---------|----------|--------|
| | 帳簿 価額 | 時価 | 差損益 | | 帳簿 価額 | 時価 | 差損益 | | 帳簿 価額 | 時価 |
| | | | 差益 | 差損 | | | 差益 | 差損 | | |
| 満期保有目的の債券 | 1,221,145 | 1,555,133 | 333,988 | 333,988 | — | 1,204,852 | 1,481,038 | 276,185 | 276,987 | 802 |
| 責任準備金対応債券 | 143,026 | 168,786 | 25,760 | 25,760 | — | 199,659 | 215,634 | 15,974 | 18,428 | 2,453 |
| 子会社・関連会社株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他有価証券 | 829,866 | 922,576 | 92,710 | 94,444 | 1,733 | 946,065 | 1,010,107 | 64,041 | 71,242 | 7,201 |
| 公社債 | 611,594 | 687,894 | 76,300 | 76,372 | 72 | 631,751 | 690,636 | 58,884 | 61,139 | 2,255 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 外国証券 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 公社債 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 2,194,038 | 2,646,496 | 452,458 | 454,192 | 1,733 | 2,350,577 | 2,706,779 | 356,201 | 366,659 | 10,457 |
| 公社債 | 1,975,766 | 2,411,814 | 436,048 | 436,120 | 72 | 2,036,263 | 2,387,308 | 351,044 | 356,556 | 5,511 |
| 株式 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 外国証券 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 公社債 | 218,271 | 234,682 | 16,410 | 18,071 | 1,661 | 314,313 | 319,470 | 5,156 | 10,103 | 4,946 |
| 株式等 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の証券 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 買入金銭債権 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 譲渡性預金 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| その他 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は次のとおりです。

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|----|---------|---------|
| 合計 | 0 | 10 |

VI.業務の状況を示す指標等

(2)金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3)デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

①差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

| | 金利関連 | 通貨関連 | 株式関連 | 債券関連 | その他 | 合計 |
|-----------|------|-------|------|------|-----|-------|
| ヘッジ会計適用分 | — | △ 390 | — | — | — | △ 390 |
| ヘッジ会計非適用分 | — | — | — | — | — | — |
| 合 計 | — | △ 390 | — | — | — | △ 390 |

(注)ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(通貨関連△390百万円)は、損益計算書に計上されています。

②金利関連

該当ありません。

③通貨関連

(単位:百万円)

| 区分 店頭 | 種類 | 2015年度末 | | | 2016年度末 | | | | |
|----------|---------|---------|-------|-------|---------|--------|-------|-------|-------|
| | | 契約額等 | | 時価 | 差損益 | 契約額等 | | 時価 | 差損益 |
| | | うち1年超 | うち1年超 | | | うち1年超 | うち1年超 | | |
| 店頭 | 為替予約 | | | | | | | | |
| | 売建 | | | | | | | | |
| | 米ドル(対円) | 68,245 | — | 2,173 | 2,173 | 89,563 | — | 1 | 1 |
| | ユーロ(対円) | 47,837 | — | △ 31 | △ 31 | 71,520 | — | △ 580 | △ 580 |
| | その他(対円) | — | — | — | — | 9,586 | — | 185 | 185 |
| 店頭 | 通貨オプション | | | | | | | | |
| | 売建 コール | | | | | | | | |
| | 米ドル(対円) | — | — | — | — | 2,932 | — | △ 5 | 1 |
| | 買建 プット | | | | | | | | |
| | 米ドル(対円) | — | — | — | — | 2,596 | — | 8 | 0 |
| 合計 | | | | | 2,141 | | | | △ 390 |

(注)年度末の為替相場は先物相場を使用しています。

④株式関連

該当ありません。

⑤債券関連

該当ありません。

⑥その他

該当ありません。

VII. 保険会社の運営

① リスク管理の体制

P.52~54をご覧ください。

② 法令遵守の体制

P.41~43をご覧ください。

③ 法第百二十二条第一項第一号の確認(第三分野保険に係るものに限る。)の合理性および妥当性

1. 責任準備金の積立ての適切性を確保するための考え方

お客さまへ保険金・給付金などを確実にお支払いするためには、責任準備金を適正かつ十分に積み立てておくことが重要です。特に第三分野保険は死亡保険と異なり、医療政策などの外的要因による影響を受けやすい特性があることを考慮する必要があります。当社では、第三分野保険の責任準備金についても積立ての適切性を確保するために、以下のような取組みを行っています。

■ 平準純保険料式による手厚い責任準備金の積立て

保険業法に定められた積立方式の中で最も手厚い平準純保険料式を採用し、責任準備金を積み立てています。(標準責任準備金対象契約に関しては、標準責任準備金を積み立てています。)

■ 第三分野保険におけるストレス・テストの実施および検証

第三分野保険における将来の保険事故発生率が悪化した場合を想定するストレス・テストを実施し、平準純保険料式による責任準備金の積立水準が十分であるかどうかの確認を行っています。

この第三分野保険におけるストレス・テストは、平成10年大蔵省告示第231号の定めるところにより実施するものですが、当該ストレス・テストが的確に行われるために、リスク管理規程にしたがって社内規程を制定し、責任準備金の担当部署である経理財務部が当該ストレス・テストを実施したうえで、経理財務部とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制を確立しています。

■ 保険計理人による負債十分性テストの実施および確認

保険計理人は第三分野保険におけるストレス・テストの結果に応じて負債十分性テストを実施します。さらに、保険業法第121条第1項の定めるところにより、責任準備金の積立てが健全な保険数理に基づき、適正かつ十分なものであるかどうかの確認を行っています。

2. 負債十分性テスト、ストレス・テストにおける危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性

第三分野保険におけるストレス・テスト、負債十分性テストでは、過去の保険事故発生率をもとに、将来10年間にわたり保険事故発生率が悪化した場合に想定される発生率(危険発生率)を設定します。この危険発生率は、将来の保険事故発生率が悪化する不確実性の97.7%および99%の確率をカバーするものであり、仮に同一環境で100回の事業運営を行った場合に1回から3回起るかどうかといったような十分な悪化シナリオを想定しています。当社では、危険発生率などの設定水準の合理性および妥当性を確保するため、以下の取組みを行っています。

■ 過去の保険事故発生率実績と結果の活用

当社では危険発生率設定の際、給付内容の危険特性などの観点から分類した「保険料計算基礎率を同じくする保険契約区分」ごとに、危険選択の効果の影響も考慮したうえで過去10年間の経過年数別保険事故発生率の平均値および標準偏差(変動幅)を分析し、これらを活用しています。

■ 危険発生率の設定・検証

危険発生率の設定に関しても、責任準備金の担当部署である経理財務部が実施したうえで、当該部署とは独立したリスク管理部が検証を行い、保険計理人へ報告する体制としています。

VII. 保険会社の運営

3. 第三分野保険におけるストレス・テストおよび負債十分性テストの結果(2016年度末決算期)

第三分野保険におけるストレス・テストの結果、2016年度末において、危険準備金として504百万円の積立てを行っています。また、負債十分性テストの結果、責任準備金の積立水準が不足していると判断し、2016年度末において、保険料積立金として182百万円の追加積立てを行っています。

④ 外部機関の仲介による苦情等の解決(金融ADR制度)

P.31をご覧ください。

⑤ 個人データ保護について

P.45~51をご覧ください。

⑥ 反社会的勢力対応基本方針

当社は、「SOMPOホールディングスグループ 反社会的勢力対応基本方針」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対して毅然とした態度を堅持することによりこれを拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し健全な企業経営を実現します。

1. 業務方針

(1) 反社会的勢力との関係の遮断

当社グループは、反社会的勢力との取引を行わず、取引開始後に反社会的勢力であると判明したときも関係の遮断に向けて可能な限りの措置を講じます。

(2) 不当要求などへの組織的な対応

当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けたときは、組織として毅然と対応し、要求を拒絶します。

(3) 裏取引・利益供与の禁止

当社グループは、不祥事などを理由とする不当要求を受けたときも、裏取引を行うことなく要求を拒絶します。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する利益供与を行いません。

2. 業務内容および執行体制

当社グループは、法令・規制、事業・サービスの特性上適当でない場合を除き、反社会的勢力に適切に対応するため、次の取組を行います。

(1) 反社会的勢力との取引等の特定

(2) 反社会的勢力との関係の遮断

(3) 反社会的勢力対応態勢の整備

(4) 取締役会等への報告

VIII.特別勘定に関する指標等

① 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | 2016年度末 |
|----------|---------|---------|
| | 金額 | 金額 |
| 個人変額保険 | 20,642 | 22,143 |
| 個人変額年金保険 | — | — |
| 団体年金保険 | — | — |
| 特別勘定計 | 20,642 | 22,143 |

② 個人変額保険および個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

当期の運用環境・運用実績(2016年4月～2017年3月)

①国際型

主要な投資対象である外国株式市場は、期初はEU離脱となった英國の国民投票や米国の大統領選挙を巡る不透明感が嫌気され、調整する局面も見られました。

その後、米国の大統領選挙でトランプ氏が当選すると、財政支出の拡大等、経済政策に対する期待から株価は上昇基調となりました。期末にかけても、トランプ政権の政策期待に加え、グローバルな景気回復やオランダ下院選挙での極右政党敗北等を背景とする歐州政治の不透明感後退から堅調に推移し、年度でインデックスは12.0%の上昇となりました。

②株式型

期初は企業決算で業績見通しの悪化が市場参加者の想定内に留まつたことを背景に株価は堅調に推移しました。その後、6月末の英國国民投票がEU離脱との結果になったことを受け、リスク回避姿勢から株価は急落したものの、米国における経済対策への期待の高まりや堅調な企業業績を背景に株価は反発しました。

11月には米大統領選挙でトランプ氏が勝利したことによる政策期待の高まりや、円安進行により株価は急騰しました。年明け以降はトランプ政権に対する期待と不安が交錯し株価は期末にかけて一進一退の展開となりました。

年度でインデックスは17.5%の上昇となりました。

③総合型

国内債券市場は、期初はマイナス金利政策により利回りは低下(価格は上昇)しました。その後、2016年9月に日銀がこれまでの金融政策の見直しを行ったことや、米国債券の利回りが上昇したことなどから、国内債券の利回りも上昇(価格は下落)しました。

外国債券市場については、トランプ氏の当選した11月以降、米国中心に利回りが上昇(価格は下落)しました。

国内株式・外国株式市場については、トランプ政権に対する政策期待の高まりから、国内株式・外国株式は上昇しました。全体では国内株式・外国株式の上昇により、年度でインデックスは2.7%の上昇となりました。

※各特別勘定の運用方法(運用の基本的性格)

国際型特別勘定

外国の株式を中心に一部日本の株式を組み入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみで運用する場合よりも安定的といえますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定し、TOPIX(東証株価指数)を上回ることを目標に運用します。

公社債のみで運用する場合よりも高いリターンが期待できるものの、リスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債・外国の公社債を中心に一部日本の株式および外国の株式を組入れます。

3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

VIII. 特別勘定に関する指標等

③ 個人変額保険および個人変額年金保険の状況

・個人変額保険

(1) 保有契約高

(単位:件、百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|-----------|---------|--------|---------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 変額保険(有期型) | 48 | 173 | 39 | 159 |
| 変額保険(終身型) | 11,752 | 74,081 | 11,462 | 72,973 |
| 合計 | 11,800 | 74,254 | 11,501 | 73,132 |

(2) 年度末資産の内訳

(単位:百万円、%)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|------------|---------|-------|---------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 現預金・コールローン | 1,948 | 9.4 | 1,883 | 8.5 |
| 有価証券 | 18,473 | 89.5 | 20,041 | 90.5 |
| 公社債 | 5,973 | 28.9 | 5,739 | 25.9 |
| 株式 | 6,996 | 33.9 | 7,953 | 35.9 |
| 外国証券 | 5,504 | 26.7 | 6,348 | 28.7 |
| 公社債 | 1,234 | 6.0 | 1,619 | 7.3 |
| 株式等 | 4,269 | 20.7 | 4,729 | 21.4 |
| その他証券 | — | — | — | — |
| 貸付金 | — | — | — | — |
| その他の | 220 | 1.1 | 218 | 1.0 |
| 貸倒引当金 | — | — | — | — |
| 合計 | 20,642 | 100.0 | 22,143 | 100.0 |



(3)運用収支状況

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度 | 2016年度 |
|----------|--------|--------|
| | 金額 | 金額 |
| 利息配当金等収入 | 390 | 368 |
| 有価証券売却益 | 606 | 630 |
| 有価証券償還益 | — | — |
| 有価証券評価益 | 483 | 1,393 |
| 為替差益 | 23 | 17 |
| 金融派生商品収益 | — | — |
| その他の収益 | — | — |
| 有価証券売却損 | 360 | 191 |
| 有価証券償還損 | 3 | 1 |
| 有価証券評価損 | 1,934 | 348 |
| 為替差損 | 27 | 16 |
| 金融派生商品費用 | — | — |
| その他の費用 | — | — |
| 収支差額 | △822 | 1,851 |

(4)有価証券等の時価情報

①売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

| 区分 | 2015年度末 | | 2016年度末 | |
|----------|----------|----------------|----------|----------------|
| | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価損益 | 貸借対照表計上額 | 当期の損益に含まれた評価損益 |
| 売買目的有価証券 | 18,473 | △1,450 | 20,041 | 1,044 |

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

該当ありません。

・個人変額年金保険

該当ありません。

IX. 保険会社およびその子会社等の状況

該当ありません。

MEMO

MEMO

MEMO

「損保ジャパン日本興亜ひまわり生命の現状2017」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社 経営企画部

2017年7月発行

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル
TEL.03-6742-3111(代表)
URL <http://www.himawari-life.co.jp/>